

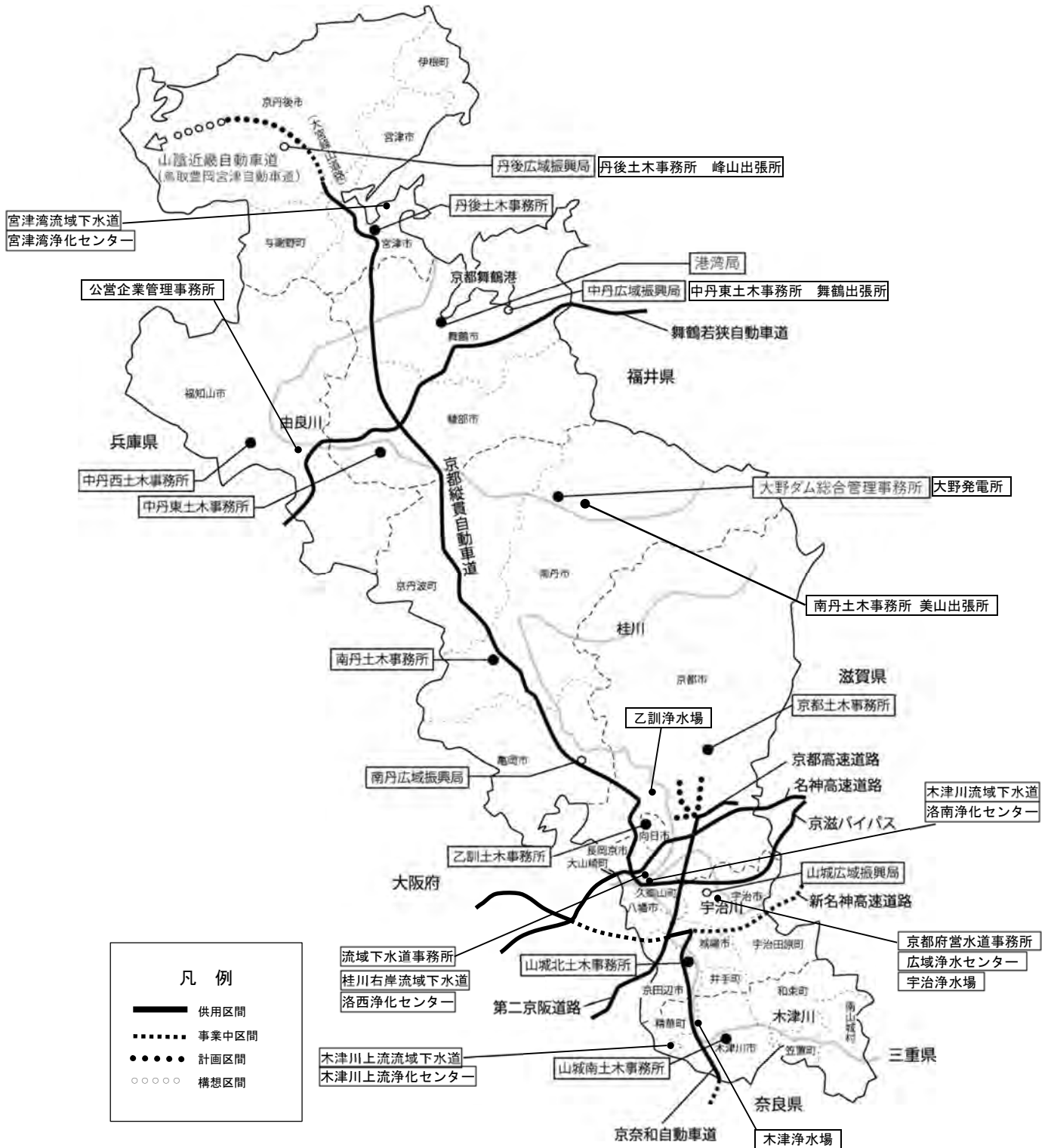
**令和8年度
京都府建設交通部の概要**

目 次

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| I | 京都府の概要 | 1 |
| II | 施策展開の方向 | 3 |
| III | 組織 | 5 |
| IV | 予算 | 7 |
| | 1 令和8年度当初予算額 | 7 |
| | 2 部所管予算額の推移 | 8 |
| | 3 令和8年度当初及び2月補正予算（主要事項） | 9 |
| V | 事業の概要 | 12 |
| 1 | 成長・交流・暮らしの基盤づくり | 12 |
| | 1 道路 | 12 |
| | 2 交通政策 | 17 |
| | 3 港湾 | 22 |
| | 4 都市計画 | 26 |
| | 5 公園 | 29 |
| | 6 水道・工業用水道・電気 | 31 |
| | 7 下水道（汚水） | 36 |
| | 8 建築 | 40 |
| | 9 住宅 | 44 |
| 2 | ハード・ソフト一体的な防災・減災対策 | 48 |
| | 1 河川 | 48 |
| | 2 下水道（雨水） | 52 |
| | 3 砂防 | 56 |
| | 4 海岸 | 60 |
| | 5 防災情報 | 62 |
| | 6 耐震対策（住宅・建築物、宅地）、盛土対策 | 65 |
| 3 | 公共インフラ施設の計画的管理 | 67 |
| | インフラ長寿命化 | 67 |
| 4 | 事業推進のための取組 | 69 |
| | 1 公共事業の適正・円滑な推進 | 69 |
| | 2 用地取得・土地対策 | 75 |
| | 3 営繕 | 77 |

I 京都府の概要

主要道路、河川等位置図



土木事務所管内各市町村の面積・人口

| 広域振興局 | 土木事務所 | 郡及び市町村名 | 面積 (k m ²) | 人口 (人) | |
|-------------------|--------------------|-----------|------------------------|-----------|--------|
| | 京都土木事務所 (京都市) | 京都市 | 827.83 | 1,426,642 | |
| 山城広域振興局 (宇治市) | 乙訓土木事務所 (向日市) | 向日市 | 7.72 | 55,213 | |
| | | 長岡京市 | 19.17 | 81,421 | |
| | | 乙訓郡 大山崎町 | 5.97 | 16,100 | |
| | | 小計 | 32.86 | 152,734 | |
| | 山城北土木事務所 (京田辺市) | 宇治市 | 67.54 | 172,169 | |
| | | 城陽市 | 32.71 | 71,289 | |
| | | 八幡市 | 24.35 | 67,882 | |
| | | 京田辺市 | 42.92 | 74,830 | |
| | | 久世郡 久御山町 | 13.86 | 14,478 | |
| | | 綴喜郡 井手町 | 18.04 | 6,880 | |
| | | 綴喜郡 宇治田原町 | 58.16 | 8,270 | |
| | 小計 | 257.58 | 415,798 | | |
| | 山城南土木事務所 (木津川市) | 木津川市 | 85.13 | 77,832 | |
| | | 相楽郡 | 笠置町 | 23.52 | 895 |
| 和束町 | | | 64.93 | 2,946 | |
| 精華町 | | | 25.68 | 34,611 | |
| 南山城村 | | | 64.11 | 2,094 | |
| 小計 | 263.37 | 118,378 | | | |
| 南丹広域振興局 (亀岡市) | 南丹土木事務所 (南丹市) | 亀岡市 | 224.80 | 83,595 | |
| | | 南丹市 | 616.40 | 29,353 | |
| | | 船井郡 京丹波町 | 303.09 | 11,223 | |
| | | 小計 | 1,144.29 | 124,171 | |
| 中丹広域振興局 (舞鶴市) | 中丹東土木事務所 (綾部市) | 舞鶴市 | 342.13 | 72,657 | |
| | | 綾部市 | 347.10 | 29,372 | |
| | | 小計 | 689.23 | 102,029 | |
| | 中丹西土木事務所 (福知山市) | 福知山市 | 552.54 | 73,633 | |
| 丹後広域振興局 (京丹後市) | 丹後土木事務所 (宮津市) | 宮津市 | 172.74 (a) | 14,732 | |
| | | 京丹後市 | 501.44 (a) | 45,784 | |
| | | 与謝郡 | 伊根町 | 61.95 (a) | 1,690 |
| | | | 与謝野町 | 108.38 | 17,714 |
| | | 小計 | 844.51 | 79,920 | |
| 合計 (15市10町1村) | | | 4612.21 | 2,493,305 | |

* 広域振興局及び土木事務所の () 内は、所在地を示している。

* 京都市域については、一部、乙訓土木事務所及び南丹土木事務所の所管する地域があるが、面積・人口は市町村の行政区域ごとに示した。

* 面積：令和6年10月1日現在（令和6年京都府統計書（令和8年刊行））

人口：令和8年4月1日現在（京都府推計人口）

* (a) 宮津市、京丹後市及び与謝郡伊根町は、境界の一部が未定のため、参考値を示した。

II 施策展開の方向

1 京都府総合計画【全体構成】

改定した京都府総合計画の将来構想で掲げる「京都府の将来像」の実現に向けては、全ての営みの土台となる「安心」、未来を担う子どもたちをあたたく育み、生活や絆を守る「温もり」、夢や希望、魅力や活力の源泉となる「ゆめ実現」の3つの視点から、誰もが未来に希望が持てる「あたたかい京都づくり」を進めてまいります。

■ 京都府総合計画の構成・内容

(1) 将来構想

| | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府」をめざして | |
| 【2040年に実現したい京都府の将来像】 | |
| ①人と地域の絆を大切に する共生の京都府 | ②文化の力を継承し 新たな価値を創造する 京都府 |
| ③豊かな産業と交流を 創造する京都府 | ④環境と共生し安心・ 安全が実感できる京 都府 |

(2) 基本計画

■ 京都府がめざす施策の方向性を示した「8つのビジョンと基盤整備」

| | | | |
|------------|---|---|---|
| あたたかい京都づくり | | | |
| 視点 | 安心 | 温もり | ゆめ実現 |
| ビジョン | ①安心できる健康・医療・福祉の実現 ②災害・犯罪等からの安心・安全の実現 | ③子育て環境日本一・京都の実現 ④誰もが活躍できる生涯現役・共生京都の実現 ⑤共生による環境先進地・京都の実現 | ⑥未来を拓く京都産業の実現 ⑦文化の力で世界に貢献する京都の実現 ⑧交流と連携による活力ある京都の実現 |
| 礎 | 「8つのビジョン」を支える人・物・情報・日々の生活の基盤づくり | | |

■ 市町村単位を越えた連携に着目した「8つの広域連携プロジェクト」

| | |
|---|--|
| 4分野 | 4つのエリア |
| ①産業・物流広域連携プロジェクト ②環境広域連携プロジェクト ③文化・スポーツ広域連携プロジェクト ④観光・交流広域連携プロジェクト | ⑤京都府北部地域連携都市圏広域連携プロジェクト ⑥南丹地域スポーツ&ウェルネス&ニューライフ広域連携プロジェクト ⑦京都府南部イノベーションベルト広域連携プロジェクト ⑧グレーターけいはんな広域連携プロジェクト |

■ 全体を分野別に体系化した「分野別基本施策」

20に分けた分野ごとに「2040年に実現したい姿」を示すとともに、「現状分析・課題」、「4年間の対応方向・具体方策」、「数値目標」により、目標達成に向けた方向性や手段を体系的に明らかにするもの。

(3) 地域振興計画

山城・南丹・中丹・丹後の広域振興局ごとに各地域の資源や特性を生かした、地域振興策を示すもの。

2 京都府総合計画【8つのビジョンと基盤整備（主な建設交通部の取組）】

「8つのビジョン」を支える人・物・情報・日々の生活の基盤づくり

改定した京都府総合計画の基本計画で掲げる「8つのビジョン」を効果的に推進するためには、人・物・情報の流れや、日々の生活の基盤づくりが必要不可欠であり、さらに、広域連携プロジェクトや地域振興計画との連動により、地域の個性ある魅力づくりや更なる成長・発展につなげていくため、人流・物流・情報通信・日々の生活の基盤づくりを促進します。

【重点分野】 人流・物流の基盤づくり

（主要な方策）

- ・新名神高速道路の全線開通と6車線化の促進
- ・山陰近畿自動車道の早期全線開通に向けた整備とルート確定の促進
- ・舞鶴国際ふ頭における第2バースの整備とⅡ期整備等による京都舞鶴港の機能強化

【重点分野】 日々の生活の基盤づくり

（主要な方策）

- ・持続可能な地域公共交通の確立をめざすための「地域公共交通計画」の策定支援
- ・鉄道駅における利用環境の整備や駅を中心としたにぎわいづくり等による公共交通の利用促進
- ・誘導ラインの設置や舗装の補修など、自転車走行環境整備の推進
- ・府立公園における手洗い場やトイレ等の衛生環境の改善や、芝生広場等のオープンスペースの整備の推進
- ・京都府公共施設等管理方針の個別施設計画に基づくインフラ施設の計画的な点検、補修



【安心】災害・犯罪等からの安心・安全の実現

危機管理体制を充実し、ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策を着実に推進することで、激甚化・頻発化する自然災害への対応力を高め、災害に強い京都をめざします。

【重点分野】 ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策の推進

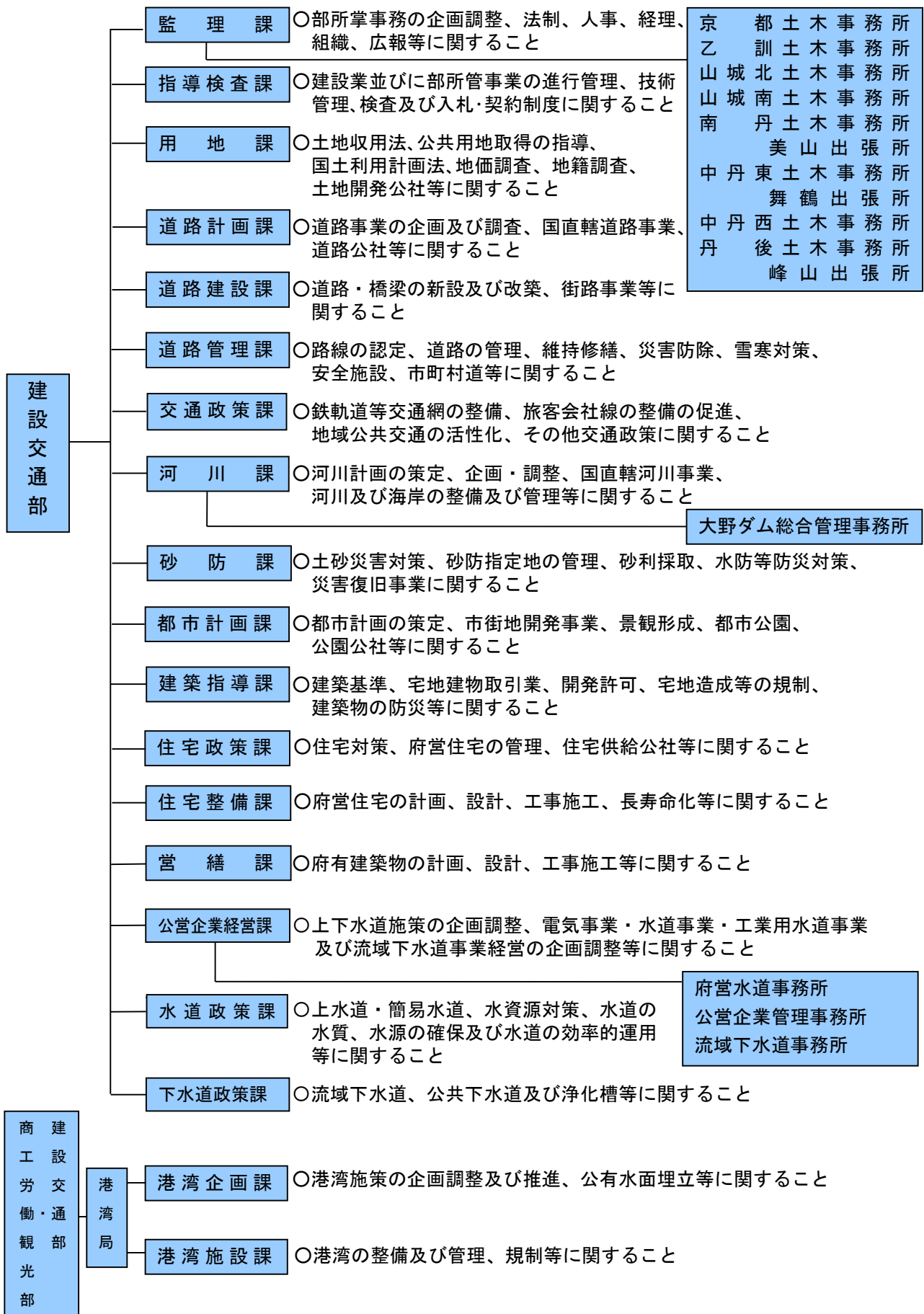
（主要な方策）

- ・あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水プロジェクト」の充実
- ・「宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）」等に基づく危険な盛土の規制等の推進
- ・京都府市町村災害復旧サポーターによる市町村への技術的支援の強化

Ⅲ 組織

機 構 図

(令和8年5月1日現在)



Ⅲ組織

職員配置表

(令和8年5月1日現在)

| 区分 | | 事務職員 | 技術職員 | 技能・労務職員 | 合計 | 備考 | |
|---------------------------------------|-------------|-------|------|---------|-----|-----------------------------------|--|
| 課(所)名 | | | | | | | |
| 本 庁 | 監理課 | 21 | 3 | - | 24 | 市町村派遣 3名 高岡市派遣 1名(富山県) 公社派遣 1名 | |
| | 指導検査課 | 7 | 16 | - | 23 | サポートセンター派遣13名 | |
| | 用地課 | 10 | - | - | 10 | 公社派遣 6名 | |
| | 道路計画課 | 5 | 10 | - | 15 | 公社派遣 12名 | |
| | 道路建設課 | - | 10 | - | 10 | | |
| | 道路管理課 | 4 | 10 | - | 14 | | |
| | 交通政策課 | 12 | 7 | - | 19 | KTR派遣 2名 | |
| | 河川課 | 6 | 17 | - | 23 | | |
| | 砂防課 | 6 | 13 | - | 19 | | |
| | 都市計画課 | 11 | 13 | - | 24 | | |
| | 建築指導課 | 8 | 17 | - | 25 | | |
| | 住宅政策課 | 13 | 6 | - | 19 | 公社派遣 2名 | |
| | 住宅整備課 | 2 | 11 | - | 13 | | |
| | 営繕課 | - | 23 | - | 23 | | |
| | 公営企業経営課 | 16 | 1 | - | 17 | | |
| | 水道政策課 | 3 | 9 | - | 12 | | |
| | 下水道政策課 | 1 | 12 | - | 13 | | |
| | 港湾局 | 港湾企画課 | 5 | 6 | - | 11 | |
| | | 港湾施設課 | 2 | 10 | - | 12 | |
| 小計 | | 132 | 194 | - | 326 | | |
| 地域 機関 | 京都土木事務所 | 18 | 19 | 2 | 39 | | |
| | 大野ダム総合管理事務所 | 3 | 10 | - | 13 | | |
| | 府営水道事務所 | 4 | 32 | - | 36 | | |
| | 公営企業管理事務所 | 2 | 8 | - | 10 | | |
| | 流域下水道事務所 | 8 | 31 | - | 39 | | |
| | 小計 | 35 | 100 | 2 | 137 | | |
| 合計 | | 167 | 294 | 2 | 463 | | |
| 土木 事務所 企画 振興 局 建設 部 | 乙訓 | 12 | 21 | 4 | 37 | | |
| | 山城北 | 28 | 50 | - | 78 | | |
| | 山城南 | 18 | 28 | 1 | 47 | | |
| | 南丹 | 32 | 51 | 9 | 92 | | |
| | 中丹東 | 23 | 37 | 3 | 63 | | |
| | 中丹西 | 19 | 30 | 2 | 51 | | |
| | 丹後 | 30 | 44 | 3 | 77 | | |
| 合計 | | 162 | 261 | 22 | 445 | | |
| 総計 | | 329 | 555 | 24 | 908 | | |

- (注) 1 監理課には部長及び企画調整理事、指導検査課には技監及び理事(建設企画担当)、建築指導課には技監、道路計画課には理事(道路政策担当)、交通政策課には理事及び理事(地域交通政策担当)、河川課には理事(治水政策担当)、公営企業経営課には公営企業管理監、港湾企画課には局長及び副局長を含む。
 2 市町村派遣及び公社等派遣職員(備考欄に記入)は外数である。
 3 フルタイム等再任用職員は、上表に含む。
 4 市町村派遣受入職員・併任職員は上表に含むが、市町村実務研修生は含まない。

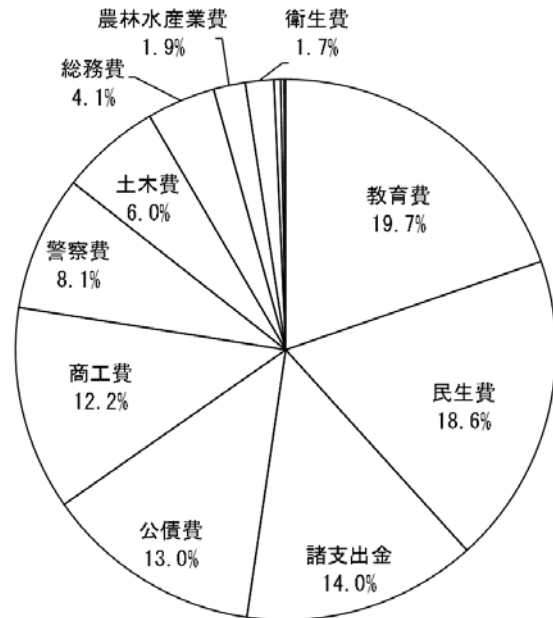
IV 予算

1 令和8年度当初予算額

● 京都府当初予算額内訳（一般会計）

| 款 | 予算額 | 構成比 |
|--------|---------------|--------|
| 議会費 | 1,995,627 | 0.2% |
| 総務費 | 42,962,312 | 4.1% |
| 民生費 | 193,675,444 | 18.6% |
| 衛生費 | 17,361,177 | 1.7% |
| 労働費 | 4,302,361 | 0.4% |
| 農林水産業費 | 19,341,889 | 1.9% |
| 商工費 | 126,806,152 | 12.2% |
| 土木費 | 62,964,262 | 6.0% |
| 警察費 | 84,989,654 | 8.1% |
| 教育費 | 205,529,722 | 19.7% |
| 災害復旧費 | 1,223,959 | 0.1% |
| 公債費 | 135,528,048 | 13.0% |
| 諸支出金 | 146,279,393 | 14.0% |
| 予備費 | 300,000 | 0.0% |
| 歳出計 | 1,043,260,000 | 100.0% |

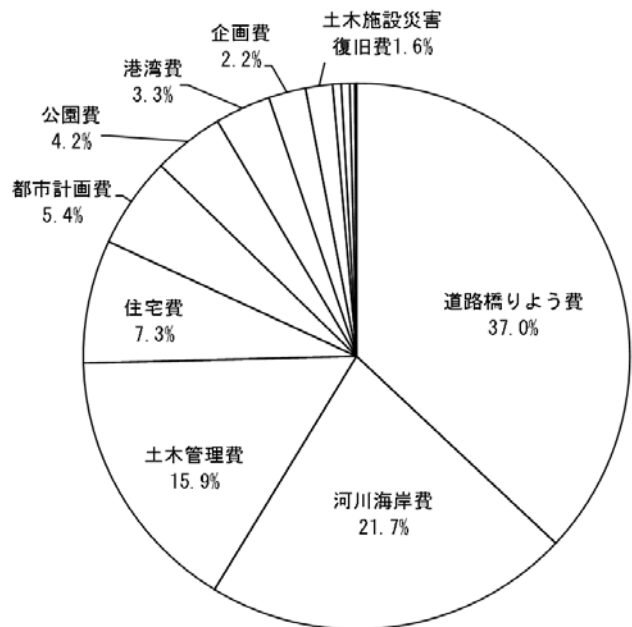
(単位：千円)



● 建設交通部当初予算額内訳（一般会計）

| 科目(項) | 予算額 | 構成比 |
|-----------|------------|--------|
| 企画費 | 1,434,888 | 2.2% |
| 環境衛生費 | 177,287 | 0.3% |
| 環境対策費 | 47,713 | 0.1% |
| 農地費 | 361,329 | 0.5% |
| 土木管理費 | 10,399,614 | 15.9% |
| 道路橋りよう費 | 24,236,826 | 37.0% |
| 河川海岸費 | 14,176,450 | 21.7% |
| 港湾費 | 2,171,461 | 3.3% |
| 都市計画費 | 3,558,334 | 5.4% |
| 公園費 | 2,770,290 | 4.2% |
| 住宅費 | 4,772,202 | 7.3% |
| 土木施設災害復旧費 | 1,020,966 | 1.6% |
| 公営企業出資金 | 336,004 | 0.5% |
| 部所管計 | 65,463,364 | 100.0% |

(単位：千円)



● 建設交通部当初予算額内訳（特別会計・事業会計） ※【】書きは、対前年度当初予算比

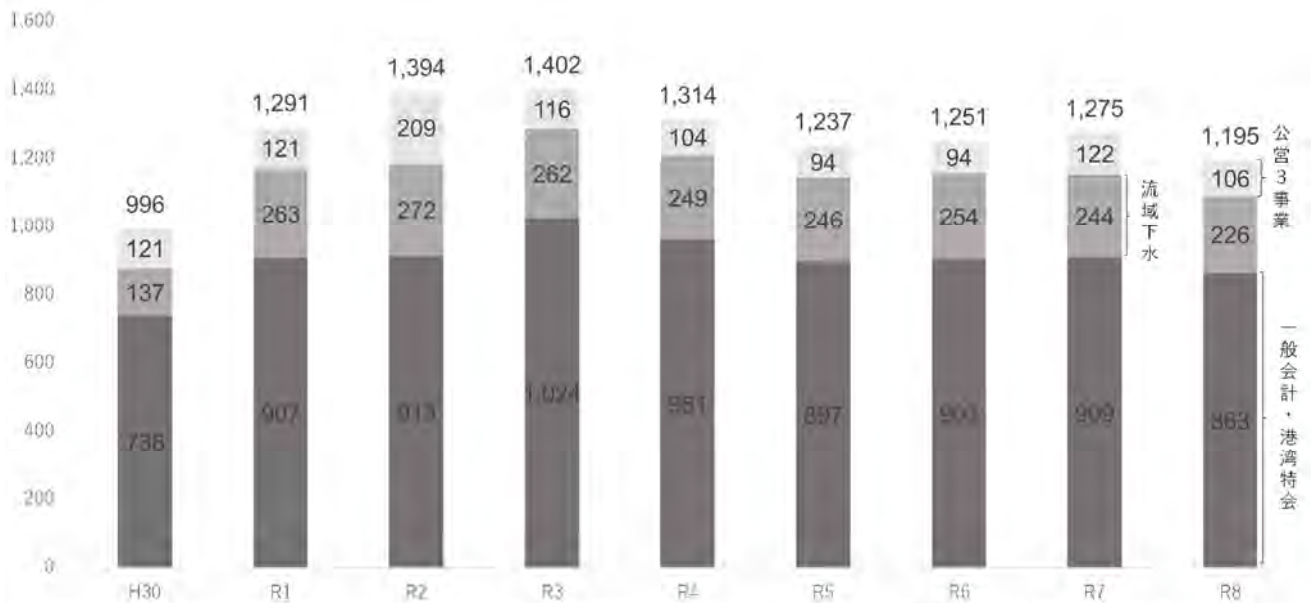
| | | |
|---------------|---------------|----------|
| ○港湾事業特別会計 | 2,400,477千円 | 【115.9%】 |
| ○京都府電気事業会計 | 652,497千円 | 【71.0%】 |
| ○京都府水道事業会計 | 8,824,694千円 | 【82.6%】 |
| ○京都府工業用水道事業会計 | 1,052,013千円 | 【182.6%】 |
| ○京都府流域下水道事業会計 | 22,420,961千円 | 【95.3%】 |
| ◎建設交通部全会計合計 | 100,814,006千円 | 【92.8%】 |

IV 予算

2 部所管予算額の推移

1 部所管当初予算額の推移

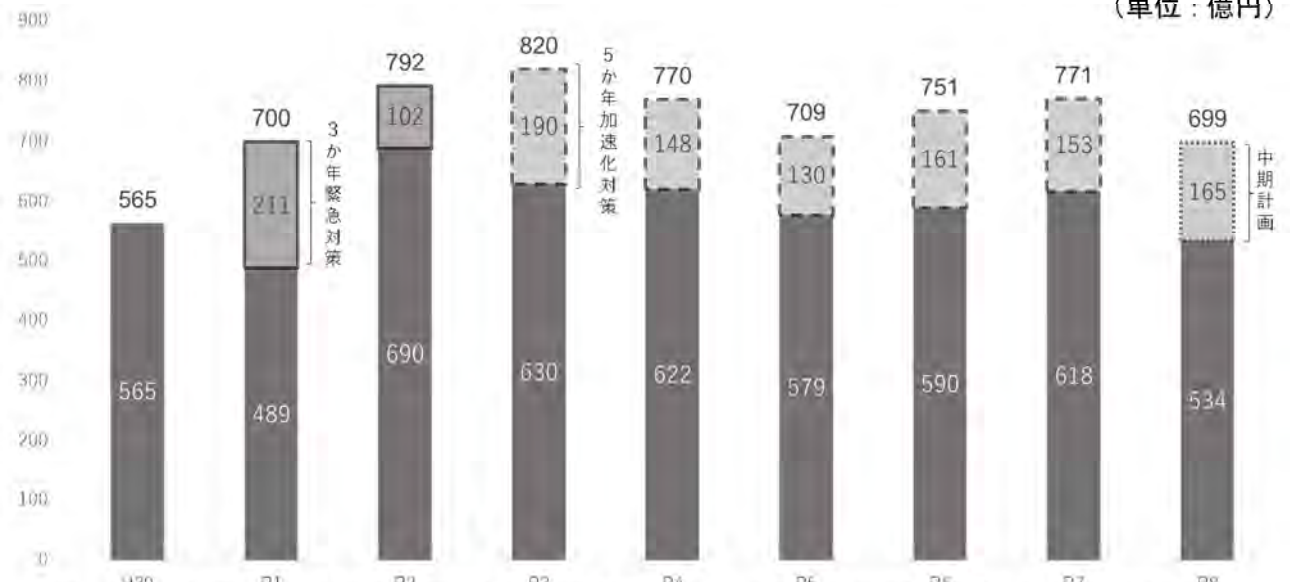
(単位：億円)



(補足) ・一般会計や公共用地特会 (R7まで)、港湾特会、公営4事業会計の当初予算額と経済対策補正予算額、肉付予算額を含めている (ただし、R8には肉付補正予算額を含めていない。)

2 部所管公共事業費の推移

(単位：億円)



(補足) ・3か年緊急対策とは「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のこと。令和元年度には、H30 2月補正分とR元当初分の2か年分を含む。
 5か年加速化対策とは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」のこと。
 中期計画とは、「第1次国土強靱化実施中期計画」のこと。
 ・当初予算額と経済対策補正予算額、肉付予算額を含めている (ただし、R8には肉付補正予算額を含めていない。)

3 令和8年度当初及び2月補正予算（主要事項）

（単位：千円）

| | 事業名 | 予算額 | 説明 |
|---|-----------------------------------|------------|---|
| 1 | 公共事業費 | 36,959,653 | <p>京都府総合計画に定められている、「『8つのビジョン』を支える人・物・情報・日々の生活の基盤づくり」等を着実に推進する。</p> <p>生活・交通基盤整備 28,831,653 安心・安全基盤整備 8,128,000</p> |
| 2 | 単独公共事業費 | 16,100,000 | <p>府民の暮らしの安心・安全を守るための防災基盤整備、橋りょう等社会インフラの計画的な予防補修、きめ細やかな小規模改良事業の実施に加え、河川における維持管理上重要な箇所の新設を推進する。</p> <p>防災基盤整備 4,491,909 インフラ長寿命化対策 3,987,767 地域密着型基盤整備 7,620,324</p> |
| 3 | 府民協働型インフラ保全事業費 緊急浚渫推進事業費【一部再掲】 | 4,173,000 | <p>(1) インフラの長寿命化やきめ細やかな地域づくりに活かすため、劣化箇所の報告や、身近な安心・安全につながる提案を府民から募集し、府民協働によるインフラ保全を推進する。 【建設交通部所管分】 2,900,000</p> <p>(2) 河川や砂防設備において、土砂堆積状況や人家への危険度に応じた対策の優先度の高い箇所を選定し、浚渫を実施する。 1,193,000</p> |
| 4 | 建設業人手不足対策支援事業費【一部新規】 | 300,000 | <p>人手不足や物価高騰等の様々な影響を受けている建設業者等が実施する人手不足対策に向けた取組等を支援する。</p> |
| 5 | 地籍調査事業費【一部新規】 | 313,000 | <p>土地の境界や面積、所有者など土地の基礎的情報(地籍)を明確にするため、市町村が実施する地籍調査を支援する。</p> |
| 6 | 地域交通総合対策費【一部新規】 | 2,272,596 | <p>住民の豊かな暮らしを支える「生活の足」として不可欠な地域交通の運行を維持・確保するため、利用促進とともに利便性向上や安全確保に係る取組を支援する。</p> <p>(1) 鉄道輸送の安全・安定性確保のための取組への支援 地域公共交通再構築事業費 835,000 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費 233,000 北近畿タンゴ鉄道支援費 318,000</p> <p>(2) 地域交通の維持・確保のための取組への支援 暮らしを支える交通ネットワーク支援事業費【一部新規】 400,000 公共ライドシェア利用支援事業費【新規】 20,000 地域公共交通利用促進事業費 70,000 生活交通ネットワーク構築支援費 390,119 地域公共交通計画推進支援事業費等 6,477</p> |

IV 予算

| | 事業名 | 予算額 | 説明 |
|----|---------------------------|------------|---|
| 7 | 防災・減災対策事業費【再掲】【一部新規】 | 26,020,050 | <p>令和6年能登半島地震をはじめ、近年、頻発化・激甚化する自然災害における教訓を踏まえ、今後、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害に備えた防災・減災対策を講じる。</p> <p>【建設交通部所管分】</p> <p>防災・減災基盤づくり 16,772,679</p> <p>その他 15,588,704</p> <p>1,183,975</p> |
| 8 | 全国都市緑化フェア開催事業費【新規】 | 45,000 | <p>「第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波」の開催を契機に、京都丹波の魅力発信や誘客促進による地域振興を図るとともに、中心的行事である全国都市緑化祭を開催する。</p> <p>【建設交通部所管分】</p> <p>全国都市緑化祭の開催 30,000</p> |
| 9 | 2027年国際園芸博覧会出展事業費【新規】 | 26,600 | <p>令和9年3月から横浜市で開始される「2027年国際園芸博覧会」において、京都府と京都市が協調して庭園を出展し、京都の歴史や伝統技術が織りなす風景と、みどり豊かで自然と調和した環境先進地・京都の姿を国内外へ発信する。</p> |
| 10 | AI水道漏水調査事業費【新規】 | 116,459 | <p>水道DX技術の活用によりメンテナンス業務を効率化することで、持続的で安定的な水道水の供給を推進する。</p> |
| 11 | 市町村上下水道経営基盤強化事業費 | 48,500 | <p>将来にわたる安心・安全な上下水道サービスの供給体制を築くため、市町村上下水道事業の経営基盤強化に資する取組を支援する。</p> |
| 12 | 住宅・建築物耐震化総合支援事業費【一部新規】 | 188,634 | <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく「京都府建築物耐震改修促進計画」により、府内の住宅・建築物の耐震化等を促進するため、支援事業を実施する市町村等を支援する。</p> |
| 13 | 子育て世帯向け府営住宅リノベーション事業費【再掲】 | 16,000 | <p>京都府子育て環境日本一推進戦略に基づき、子育てに喜びや楽しみを感じられる住まいを整備する。</p> |
| 14 | 京都舞鶴港日本海側拠点機能推進費 | 1,292,943 | <p>京都府舞鶴港において、国際コンテナ航路拡充やそれに伴う舞鶴国際ふ頭の拡張、外航クルーズ船誘致等、ソフト・ハード一体となった事業を推進する。</p> <p>【建設交通部所管分】 1,203,189</p> <p>国際クルーズ誘致事業 3,189</p> <p><港湾事業特別会計></p> <p>京都舞鶴港物流基盤重点整備事業【再掲】 1,200,000</p> |

国土強靱化に資する基盤づくりの推進

これまで平成30年度から始まった3か年緊急対策や令和2年度からの5か年加速化対策予算を最大限活用し、地域の安心・安全を確保するとともに、社会経済活動を支える基盤づくりを着実に推進。

代表例

新名神関連道路の整備

地域の生活や企業活動を支え、新名神高速道路の整備効果を広める道路整備を推進。平常時の安全で快適な通行に加え、**災害時の安全・安心の確保**に大きく寄与。今後予定されている新名神高速道路の開通により、広域的な道路ネットワークとの接続により、**さらなる地域の産業や観光振興、防災性の向上に寄与**するものと期待。

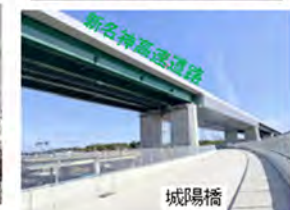
宇治田原山手線

国道307号(市辺奈島)



宇治木屋線(大打峠)

山城総合運動公園城陽線



鷲峰山トンネル

城陽橋

川を広げる河川整備(鴨川)

平成25年台風第18号により越水した京川橋下流において、川を広げる河川整備により、**治水安全度が向上**。



砂防施設の整備(目黒谷川)

土砂災害被害が懸念されていたため、砂防施設の整備により、人家77戸等の保全対象への**土砂災害被害の防止・軽減**。



令和8年度からは、国の第1次国土強靱化実施中長期計画に基づき、引き続き、将来を見据えた基盤づくりを推進。

代表例

まちづくりと連携した河川整備(防賀川)

浸水被害が発生した防賀川では、**流下能力拡大や逆流防止のための放水路や樋門の新設等を推進**。河川整備に合わせ、**区画整理事業による新市街地整備が進展しており、地方の成長にも大きく期待**。



緊急輸送道路などの幹線道路整備

大規模な災害に備え、緊急輸送道路に位置付けられている国道423号など幹線道路の整備を推進。人員や物資の**円滑な輸送が可能となり災害時の安心・安全の確保に寄与**。



集中豪雨を取り込む下水道整備

地下に埋設した「いろは呑龍トンネルや調整池」に、雨水を取り込む接続施設の整備を進め、**浸水被害を軽減**。



V 事業の概要

II 成長・交流・暮らしの基盤づくり

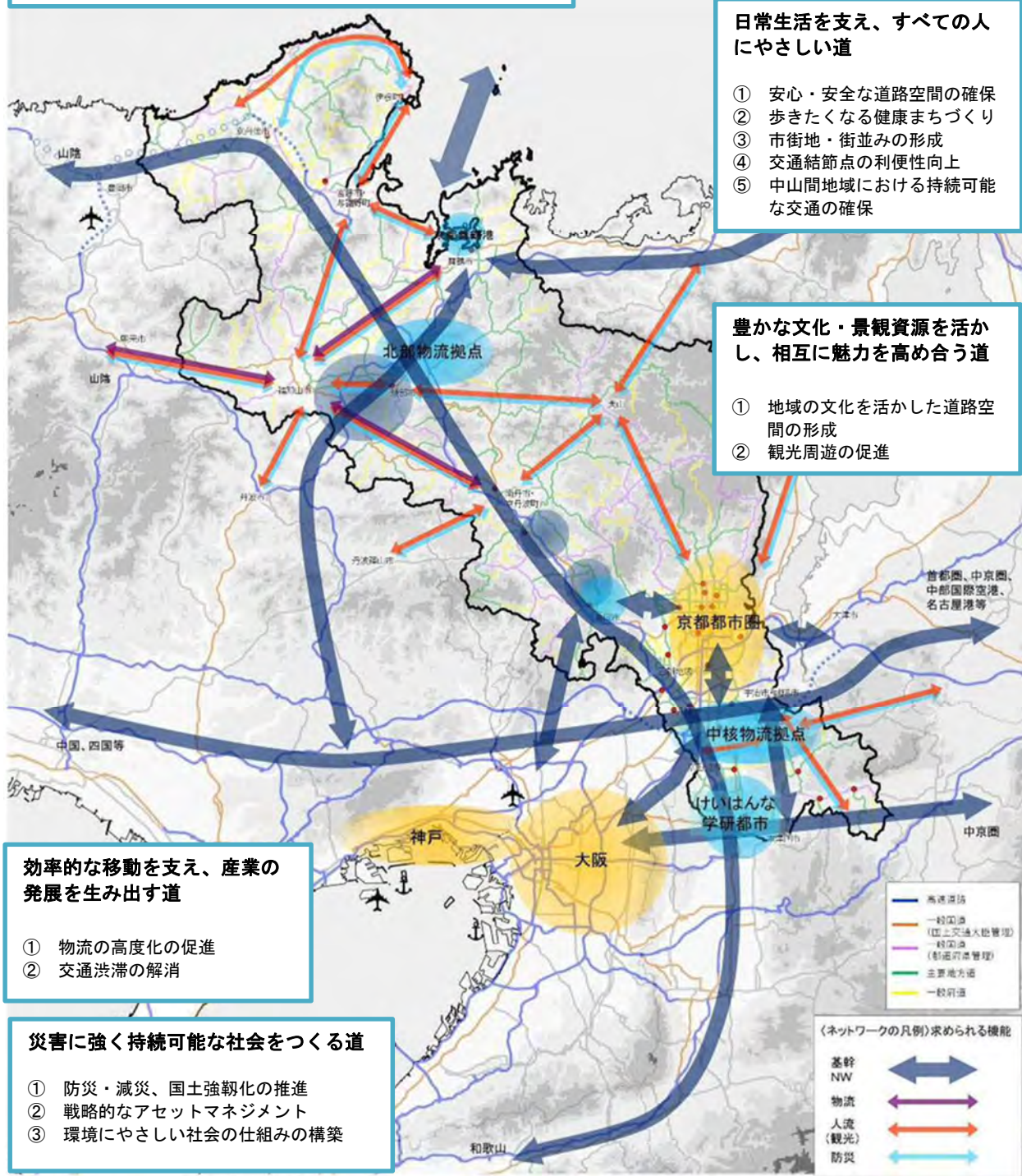
1 道路

基本方針

道路整備は、京都府総合計画が目指す「あたたかい京都づくり」を実現するための8つの全てのビジョンを支える基礎として位置付けられています。

道路ネットワークの在り方を示す「京都のみち2040」に基づき、地域振興・産業観光振興につながる高速道路を軸とした広域幹線道路や地域の基幹道路の整備、さらには府民の安全と暮らしを守る交通安全対策や道路防災対策等にも取り組み、府域の均衡ある発展を目指した道路整備を推進します。

【あたたかい京都づくりを実現するための道路施策】

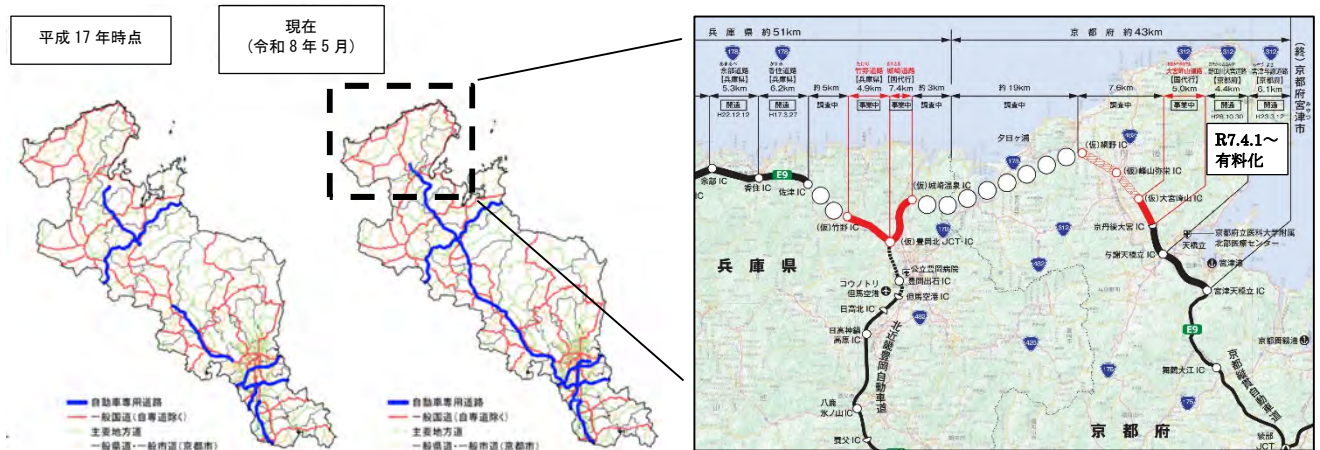


現状と課題

1 高速道路

京都府域の高速道路は、新名神高速道路や山陰近畿自動車道のミッシングリンクを解消するとともに、京都縦貫自動車道、舞鶴若狭自動車道や京奈和自動車道の全線4車線化などの機能強化を図る必要があります。

令和7年4月1日からは、山陰近畿自動車道の宮津天橋立IC～京丹後大宮IC間を有料化し、通行料金を維持管理等に活用するとともに、早期全線開通に向けて取組を加速させています。



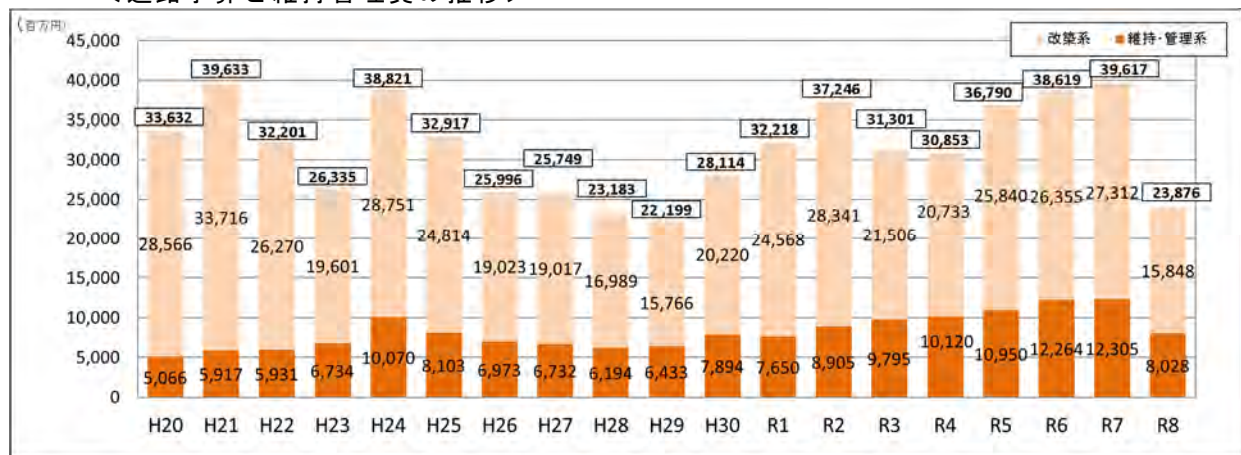
2 道路管理延長

京都府が管理する道路は令和6年3月31日時点で252路線、2,142.9kmとなっており、維持管理費用が年々増加傾向にあります。適正な維持管理を実施しながら、道路整備を推進する必要があります。

| | 国 道 | | 府 道 | | 市町村道 | 計 |
|-----------|-------|-------|---------|---------|----------|----------|
| | 指定区間 | 指定区間外 | 主要地方道 | 一般府道 | | |
| 京 都 府 全 域 | 419.8 | 545.7 | 1,109.2 | 1,080.3 | 12,554.3 | 15,709.3 |
| 京 都 市 内 | 65.6 | 112.8 | 225 | 254.5 | 2,972.7 | 3,630.6 |
| 京都市を除く市町村 | 354.2 | 432.9 | 884.2 | 825.8 | 9,581.6 | 12,078.7 |

：京都府管理道路 全2,142.9km

<道路予算と維持管理費の推移>



※：R7以前は当該年度の最終予算（当初+補正）を計上、R8は当初予算のみ計上している

令和8年度主要事業の概要

1 道路整備事業

成長と交流の基盤づくりを推進するため、新名神高速道路や京都縦貫自動車道等の高速道路を軸とした広域幹線道路網、地域の基幹道路の整備を進めるとともに、交通安全対策、道路防災対策、原子力防災対策等、府民の安全と暮らしを守る道路整備にも積極的に取り組みます。

(1) 豊かな文化、景観資源を活かし、相互に魅力を高めあう道

■ 人・モノ・情報が国土全体を行き交う活力ある社会を目指すため、広域交通ネットワーク、アクセス道路、広域観光交流圏の拡充等につながる道路整備を促進、推進します。

- ・新名神高速道路〔大津・城陽間、八幡京田辺・高槻間〕
- ・舞鶴若狭自動車道〔4車線化〕
- ・山陰近畿自動車道〔大宮峰山道路〕
- ・国道9号、24号、27号、163号等の直轄国道
- ・山城総合運動公園城陽線（城陽橋・寺田～富野 城陽市）
- ・国道307号（郷之口 城陽市）
- ・（都）宇治田原山手線（宇治田原町）
- ・国道312号（大宮峰山インターアクセス線 京丹後市）



山城総合運動公園城陽線
（城陽橋 城陽市）

(2) 効率的な移動を支え、産業の発展を生み出す道

■ 観光・貿易振興を支援する京都舞鶴港等へのアクセス道路の整備を促進します。

- ・国道27号（西舞鶴道路 舞鶴市）

■ 地域間の連携や市町の地域づくり等を支援する幹線道路等の整備を推進します。

- ・内里城陽線（城陽八幡連絡道路 城陽市、八幡市）
- ・国道423号（法貴バイパス 亀岡市）
- ・国道429号（新庄、榎峠バイパス 福知山市）
- ・小浜綾部線（大町バイパス 綾部市）
- ・宮津養父線（岩屋工区 与謝野町）
- ・小倉西舞鶴線（白鳥工区 舞鶴市）
- ・網野岩滝線（男山バイパス 与謝野町）



国道423号（法貴バイパス 亀岡市）

(3) 日常生活を支え、すべての人にやさしい道

■ 誰もが安心安全に通行できるよう歩行者、自転車の安全確保、段差解消等バリアフリー化や踏切道における視覚障がい者への誘導対策を推進します。

- ・大津宇治線〔六地藏〕（宇治市）
- ・国道178号〔上司〕（宮津市）



大津宇治線（六地藏 宇治市）

V 事業の概要－ 1 成長・交流・暮らしの基盤づくり

- 安全で良好な都市空間の創造を目指し、道路の無電柱化を推進します。

- ・ 舞鶴福知山線（福知山市）
- ・ 福知山停車場篠尾線（福知山市）
- ・ 大山崎大枝線（長岡京市）
- ・ 宇治淀線（宇治市）
- ・ (都) 御陵山崎線（長岡京市、向日市）
- ・ (都) 小倉西舞鶴線（舞鶴市）
- ・ (都) 宇治淀線（叡臨～神明 宇治市）
- ・ (都) 河原町内林線（南丹市）



(都) 小倉西舞鶴線（舞鶴市）

- 駅へのアクセス道路の整備などにより公共交通機関等の利便性の向上を支援する道路整備を推進します。

- ・ (都) 御陵山崎線（長岡京市）



(都) 御陵山崎線（長岡京市）

(4) 災害に強く持続可能な社会をつくる道

- 日常生活を支える道路や災害時の緊急輸送を担う道路整備を推進します。

- ・ 国道163号（有市 笠置町）
- ・ 国道163号（銭司～木屋 木津川市・和束町）
- ・ 国道307号（山城大橋 城陽市・京田辺市）：橋梁耐震
- ・ 綾部宮島線（脇谷バイパス 南丹市）
- ・ 国道477号（横田橋・横田新橋 南丹市）：老朽化対策
- ・ 綾部宮島線（小淵橋 南丹市）：橋梁耐震・老朽化対策
- ・ 木津信楽線（木津川市）：法面防災対策
- ・ 京都広河原美山線（南丹市）：孤立集落発生防止対策



(主) 木津信楽線（木津川市）

- 原子力災害時等における避難経路の信頼性を向上するため、周辺道路の整備を推進します。

- ・ 由良金ヶ岬上福井線（舞鶴市）
- ・ 名田庄綾部線（綾部市）
- ・ 京都広河原美山線（南丹市）
- ・ 栗田半島線（宮津市）

- 冬期の安全な通行を確保するため、防雪対策を推進します。

- ・ 国道178号他（京丹後市）：消雪設備設置
- ・ 大宮岩滝線（京丹後市）：消雪設備設置

V事業の概要－1 成長・交流・暮らしの基盤づくり

2 適切な道路の維持管理

以下の方針に基づき、適切な道路の維持管理に努めます。

- ・計画的な予防補修による長寿命化と重点化：予算の平準化とライフサイクルコストの最小化
- ・地域ニーズの的確な把握による維持管理の実施：道路空間の有効活用、府民協働による維持管理の推進

(1) 施策展開分野

- 施設の劣化予測による予防補修の実施、効率的な施設点検体制の確立、施設点検マニュアルの作成などにより、長寿命化を推進します。
- 安全性、補修コスト、経済損失、環境・景観の4つの視点によりメリハリのある維持管理を行います。
- 統合型GISを活用したデータベースシステムの活用、道路情報提供システムの強化・拡充による情報管理を行います。
- さわやかボランティアロード事業の推進など府民協働による維持管理を行います。
- 職員が実施する点検と、専門業者に委託して実施する点検を組み合わせ実施し、損傷の早期発見ときめ細やかな処置及び確実なデータ蓄積を行います。

- ・日常点検（道路パトロール）：損傷等の早期発見と応急措置
- ・定期点検（職員、委託）：マネジメントに資する情報の収集

| 種類 | 規制内容 | 通行規制箇所 | 詳細 |
|-----|---------------------|---------------------------------|----|
| 他機関 | 車線規制 | 福井塚大交～福井塚大交 | 詳細 |
| 他機関 | 車線規制 | 国道161号バイパス 滋賀県大津市小野～滋賀県鳥羽野門3 | 詳細 |
| 他機関 | 車線規制 | 国道1号 滋賀県栗東市手塚～滋賀県栗東市手塚 | 詳細 |
| 他機関 | 片側交互通行規制(国道8号) 制 | 滋賀県栗東市橋ヶ原～滋賀県栗東市橋ヶ原 | 詳細 |
| 他機関 | 片側交互通行規制(国道8号) 制 | 滋賀県竜井峠～滋賀県竜井峠 | 詳細 |
| 他機関 | 車線規制 | 国道27号 福井塚佐田～福井塚佐田 | 詳細 |
| 他機関 | 車線減少 | 国道27号 京都府舞鶴市上安～京都府舞鶴市余部上 | 詳細 |

道路情報提供システム



日常点検（道路パトロール）



定期点検（橋梁点検）

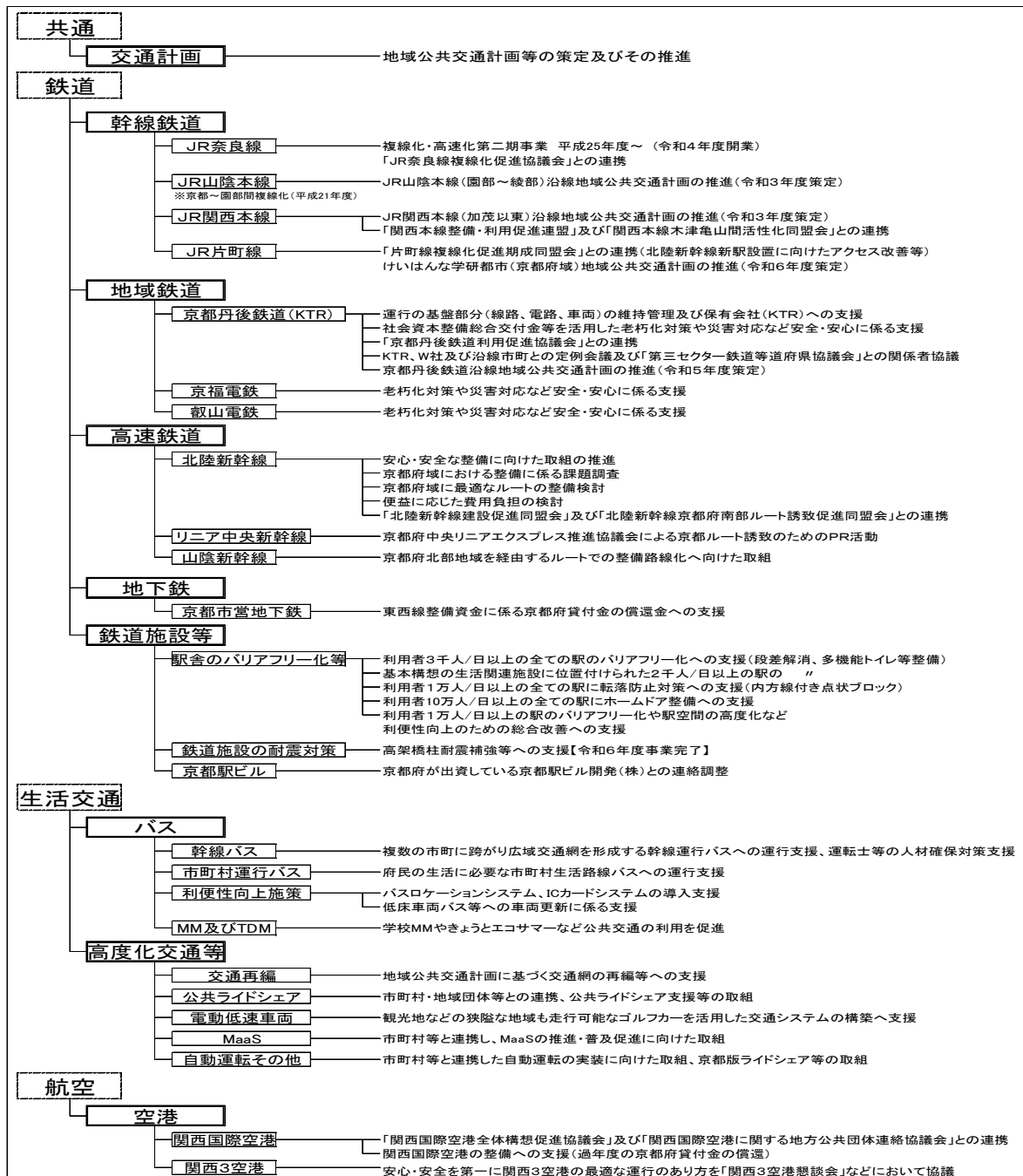
2 交通政策

基本方針

京都府総合計画に掲げる「成長・交流・情報・暮らしの基盤づくり」を進めるため、鉄道ネットワークの整備や鉄道駅の利便性や安全性の向上を促進するとともに、府民の日常生活の移動を担う地域公共交通の維持・確保に取り組みます。

- ・北陸新幹線（敦賀～新大阪間）等の広域高速鉄道網の整備を促進します。
- ・高速化・複線化、バリアフリー化など、JR線の整備を促進します。
- ・京都丹後鉄道の輸送の安全性向上や利用促進により運行を支援します。
- ・地域の生活を支える路線バスネットワーク等の維持・確保に取り組みます。
- ・持続可能な公共交通の確立を目指し、地域公共交通計画の策定を支援します。

<交通施策体系>



現状と課題

1 JR線の整備促進

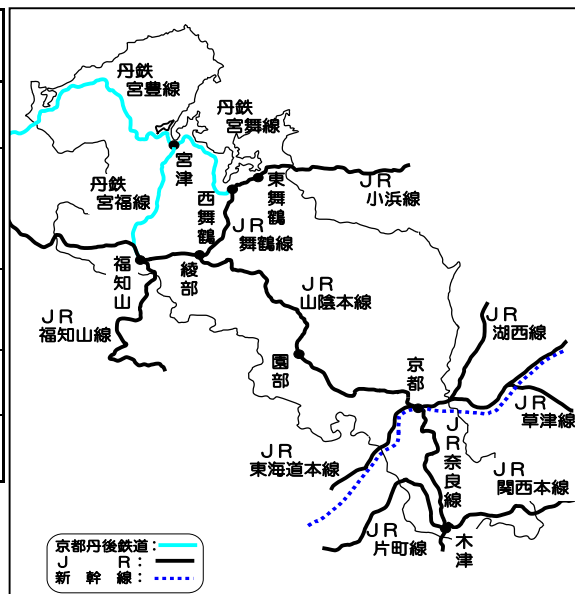
鉄道網の整備は、これまでから府政の最重要施策の一つに位置付けており、JR西日本の協力、関係市町との連携のもと取り組んでいます。

平成22年にJR山陰本線 京都・園部間の複線化が、令和5年3月にJR奈良線の高速化・複線化第二期事業が開業し、府域におけるJR線の複線化率は37.8%に向上しました（全国平均34.4%）。引き続き、JR奈良線第二期事業の完了をはじめとするJR線の整備促進に向け、市町村と連携した利用促進に取り組むとともに、国に対し、支援制度の創設などを求めています。

近年の路線整備の状況

【JR等鉄道網図】

| 事業名 [事業区間] | 事業期間 | 事業費 (億円) | 開業 |
|----------------------------|----------------------------------|-------------|------------|
| 山陰本線複線化 [京都～園部] | H15～21 | 233.0 | H22. 3. 13 |
| 奈良線高速化・複線化 [京都～木津] | 第一期 京都～JR 藤森 宇治～新田 | H9～12 | H13. 3. 3 |
| | 第二期 JR 藤森～宇治 新田～城陽 山城多賀～玉水 | H25～R8 | R 5. 3. 18 |
| 片町線高速化・輸送力増強 [京田辺～松井山手] | H10～13 | 18.2 | H14. 3. 23 |
| 小浜線電化 [敦賀～東舞鶴] | H12～14 | 3.6 府域分 | H15. 3. 15 |



駅舎の整備

| 区分 | 箇所名 | 事業期間 | 開業 |
|-------|--------------------------|--------------------|--------------------------|
| 改築橋上化 | 宇治駅 (奈良線) | H10～12 | H12. 8. 7 |
| | 京田辺駅 (片町線) | H10～14 | H14. 2. 2 |
| | 亀岡駅 (山陰本線) | H16～20 | H20. 4. 12 |
| | 嵯峨嵐山駅 (山陰本線) | H18～20 | H20. 6. 14 |
| | 山城多賀駅 (奈良線) (下段は北口設置) | H10～11 (H27～28) | H12. 4. 7 (H28. 8. 8) |
| | 玉水駅 (奈良線) | H27～R1 | H30. 12. 15 |
| | 山城青谷駅 (奈良線) | R1～ 4 | R4. 7. 23 |
| 新駅設置 | 六地藏駅 (奈良線) | R1～ 5 | R5. 3. 18 |
| | 円町駅 (山陰本線) | H9～13 | H12. 9. 23 |
| | JR 小倉駅 (奈良線) | H10～12 | H13. 3. 3 |

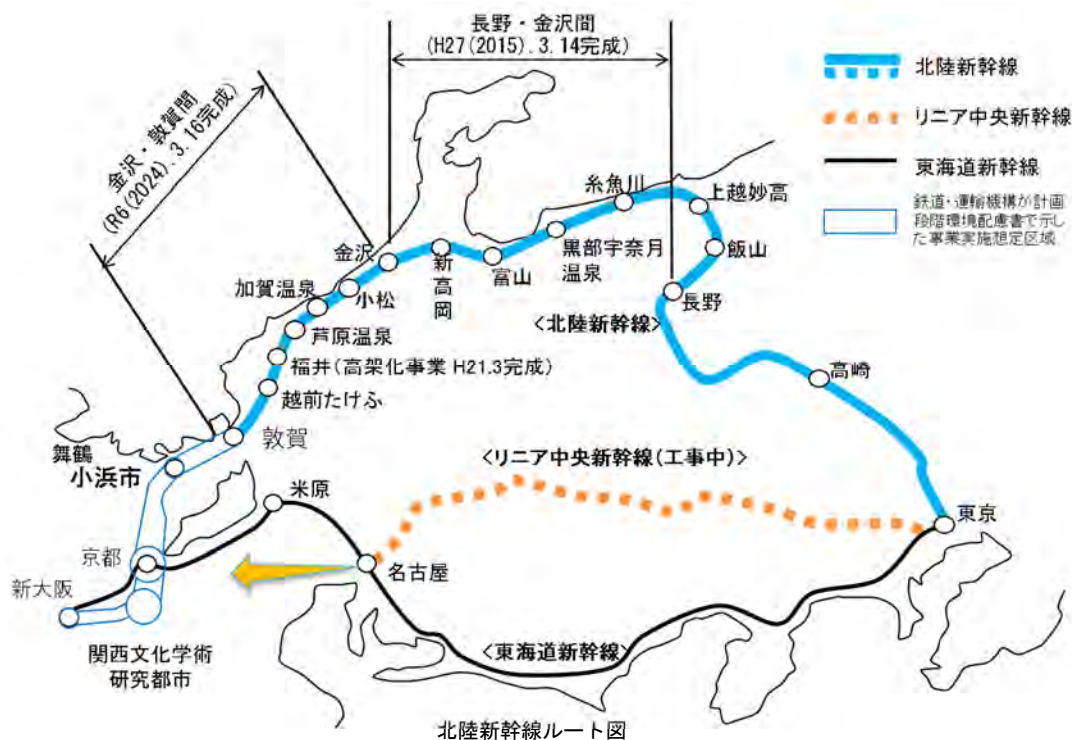
JR奈良線玉水駅橋上化
(平成30年度開業)



2 北陸新幹線の現状

北陸新幹線における敦賀以西のルートは、平成29年3月15日に『敦賀駅—小浜市（東小浜）附近—京都駅—京田辺市（松井山手）附近—新大阪駅』を結ぶものと決定されました。

平成29年度から、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構により、小浜・京都ルートを前提とした詳細調査や環境アセスメントが実施されました。その後、令和7年12月15日の与党PT北陸新幹線敦賀・新大阪間整備委員会において、小浜・京都ルート、米原ルート、舞鶴ルート、亀岡ルート、湖西ルートなどの8ルート案を再検証する方針が示され、現在、検討が進められています。



3 地域公共交通の現状

(1) 地域公共交通の停滞

人口減少や高齢化が進む中、公共交通の利用者が減少しており、地方の鉄道やバスなどの減便や廃線、中山間地域における公共交通の空白地域の拡大といった課題があります。また、運転手不足によりバス路線が減便されるケースもあり、公共交通の維持・確保が非常に困難なものになっています。

(2) 活性化のための取組

地域の活力を維持し、強化するためには、行政と地域の関係者が連携してまちづくりと公共交通ネットワークの一体的な整備が重要となってきております。

・ けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通計画（令和7年3月策定）

けいはんな学研都市（京都府域）にとっての望ましい地域公共交通の将来像についての共通認識を打ち立て、中長期的な公共交通の将来像を示し、学研都市全体の公共交通基盤整備の方針策定にあたって先駆的役割を果たすため、令和7年3月に「けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通計画」を策定しました。

・ 京都丹後鉄道沿線地域公共交通計画（令和6年1月策定）

人口減少や新型コロナウイルス感染症による利用者の減少など、沿線地域の公共交通は大きな影響を受ける中、将来にわたって安心・安全で持続可能な鉄道の活性化・再生を計画的に図っていくため、令和6年1月に「京都丹後鉄道沿線地域公共交通計画」を策定しました。

・ JR関西本線（加茂以東）沿線地域公共交通計画（令和4年3月策定）

・ JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画（令和4年3月策定）

令和8年度は、令和4年3月に策定した地域公共交通計画の計画期間が終了することから、引き続き、利便性と持続可能性を両立した交通体系を目指すため、計画を改定します。

令和8年度主要事業の概要

1 幹線鉄道網の整備促進

(1) JR 奈良線

- 「京都縦貫幹線鉄道構想」の実現を目指して、平成25年度に事業着手し、令和5年3月に開業したJR奈良線の高速化・複線化第二期事業の今年度完了に向けて取り組みます。

(2) 片町線、関西本線、奈良線、山陰本線（園部以北）

- 需要動向や沿線地域整備の進展等を踏まえ、沿線市町村とも連携しつつ、複線化の整備のあり方について検討を進めるとともに、国やJR西日本に対し、整備促進を要望します。



JR奈良線の高速化・複線化第二期工事
(新田～城陽間)

2 高速鉄道の整備促進

- 北陸新幹線について、沿線自治体や関西広域連合等と連携した要請活動等、全線早期整備に向けた取組を推進します。また、環境アセスメント等について、引き続き、国や（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対し、慎重な調査と十分な地元説明、環境の保全への適切な対応を要請します。
- 日本海国土軸形成に資する舞鶴を経て日本海に至る山陰新幹線の整備計画化へ向けた取組を推進します。
- リニア中央新幹線の京都を通る整備ルートを選定と、大阪までの早期開業に向けPR活動を行うとともに、国への働きかけを実施します。

3 京都丹後鉄道の整備促進



新型特急車両「丹後の海」イメージパス

- 京都丹後鉄道は、沿線住民の日常生活の移動手段として、また地域全体の活性化の核として重要な公共交通機関です。鉄道事業の最大の使命である安心・安全な運行を確保するため、沿線自治体と連携し、安全性向上に資する施設の老朽化対策、更新等を支援します。
- 北部地域の府民生活の足を将来にわたって確保し、また地域外の人たちに自慢でき、地域に愛される鉄道を目指して、車両・設備の整備を計画的に推進するとともに、デザイン車両を軸として地域や鉄道の魅力を向上させるための取組を進め、新型コロナウイルス感染症等の影響により減少した利用者数の回復に努めます。
- 沿線自治体、運行会社やJR西日本とも連携した利用促進策を推進します。

4 地域公共交通の活性化

- 鉄道、路線バス等の幹線交通と地域内交通との統合がとれ、地域特性に応じた最適な公共交通ネットワークを構築するため、沿線の市町村と連携した取組を推進します。
- 公共交通の利用を促進するため、乗り継ぎの利便性向上など利用環境の改善に取り組みます。また、交通事業不採算地域等において、日常生活における移動手段として不可欠な路線バス等の運行を確保するための支援を行います。
- 市町村等による地域公共交通計画策定を支援し、地域の輸送資源を総動員した、持続可能な公共交通の維持・確保を目指します。

V事業の概要－1 成長・交流・暮らしの基盤づくり

- 地域の実情に応じた公共交通の構築に向け、地域公共交通計画に基づくバス路線等の再編に対して支援を行い、持続可能な公共交通ネットワークを構築します。
- 運転士の確保・定着を図り、地域交通を維持するため、地域公共交通事業者が実施する人材確保対策等の取組を支援します。

5 鉄道軌道安全輸送設備等の整備支援

- 地域公共交通を担う中小民鉄の安心・安全な輸送を確保するため、地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等を支援します。

6 鉄道駅舎のバリアフリー化の促進

- 高齢者や障害者をはじめとするすべての府民の移動の円滑化と利便性・安全性の向上を目指し、関係市町等と連携し、鉄道駅舎のバリアフリー化等を促進します。



鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業
(JR京都駅ホーム柵整備)



鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業
(近鉄山田川駅下りスロープ整備)

7 ローカル鉄道の利用促進

- 危機的状況にあるローカル鉄道に対し、イベント列車運行等の需要喚起に向けた取組を支援します。

3 港湾

基本方針

港湾は、人や物が交流する拠点であり、各港湾に形成された港町は情報、活力、文化の発信地として大きな役割を果たしています。京都府総合計画にも「成長・交流・情報・暮らしの基盤づくり」を分野別基本施策に掲げており、関西経済圏の日本海側ゲートウェイである京都舞鶴港のコンテナ、クルーズ機能の強化やアクセス性向上、地方港湾を核としたまちづくりに努めることで、国内外との交流を促進するとともに地域活性化につなげていきます。

1 重要港湾 京都舞鶴港

京都舞鶴港が、日・中・韓等の人・物・情報が交流する関西経済圏の日本海側ゲートウェイとしての役割を果たすことができるよう、人流・物流機能を強化します。

○新たな価値の創出に向けたロジスティクス機能の強化

舞鶴国際ふ頭において、船舶の大型化や複数船舶の同時着岸に対応できるようにするため、国土交通省の第2バース整備と連携したⅡ期整備の推進、臨港道路上安久線（直轄事業）の整備を促進し、府内産業集積地群に立地する企業が京都舞鶴港を活かしてサプライチェーンを最適化できるように機能強化を進めます。

○日本海側玄関口としての観光ゲートウェイ機能の強化

第2ふ頭の旅客船専用ふ頭化を進めるとともに、大型クルーズ船の受入に資する施設整備等を推進し、日本海側玄関口にふさわしい観光ゲートウェイ機能の強化に取り組みます。

●港湾計画（平成25年12月改訂）に基づく事業計画の推進

- ・コンテナ船やバルク船（鉱産品等を積載。大型化する傾向にあり係留日数が長くなる）を利用する新規貨物需要に対応するため、舞鶴国際ふ頭において、供用済みの日本海側最大級の大水深（14m）岸壁に加え、新たな岸壁整備を促進します。
- ・舞鶴国際ふ頭と国道27号（西舞鶴道路）を接続する臨港道路上安久線の整備を促進します。
- ・今後増大が見込まれるクルーズ需要に対応するため、施設整備を推進します。

●港湾利用・振興の取り組みの充実・強化

- ・商工労働観光部と連携した戦略的ポートセールスの実施による集荷及び港湾関連用地への企業誘致に加え、日本海側諸港との連携強化を促進します。
- ・大野辺緑地を中心としたエリア一体において、舞鶴市と連携し、新たな賑わいづくりの創出を推進します。

●安全・安心の港づくり

- ・テロ、水際対策を強化します。
- ・長寿命化計画に基づき、計画的、効率的に港湾施設の点検、補修を実施します。
- ・プレジャーボート対策を推進します。
- ・事業継続計画（港湾BCP）に基づく対策を推進します。

2 地方港湾 宮津港・久美浜港・伏見港

地域産業や観光の振興拠点となる各地方港湾において、地域特性（産業、自然、歴史的資源等）を活かした港空間の整備、“にぎわいのあるみなとまちづくり”等を進め、港周辺地域の活性化を支援します。

●宮津港（宮津市・与謝野町）

- ・クルーズ需要等に対応するため、施設整備を推進します。
- ・港湾施設の点検、補修を計画的、効率的に実施します。

●久美浜港（京丹後市）

- ・地域産業や観光を支える港湾施設の整備、補修を進めます。
- ・港湾施設の点検、補修を計画的、効率的に実施します。
- ・プレジャーボート対策を推進します。

●伏見港（京都市伏見区）

- ・歴史的に貴重な港湾空間である“伏見港”において、施設の再整備を推進し、「みなと」を核としたまちづくりを促進します。

現状と課題

1 港湾に求められる役割

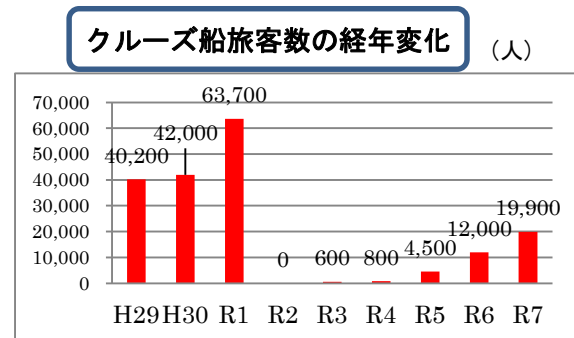
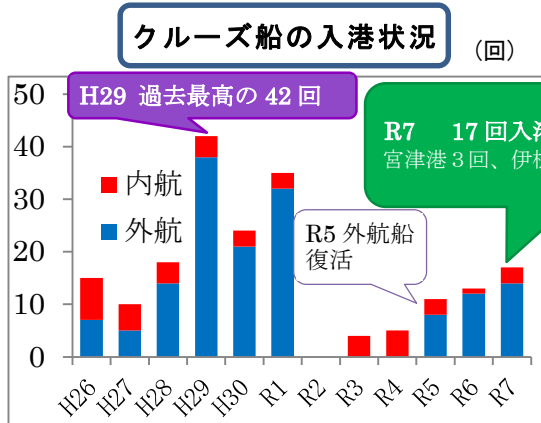
北東アジアの経済発展による本格的な環日本海時代を迎え、関西経済圏唯一の日本海側拠点港である重要港湾京都舞鶴港は、対岸諸国との物流拠点及び京都府北部の振興拠点として一層の機能強化が求められています。また、南海トラフ地震等、想定される大規模・広域災害における太平洋側のリダンダンシー機能も期待されています。

また、各地方港湾は、地域産業や観光の振興拠点として、ますます重要性を増しています。府民が憩い、交わる「にぎわいの場」として美しいみなと空間へのニーズも高く、これらに応えるための多様な港湾整備が求められています。

| 港湾名 | 港格 | 港湾面積 (ha) | 海岸線延長 (km) | 令和7年取扱貨物量 (千ト) | | |
|-------|------|-----------|-------------------|----------------|-------|-------|
| | | | | 外貨 | 内貨 | 計 |
| 京都舞鶴港 | 重要港湾 | 2,402 | 69 | 3,360 | 5,277 | 8,637 |
| 宮津港 | 地方港湾 | 1,213 | 39 | 111 | 9 | 120 |
| 久美浜港 | 〃 | 750 | 26 | - | 1 | 1 |
| 伏見港 | 〃 | 72 | 十石舟、三十石舟が回遊する親水公園 | | | |

2 クルーズ船の状況

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年に寄港0回となりましたが、感染症法上の位置づけが令和5年に変更されて以降回復傾向となっており、クルーズ船の大型化が進むなか、旅客受入機能の強化が求められています。



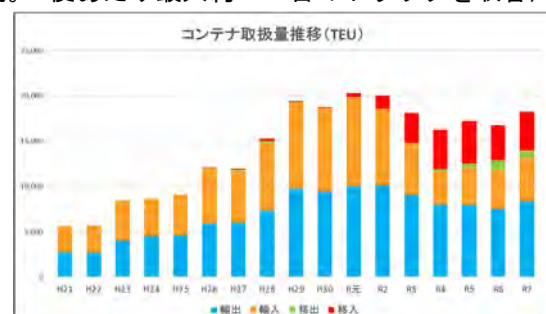
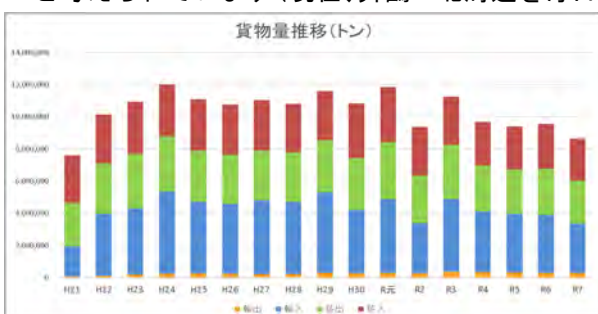
※乗客数は、「京都舞鶴港おもてなし関係者連絡会議」による推計等（京都舞鶴港のみを対象として調査）



3 取扱貨物量の推移

令和7年の京都舞鶴港における取扱貨物量は、関西電力舞鶴火力発電所における定期点検に伴う輸入減や中古車の太平洋側港湾への転換に伴うロシア向け輸出の減、猛暑に伴う農産物の移入等の減等により前年比約9.6%減の864万トンとなりました。コンテナ（実入）の取扱量は微減し、前年比0.4%減の11,788TEUでした。

平成22年の国際ふ頭の供用開始以降、令和2年までにコンテナ取扱量は約3倍に、利用企業は約2倍に増加しており、潜在需要のさらなる顕在化のために、第2バース整備、荷役機械の更新が必要です。また、トラックドライバー不足への社会的要請に応えるため、国内フェリーの需要が増大すると考えられています（現在、舞鶴～北海道を毎日就航。1便あたり最大約150台のトラックを収容）。



令和8年度主要事業の概要

1 重要港湾 京都舞鶴港における事業

日本海側拠点港に選定されたことを受け、国際フェリー及び外航クルーズ機能の早期発現や国際海上コンテナ機能の強化に向けた事業を推進するとともに、既存施設についても港湾の利用ニーズに合わせた施設の整備・補修を進めます。

(1) 物流機能の強化

- 引き続き、舞鶴国際ふ頭の第2バース整備（直轄事業）を促進し、Ⅱ期整備（府事業）を推進します。
- 臨港道路上安久線の整備を促進します。（直轄事業）
- 令和8年度供用に向け、老朽化した第2ふ頭の多目的クレーンの更新工事を着実に進めます。（府事業）

(2) 人流機能の強化

- 駐車場等の施設整備を進め、旅客受入機能を強化するとともに、環日本海クルーズ推進協議会を中心に誘致活動を進めます。
- 大野辺緑地を中心とした第2ふ頭から第4ふ頭までのエリア一体を、賑わい空間として整備する検討を進めます。



舞鶴国際ふ頭



舞鶴国際ふ頭Ⅱ期整備



臨港道路上安久線（国施工）の整備促進



第2ふ頭の老朽化した多目的クレーンの更新

V事業の概要－1 成長・交流・暮らしの基盤づくり

2 地方港湾 宮津港、久美浜港、伏見港における事業

- 地域産業や観光の振興拠点となる宮津港や久美浜港において、港湾施設の老朽化対策を推進するとともに、天橋立の侵食対策等を進めます。
- 伏見港において、「みなとオアシス」の登録を契機に京都市と連携し、「みなと」を核としたまちづくりを推進するため地域ニーズに対応した伏見港の整備に取り組んでいます。令和8年度は、昨年度から引き続き、園路の再整備や橋梁のユニバーサルデザイン化を進めます。



伏見港（十石舟）



伏見みなと橋（延伸完了）



伏見みなと公園広場（イメージ）



伏見みなと公園広場（完成部分）

3 港湾施設の管理

- インフラ長寿命化計画に基づき、港湾施設を適切に維持管理するとともに、放置艇ゼロを目標とした地域推進計画のもと、プレジャーボートの適正な管理に努めます。また、港湾における危機管理対策を推進します。



宮津港



久美浜港

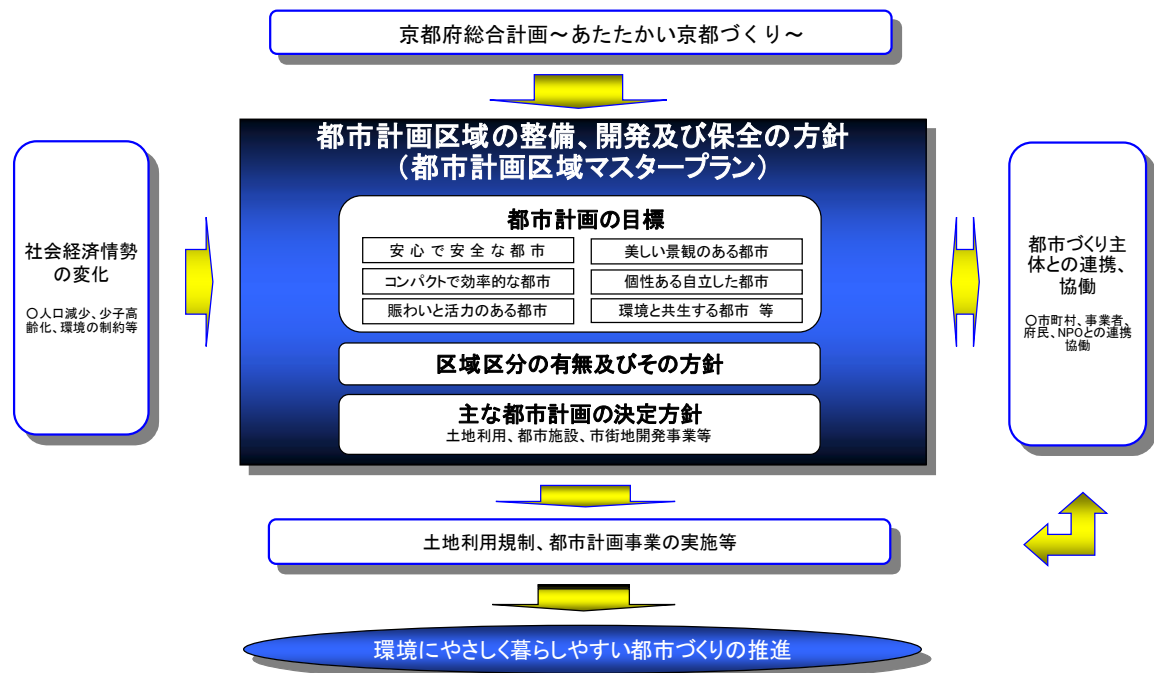
4 都市計画

基本方針

<都市計画>

地域のまちづくりの主体である市町村と、広域的な課題の調整を担う京都府が連携・協働し、地域特性を生かした取組を踏まえた、適切な土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業の推進等により、魅力と活力にあふれる、脱炭素で地球環境と調和した持続可能な都市づくりを進めます。

京都府では、13の都市計画区域を指定して区域毎に「整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を決定し、区域の将来像や線引きの有無、土地利用、施設の整備方針等を定め、無秩序な市街化を防止するとともに、計画的な市街化を促進していきます。



<景観>

先人が守り育ててきた貴重な資産である良好な景観を将来に引き継ぐとともに、潤いのある生活環境を創造し、個性的で活力ある地域社会を実現するため、「京都府景観条例」に基づき良好な景観形成に関する施策を推進します。

条例のねらいと構成

【ねらい】

- ・景観法（実効性ある規制誘導）と条例（ソフト施策）を両輪とした景観行政の推進
- ・市町村との連携・協働の下、府民ぐるみで良好な景観形成を推進

【構成】

京都府景観条例

府の景観施策に取り組む基本姿勢を明示 … 基本条例として
⇒基本理念、責務規定

法を補完する府独自施策を規定 … 独自条例として

⇒ ○景観形成の土台づくり・人づくり

- ・景観形成基本方針、公共事業景観形成指針の策定
- ・景観への理解を深めるための普及啓発

⇒ ○良好な景観形成に繋がる仕組みづくり

- ・景観資産登録制度、景観府民協定制度の創設
- ・文化的景観形成の推進

⇒ ○景観法等を活用した景観形成の推進

- ・景観計画策定方針（天橋立周辺、学研地区などの広域景観等）

景観法における条例委任規定等の整備 … 委任条例として

⇒景観計画の策定手続及び届出行為、京都府景観審議会の設置 等

現状と課題

1-1 京都府、市町村における都市計画

都市計画区域毎に定める「整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に基づき、南部の5都市計画区域、北部の2都市計画区域において区域区分を決定し、無秩序な市街化を防止するとともに、計画的な市街化を促進しています。

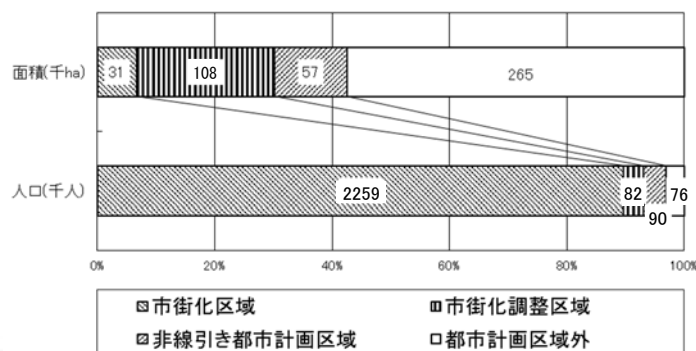
一方、都市計画区域内の22市町のうち21市町では、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）」を策定されており、それぞれの市町村が、住民の意見を反映しつつ、地区別の市街地像や整備方針等を定めています。

人口減少・少子高齢化社会を迎える中、魅力と活力にあふれる、新しい時代の京都府を築き上げるため、災害に強く、誰もが暮らしやすい、持続可能な都市づくりを実現する必要があります。

■ 京都府の都市計画区域の指定状況



■ 都市計画区域、市街化区域等人口・面積比較



都市計画現況調査 (R7. 3. 31 現在) から

都市計画区域外は京都府推計人口調査 (R7. 4. 1 現在) から推計

1-2 様々な市街地整備事業

京都府内（京都市を除く）では、田辺北地区など125地区、面積3,098haで土地区画整理事業を、JR向日町駅周辺地区など2地区で市街地再開発事業を、久御山町まちのにわ地区など43地区で都市再生整備計画関連事業を実施されているところです。

人口減少等の社会状況を踏まえ、都市を持続可能な構造へと再編するため、今後も市街地整備事業が求められています。

2 景観形成の推進

京都府では平成19年4月に「京都府景観条例」を制定し、市町村の施策を補完・支援するため、各地の良好な景観と、それを支える地域の活動を合わせて登録する「京都府景観資産（現在26件登録）」の取組を進めるとともに、専門家が地域の景観まちづくり活動を応援する「景観アドバイザー派遣」を実施しています。

また、天橋立周辺地域及び関西文化学術研究都市において、景観法に基づく「景観計画」を策定し、市町村と協力して広域的かつ良好な景観形成を進めています。

今後も、建築や開発に合わせて、地域の特性に応じた景観の保全・創出が求められます。

令和8年度主要事業の概要

1 適切な土地利用の誘導

- 地域を最も良く知る市町村が行う、人口減少社会を見据えた「地域のまちづくり」の取組を支援するとともに、必要な都市計画の見直しを進めます。

- ・府北部地域における都市計画の見直しを進めます。
- ・Iターン、Uターンを促進し、既存集落の活力維持に資するため、地域の実情や特性に応じた市町村のまちづくりを支援します。

2 まちづくり事業の推進

(1) 主要駅周辺等における市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業）の推進

- 鉄道駅周辺の拠点整備を進めるため、田辺北地区（京田辺市）の土地区画整理事業や、JR向日町駅周辺地区（向日市）の市街地再開発事業を支援するとともに、その他事業中、準備・計画中の地区の事業を推進します。

(2) 都市再生整備計画による市町村のまちづくりの推進

- 市町村が定める「立地適正化計画」に基づくコンパクトな都市構造への再編や、地域の歴史・文化・自然環境等の地域特徴を活かした個性あふれるまちづくりを進めるため、5市1町6地区において公共・公益施設の整備や地域住民のまちづくり活動を推進します。



田辺北地区 土地区画整理事業（施行中）
（京田辺市〔組合施行〕）



舞鶴西(3期)地区 都市構造再編集中支援事業（施行中）
（舞鶴市 JR西舞鶴駅 駅前広場整備）

3 景観を活かしたまちづくり

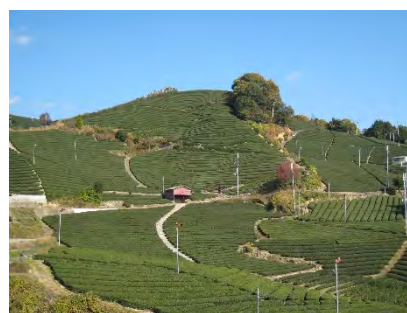
(1) 京都府景観条例に基づく施策の推進

景観資産登録制度【条例第12条関係】

- 登録地区の魅力積極的に発信し、景観アドバイザー制度を活用するなど、地域の景観に関する取り組みを支援します。

公共事業景観形成指針【条例第7条関係】

- 公共事業景観形成指針に基づく、地域の景観に配慮した公共施設整備を推進します。



京都府景観資産
（和東町 宇治茶の郷 和東の茶畑）

京都府景観審議会での検討【条例第26条関係】

- 客観的かつ専門的な立場からの審議や助言を得るために設置した景観審議会において、景観形成の推進に関する重要事項を検討します。

(2) 市町村の景観施策との連携

- 景観行政団体への移行を促進するため、市町村による景観施策を積極的に支援します。

(3) 屋外広告物行政の推進

- 登録制度により屋外広告業者を的確に把握し、より実効的な屋外広告物行政を推進します。
- 屋外広告物の許可制度により、良好な景観の形成や風致の維持等を図ります。
（市町村に、許可等の権限を一部移譲しています。）
- 屋外広告物の落下防止などの安全確保について、市町村、広告業者とも協力して対策を検討、推進します。

5 公園

基本方針

都市における公園・緑地は、良好な都市環境を形成し、府民が、自然とふれあい、健康づくりやレクレーションなどの身近に親しめる運動や活動を行う拠点となるものです。多くの府民が集い、人々との絆や交流の大切さを実感できるとともに、安心して居心地よく快適に過ごせる空間となるよう、公園の整備を推進します。

現状と課題

子どもからお年寄りまで、府民の誰もが安心して過ごすことができ、地域コミュニティの充実等にもつながる空間づくりが求められています。

しかしながら、府立の都市公園の多くは、施設の老朽化が著しく進み、また、管理する公園施設も多種多様であることから、「公園施設長寿命化計画」に基づく計画的な改修・更新が必要となっています。

さらに、子育て世代の居場所や交流の場の充実、障害の有無等に関わらずあらゆる子ども達がのびのび遊ぶことができる公園の整備が求められています。

京都府の都市公園（12公園）

| 公園名 | 所在市町 | 当初開園年月日 | 区域告示面積(ha) | 都市計画決定 | 都市計画決定面積(ha) | 種別 |
|----------------|-------------|-------------|------------|---|-----------------------------------|----|
| 嵐山公園 | 京都市 | 大正12. 1. 1 | 10.6 | 中之島地区 昭和30. 3. 24 | 10.3 | 風致 |
| | | | | 龜山地区 昭和34. 2. 21 | | |
| | | | | | | |
| 嵐山東公園 | 京都市 | 昭和15. 5. 24 | 11.4 | 昭和29. 3. 23 昭和32. 11. 4 | 12.3 | 総合 |
| 鴨川公園 | 京都市 | 昭和26. 3. 1 | 39.9 | 鴨川緑地 昭和42. 4. 15 昭和47. 12. 15 昭和54. 3. 2 平成 6. 2. 8 平成22. 11. 26 平成24. 5. 9 | 鴨川緑地 20.6 (拡大) 163.6 | 広域 |
| | | | | 鴨川下流緑地 昭和57. 9. 14 平成24. 5. 9(廃止) | 鴨川下流緑地 24.1 (廃止) | |
| | | | | | | |
| 伏見港公園 | 京都市 | 昭和42. 8. 10 | 3.7 | 昭和42. 2. 27 昭和56. 3. 6 | 4.0 | 地区 |
| 宇治公園 | 宇治市 | 昭和24. 6. 8 | 1.5 | 昭和30. 3. 24 | 4.0 | 風致 |
| 山城総合運動公園 | 宇治市 | 昭和57. 3. 14 | 94.9 | 昭和54. 8. 21 | 100.0 | 広域 |
| 関西文化学術研究都市記念公園 | 精華町 | 平成 7. 4. 29 | 24.1 | 平成 3. 8. 2 | 24.1 | 総合 |
| 丹波自然運動公園 | 京丹波町 | 昭和45. 3. 10 | 53.2 | 昭和63. 1. 8 平成16. 12. 21 | 53.1 | 広域 |
| 天橋立公園 | 宮津市 | 大正12. 1. 1 | 25.1 | 昭和30. 3. 31 昭和39. 7. 23 昭和63. 4. 6 | 25.1 | 風致 |
| 洛西浄化センター公園 | 京都市 長岡京市 | 平成 8. 4. 25 | 5.6 | 平成 8. 2. 9 | 8.1 | 総合 |
| 丹後海と星の見える丘公園 | 宮津市 | 平成18. 8. 1 | 142.9 | 平成 3. 3. 19 | 118.5 | 広域 |
| 木津川運動公園 | 城陽市 | 平成26. 3. 17 | 12.7 | 平成 8. 2. 9 令和 4. 2. 25 | 33.4 | 総合 |
| 合 計 | | | 425.6 | | 556.5 | |

府立都市公園（12公園）の公園施設数

（単位：施設）

| | 園路 広場 | 修景 施設 | 休養 施設 | 遊戯 施設 | 運動 施設 | 教養 施設 | 便益 施設 | 管理 施設 | 合計 |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 合計 | 1,693 | 121 | 920 | 100 | 221 | 75 | 257 | 4,388 | 7,775 |

出典：令和4年度長寿命化計画

令和8年度主要事業の概要

1 府立都市公園の着実な整備【都市公園事業】

- 丹波自然運動公園（京丹波町）、伏見港公園（京都市）、関西文化学術研究都市記念公園（精華町）
- インクルーシブな遊具広場やボール遊びができる施設整備、エアコン設置をはじめとする体育館の改修など、多様なニーズに合った公園づくりを進めます。

木津川運動公園（城陽市）

- 新名神高速道路の整備スケジュールなど関係機関と調整しながら、魅力あふれる都市公園として整備することとしており、令和8年度は、用地取得及び既存開園エリアの利便性及び魅力の向上に向けた電気設備改修設計を推進します。

2 公園施設の計画的な改修・更新【長寿命化対策支援事業】

嵐山公園（京都市）、鴨川公園（京都市）、伏見港公園（京都市）、山城総合運動公園（宇治市）、関西文化学術研究都市記念公園（精華町）、丹波自然運動公園（京丹波町）

- 公園利用者が快適で安心・安全に利用できるよう、園路の改修やトイレの美装化を進めるとともに、長寿命化修繕計画に基づき、運動施設や遊び場、インフラ設備等の改修・更新を推進します。

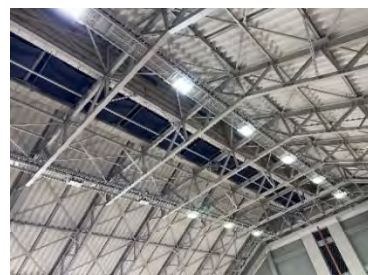
現況写真



山城総合運動公園 噴水広場



丹波自然運動公園 陸上競技場



伏見港公園 体育館空調設備

3 淀川三川合流域の地域づくり

国営淀川河川公園（八幡市）

- 三川合流域の魅力ある地域づくりを進めるため、国や地元市町と組織する「淀川三川合流域地域づくり情報連絡会」を活用し、地域間交流につながる取組を推進します。



淀川河川公園（背割堤さくらまつり）

6 水道・工業用水道・電気

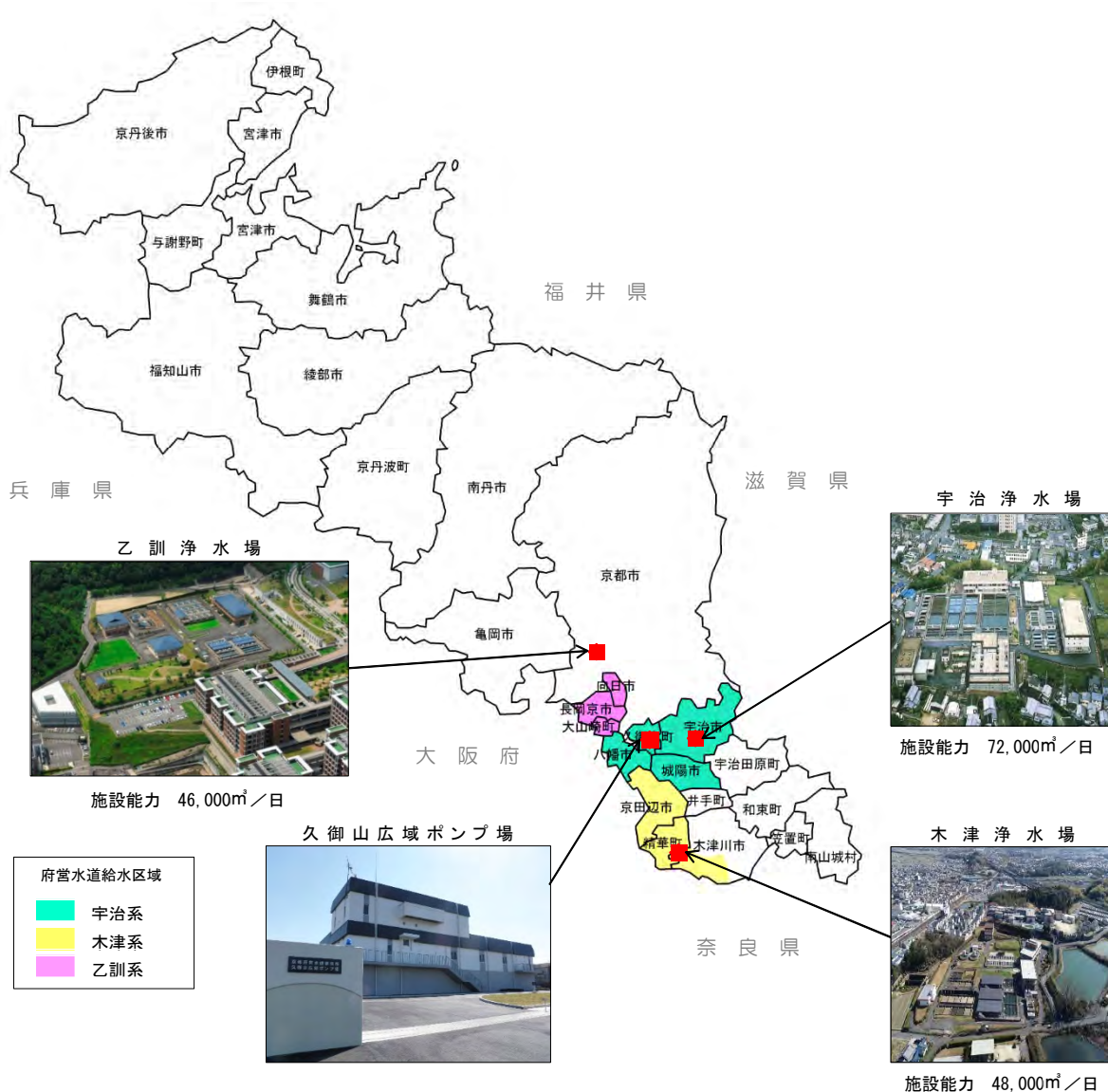
基本方針＜水道事業＞

水需要の減少をはじめ、施設の耐震化・老朽化対策や職員の不足など多くの課題を抱える中、将来にわたって安心・安全な水道水を供給していくために、事業の基盤強化が求められています。

京都府では、府内全域における水道事業の方向性を示した「京都水道グランドデザイン（令和5年3月改定）」を基に、市町村水道事業者の個別の取組を支援するとともに、単独では解決困難な課題について、連携による解決策の検討を進めることとしています。

府が運営する府営水道事業については、「京都府営水道ビジョン（第2次）（令和5年3月策定）」を基に、受水市町と協力し、効果の見込める連携事業に躊躇なく取り組むとともに、全体の施設規模や配置の適正化、経営形態のあり方など、あらゆる選択肢について検討を進めます。

■府営水道事業位置図



現状と課題＜水道事業＞

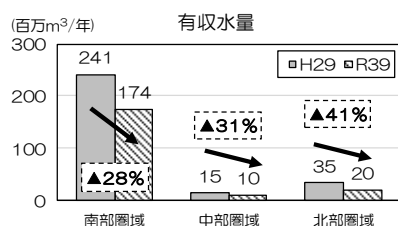
1 市町村水道事業の支援

京都府では、「京都水道グランドデザイン」に基づき、人材育成や技術力向上のための研修会の開催や「ふるさとの水確保対策事業補助金」による財政支援などにより、市町村水道の基盤強化を支援してきました。

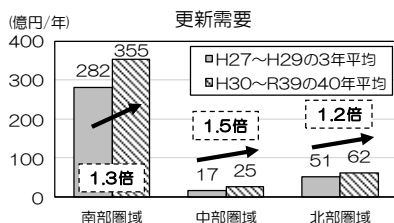
しかしながら、依然として府内水道事業者の経営環境は厳しく、府と水道事業者は、有効な基盤強化策のひとつである広域化について、地域の水道事業を守るという共通の目標のもと、水道事業の理想型を追求しながら真摯に議論し、取組を進めていく必要があります。

また、国においては水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省へ移管され、京都府でもこれまで水道行政担当課と下水道行政担当課が個別に行ってきた「ふるさとの水確保対策事業」や「生活排水処理対策事業」等の支援事業を統合・再編・拡充して「市町村上下水道経営基盤強化交付金」を創設するなど、上下水道一体での取組により市町村上下水道事業の経営基盤強化を支援しています。

水需要及び更新需要の見通し



人口減少に伴い、水需要は大幅な減少が見込まれる



施設の老朽化等により、更新需要の増加が見込まれる

京都水道グランドデザインに基づく取組

| 視点 | 取組項目 |
|----------|--------------------------------------|
| 安全性の保障 | ①水源管理 ②水質管理の向上 ③水道未普及地域等の対応 |
| 危機管理への対応 | ①耐震化計画・アセットマネジメント ②応急給水体制・応急復旧体制 |
| 持続性の確保 | ①人材育成・技術継承 ②中長期的視点の経営 ③公民連携の推進 |

広域化の推進方針等

- ▶ 施設の共同化や事務の広域的処理などの効果が見込める連携事業は躊躇なく取り入れ、地域の水道事業を守るという共通の目標のもと、水道事業の理想型を追求しながら真摯に議論し、取組を進めていく。
- ▶ 京都府は、今後も水道事業者個別の取組を支援するとともに、広域化の検討が進められるようリーダーシップを発揮し、地域の実情に応じた広域化の取組に対する支援等を行う。

2 府営水道事業

昭和39年に宇治浄水場一部給水を開始して以来、昭和52年には木津浄水場、平成12年には乙訓浄水場の給水開始と、府営水道受水エリアの地域水道の安定供給に貢献してきました。また、平成23年度の3浄水場接続による広域水運用の開始により、浄水場間での相互バックアップ体制が整ったことで、給水における安全性が飛躍的に向上しましたが、さらなるライフラインの強靭化を目指し、耐震化や老朽化対策に取り組んでいく必要があります。

「京都府営水道ビジョン（第2次）」を基に、将来の水需要の減少に備え、受水エリア全体での適正な施設規模や配置についての検討を進め、受水市町と共に、安心・安全な水を安定的に供給し続けられる水道事業の構築を目指すこととしています。

令和8年度主要事業の概要〈水道事業〉

1 市町村水道事業の支援

- 京都水道ランドデザインで定める府の役割に沿って、事例調査や情報提供、相談体制の整備、研修会の開催、補助金等の活用により、引き続き市町村水道事業の支援を継続します。
- 3つの圏域（北部・中部・南部）に設置した水道事業広域的連携等推進協議会や同幹事会、市町村水道事業連絡会議等の枠組みで、広域化議論のさらなる深化を目指すとともに、市町村が地域の実情に合わせた最適な連携方法を選択できるようにシミュレーションを実施するなど、効果や課題を抽出・検討し、市町村を支援します。



2 府営水道事業

(1) 基盤強化に向けた取組

- 京都府営水道ビジョン（第2次）に基づき、受水エリア全体での適正な施設規模や配置の実現に向けた、施設整備方針の検討を進めます。

(2) 施設の強靱化

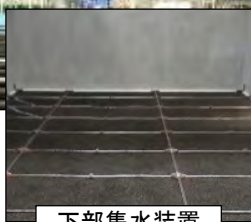
- 安心・安全な地域と暮らしを支えるライフラインを強靱化するため、大規模地震発生時などにも安定的に水道用水を供給できるよう、京都府上下水道耐震化計画（令和7年1月策定）に基づき管路の耐震化を計画的・重点的に実施します。
- 給水開始から約60年が経過する宇治浄水場、約45年が経過する木津浄水場の老朽化対策を重点的に実施します。

・浄水場施設更新等事業

○令和8年度は、宇治浄水場の高度浄水処理設備更新工事、木津浄水場の沈殿池設備更新工事等を実施します。



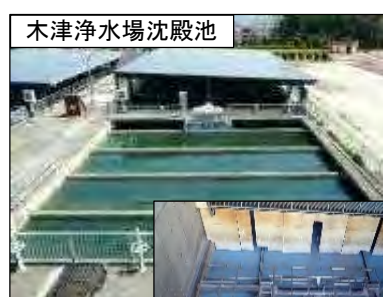
宇治浄水場活性炭棟



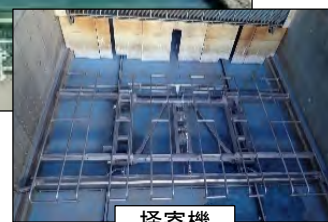
下部集水装置



洗浄排水弁



木津浄水場沈殿池

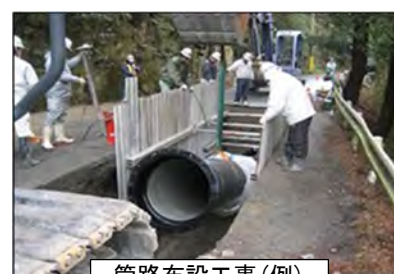


掻寄機

・管路更新・耐震化等事業

○令和8年度は、木津浄水場系統管路の更新・耐震化を集中的に進めることとし、設計・工事等を行います。

○また、城陽市東部丘陵地の開発計画に併せて城陽市第2分水施設の整備を行います。



管路布設工事(例)

基本方針＜工業用水道事業＞

長田野・綾部両工業団地を構成するインフラとしての役割をしっかりと果たすため、「京都府工業用水道事業経営レポート（平成29年4月策定、令和5年3月中間改定）」を基に健全経営の維持と工業用水の安定供給に努めます。

■工業用水道事業位置図



現状と課題＜工業用水道事業＞

長田野工業団地の立地企業に安定した工業用水を供給するため、昭和47年に事業を開始しました。その後給水区域を拡大し、平成6年からは綾部工業団地へも給水を行っています。

操業開始から50年以上が経過しており、計画的な設備更新を行っているところです。また、近年のエネルギー価格高騰など、経営を取り巻く環境が一層厳しさを増しており、長期的な事業運営見通しに基づいた健全な経営が求められています。

令和8年度主要事業の概要＜工業用水道事業＞

- 長田野・綾部工業団地の37事業所等へ工業用水を供給する長田野工業用水道の老朽設備の更新と管路の更新・耐震化を計画的に実施することで、産業拠点のインフラとしての工業用水道の信頼性を一層向上させます。
- 給水開始から50年が経過する浄水場及び長田野工業団地向け管路の更新・耐震化等を重点的に実施します。
- ・ 施設更新・耐震化事業
 - 令和8年度は、引き続き、設置年度が古い長田野工業団地内の管路工事を進めるとともに、中央監視制御設備更新工事を行います。



7 下水道（污水）

基本方針

生活環境を改善し、公共用水域の水質を保全するためには、日常生活や事業活動に伴って排出される汚水を適正に処理することが重要です。下水道、農業集落排水、浄化槽等の污水处理施設の整備を推進するとともに、処理を高度化し、施設を適切に維持管理することが必要であり、京都府では、広域的な下水道（流域下水道）の整備や管理、公共下水道、農業集落排水、浄化槽を整備する市町村への支援を行っています。

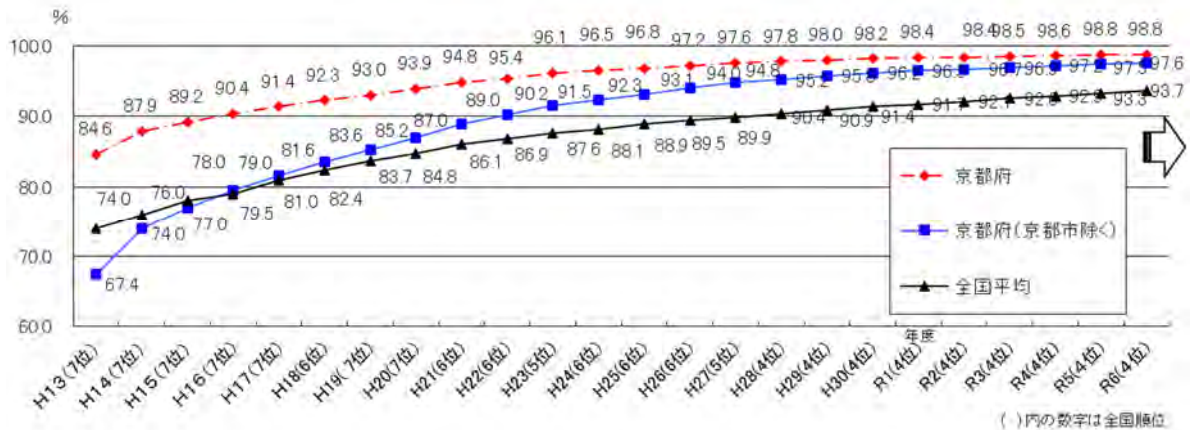


現状と課題

1 汚水処理人口普及率の推移

府全体の汚水処理人口普及率は、令和6年度末時点で全国4位の98.8%と高い状況にあります。近年横ばいで推移しています。

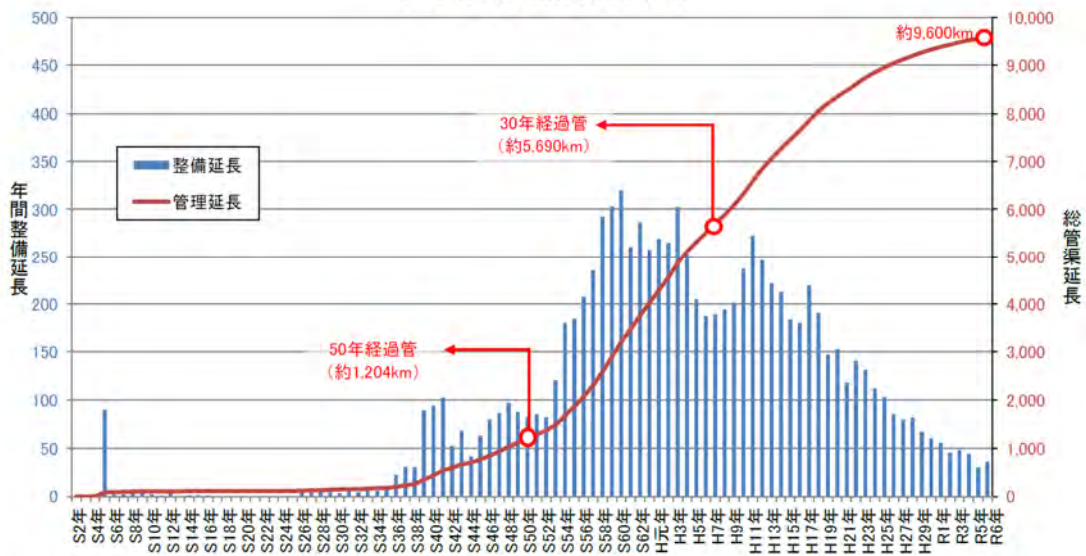
京都府南部地域においては、下流に大阪、兵庫を抱えており、1,100万人の水道水源を守るという役割があること、北部地域においては、丹後天橋立大江山国定公園に指定されている宮津湾沿岸部の自然環境保護が必要であること等から、水質保全の取組を継続する必要があります。また、南部では新名神高速道路の整備に伴うまちづくりが進んでおり、これに合わせた下水道施設の整備も求められています。



2 汚水処理施設の老朽化

京都府内における下水処理場の約4割は、供用開始から25年以上が経過しており、機械・電気設備の大量更新期を迎えています。また、下水道管渠の総延長は約9,600kmとなっていますが、管渠の耐用年数である50年を経過した施設が約1割を占めており、20年後には約5割を超え老朽化が急速に進行する見込みとなっています。老朽化対策のための管渠の修繕、改築等にかかる維持管理費用が増大するとともに、劣化に起因する事故や機能低下・停止による公共用水域の水質汚濁等のリスクが増大することが懸念されています。

下水道管渠延長(km)



3 汚水処理事業のサービス継続

汚水処理施設の経営環境は、人口減少に伴う使用料収入の減少や、職員数の減少、施設老朽化に伴う大量更新期の到来により、厳しさを増しています。このため、広域化・共同化の取組により、一層の効率化を進めていく必要があります。

令和8年度主要事業の概要

1 流域下水道（污水）の整備

まちづくりを支える下水道施設の整備を推進するとともに、老朽化が進行する流域下水道施設の改築更新工事を進めています。

また、下水道施設の地震対策については、京都府上下水道耐震化計画（令和7年1月策定）に基づき、計画的・重点的に耐震化を進めます。

(1) 桂川右岸流域 洛西浄化センター

- 老朽化が著しい汚泥脱水機設備や水処理設備の更新工事をを行い、処理施設の機能維持に努めます。



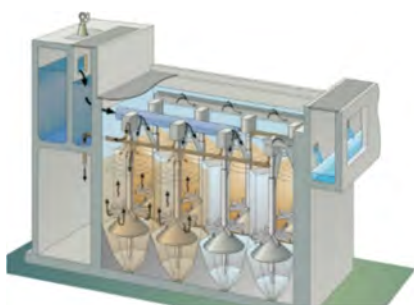
汚泥脱水機設備（更新）



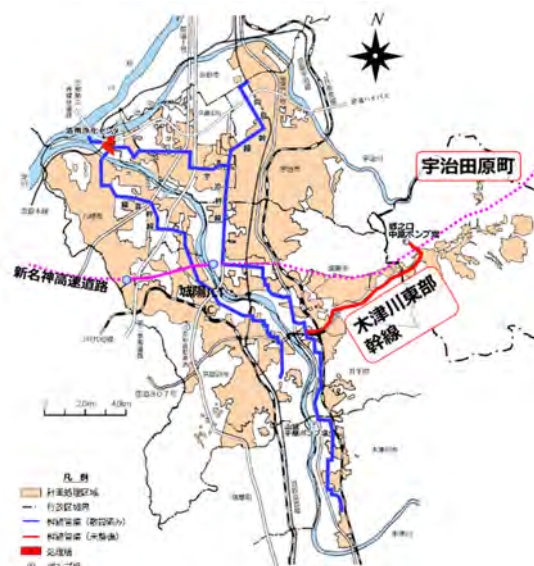
水処理設備（更新）

(2) 木津川流域 洛南浄化センター

- 新名神高速道路の整備や関西文化学術研究都市関連の開発に対応するため、能力増強工事を進めています。また、城陽市東部丘陵地の開発にも対応し、新たに宇治田原町を流域下水道に接続するための幹線管渠整備に係る調査・設計に着手します。



急る施設の完成イメージ（能力増強）



木津川流域下水道位置図（宇治田原町・木津川東部幹線）

(3) 宮津湾流域 宮津湾浄化センター

- 老朽化した中継ポンプ場の設備更新や、供用しながらの維持管理が困難な圧送管の複数化（二条化）を行い、流下能力の維持に努めます。



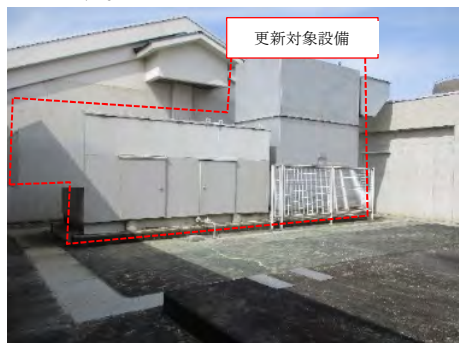
獅子崎中継ポンプ場設備（更新）



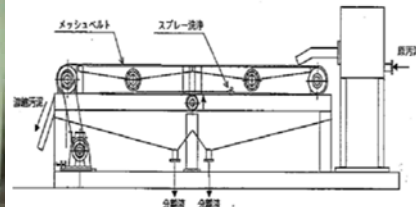
加悦谷第1幹線二条管増設箇所

(4) 木津川上流流域 木津川上流浄化センター

- 老朽化した非常用発電設備や汚泥濃縮設備の更新工事を実施し、処理施設の機能の維持に努めます。



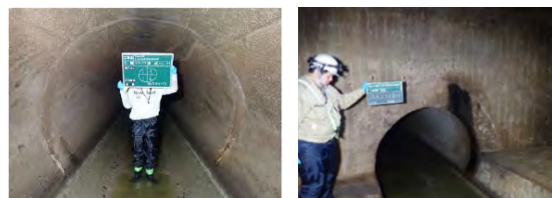
非常用発電設備(更新)



汚泥濃縮設備(更新)

(5) 4流域(桂川右岸・木津川・宮津湾・木津川上流) 管路施設

- 下水道法に基づき、5～7年に全線を1巡するペースで管路内の調査を実施しています。また、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没事故を受け、実施した全国特別重点調査の結果に基づき、必要な対策を実施するとともに、管路の耐震化を進めます。



管路内調査

2 広域化・共同化計画の取組

- 令和5年3月に策定・公表した「京都府水環境構想2022」の一部に広域化・共同化計画を位置づけました。京都府と全市町村が連携して、汚水処理の広域化・共同化など、府全体の持続的な汚水処理事業の運営体制の確立に向けた取組を進めます。具体的な進捗として、「流域下水道への公共下水道編入」では、令和7年度に関係法令に基づく手続きなどが完了し、令和8年度から事業着手します。

広域化・共同化による統合処理施設一覧

| 分類 | 整理番号 | 連携内容 | 関連市町村等 | 短期(R9) | 中期(R14) | 長期(R24) | 備考 |
|-------------|------|------------------|-----------------|--------|---------|---------|-----|
| 行政界を超えた取組 | 1 | 流域下水道へのし尿受入 | 京都府、宮津市 | ○ | | | |
| | 2 | 流域下水道への公共下水道編入 | 京都府、宇治田原町 | | | ○ | |
| | 3 | 汚泥処理の共同化 | 京都府、下水処理場を有する市町 | | | | 検討中 |
| 市町内の取組 | 4 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 京都市 | ● | | | 完了 |
| | 5 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 京丹後市 | ● | | | 完了 |
| | 6 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 福知山市 | ● | | | 完了 |
| | 7 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 南丹市 | ● | | | 完了 |
| | 8 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 南丹市 | | | ○ | |
| | 9 | 特環施設の下水道への接続 | 南丹市 | | | ○ | |
| | 10 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 亀岡市 | ○ | | | |
| | 11 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 亀岡市 | | | ○ | |
| | 12 | 農業集落排水施設の下水道への接続 | 舞鶴市 | ○ | | | |
| | 13 | 特環施設の下水道への接続 | 亀岡市 | | ○ | | |
| | 14 | 汚泥処理の共同化・資源化 | 福知山市 | ● | | | 完了 |
| 統合処理施設数(箇所) | | | | 8 | 1 | 4 | |

8 建築

基本方針

建築行政は、建築物や宅地の品質や安全性を確保するために重要な役割を果たすとともに、都市計画や土地利用規制との連携の中で、まちづくりの重要な要素になります。

全ての営みの土台である「安心」の確保をはじめ、バリアフリー化や脱炭素化社会の実現など、多様化する社会的課題や府民ニーズに対応し、良質な市街地、建築ストックを形成する必要があります。

そのために、各種法令の順守の徹底、防災対策の強化、人・環境への配慮、地域特性に応じたまちづくりに努めることとしており、消費者保護の観点も踏まえ、建築物等の計画段階から、工事、完成・使用、さらに物件の流通段階や災害発生時に至るまで、制度の適切な運用を始めとして、支援措置の活用、普及啓発や相談対応などを、関係機関と連携しながら的確に実施していきます。

建築指導

- ・ 適正な建築活動への誘導
- ・ 耐震改修促進、既存建築物の適正な維持
- ・ 民間指定確認検査機関の指導（連携）

宅地開発指導

- ・ 開発許可
- ・ 盛土等許可
- ・ 宅地防災

建築行政の基本方針

安心・安全な建築物、まちづくりの推進

民間事業者指導

- ・ 建築士、建築士事務所の指導
- ・ 宅地建物取引業者の指導
- ・ 不動産鑑定業者の指導

良好なまちづくり・建築物の誘導

- ・ 福祉のまちづくりの促進
- ・ 脱炭素社会に向けた省エネ性能の向上
- ・ 計画的な住宅、宅地供給の促進

現状と課題

1 建築行政を取り巻く状況

近年、相次ぐ地震等の自然災害、また、構造計算書偽装、建築士詐称、大臣認定不適切事案等の事件や、既存建築物等の維持管理の不備を原因とする事故や火災など、建築物の安心安全を揺るがす様々な事象が発生しています。

また、少子高齢化の急速な進行や人口減少により地域活力が低下しており、空き家の増加、都市部における団地やマンションの老朽化が進行しているほか、地球規模の環境・エネルギー問題に対する省資源・省エネルギー化の要請の高まりなど、建築・開発行政に関するニーズと課題は多様化・高度化しています。

さらに、上記課題への対応と併せ、デジタル化の推進、関係機関や団体等との連携強化、人材育成など、並行して進めるべき課題への対応も求められているところです。

令和8年度主要事業の概要

1 建築指導

(1) 建築確認・検査制度の実効性の確保

- 建築確認を円滑化します。
- 建築主・工事監理者等への督促を強化し、建築関係団体との連携による完了検査制度を徹底します。
- 指定確認検査機関への立入検査等による指導を強化します。
- 高度な専門能力を有する建築士による構造・設備設計を適正化します。

確認済証等交付件数の推移

(単位：件)

| 年 度 | | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|--------------------------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 京都府全域 | 確認済証交付件数 | 9,462 | 8,738 | 8,108 | 7,599 | 7,124 |
| | 検査済証交付件数 | 9,180 | 8,749 | 8,161 | 7,295 | 7,090 |
| うち京都府 (京都市、 宇治市除く) | 確認済証交付件数 | 4,042 | 3,781 | 3,361 | 3,104 | 2,822 |
| | 検査済証交付件数 | 3,980 | 3,730 | 3,503 | 2,949 | 2,804 |

(2) 既存建築物の安全性の確保

- 消防部局等との連携を強め、既存建築物の総合的な査察体制を確保します。
- 既存住宅取引時に建物状況調査（インスペクション）の活用を促し、市場環境を整備します。

(3) 定期報告制度の推進

- 建築物を適正に維持管理し、安全性を確保するため、建築基準法に基づく「定期報告制度」を推進します。

特定建築物等の定期報告実績

(単位：件)

| 年 度 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 建築物 | 128 | 166 | 304 | 155 | 174 |
| 昇降機* | 3,635 | 3,673 | 3,829 | 3,866 | 3,872 |
| 建築設備 | 459 | 496 | 456 | 498 | 483 |
| 防火設備 | 306 | 327 | 323 | 350 | 356 |

*：遊戯施設含む

2 安心・安全な宅地等供給の確保

- 開発行為及び盛土等の規制に適合した安全・安心な宅地等供給を推進します。

開発許可実績

(単位：件・ha)

| 年 度 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|------|------|------|-------|------|------|
| 許可件数 | 113 | 109 | 112 | 95 | 71 |
| 許可面積 | 27.9 | 42.0 | 106.3 | 69.2 | 34.7 |

※許可には変更許可を含まず、国等による協議成立を含む

盛土等許可実績

(単位：件・ha)

| 年 度 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---------|-----|------|------|-----|-------------|
| (旧)許可件数 | 9 | 13 | 21 | 15 | 4 |
| (旧)許可面積 | 2.0 | 11.2 | 31.9 | 8.6 | 0.8 |
| (新)許可件数 | — | — | — | — | 56 |
| (新)許可面積 | — | — | — | — | 132.8(21.6) |

※許可には変更許可を含まず、国等による協議成立を含む

※許可面積は、土地の面積（盛土等面積）で表示

※令和7年5月1日から（新）盛土規制法の運用を開始。以前は（旧）宅地造成等規制法。

3 民間事業者指導

(1) 建築士及び建築士事務所の業務の適正化

- 建築士及び建築士事務所への指導監督を強化します。
- 指定登録機関及び指定事務所登録機関への指導を徹底します。

建築士事務所登録数の推移

(単位：件)

| 年 度 | | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 事務所登録申請件数 | 1 級 | 382 | 391 | 324 | 301 | 299 |
| | 2 級 | 123 | 100 | 91 | 90 | 103 |
| | 木 造 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 計 | 507 | 491 | 415 | 391 | 403 |

建築士事務所登録件数（令和8年3月末現在） 1級:1,552 2級:465 木造: 4 計2,021

(2) 違法開発・建築物対策の推進

- 違反事案に対し、違反对策マニュアル等に基づいた厳正な対応を徹底します。
- 新規違法開発・違反建築への是正指導を強化します。

(3) 宅地建物取引業免許・登録制度の厳格な運用と事業者等への的確な指導・監督

- 安心で円滑な不動産流通や業務の適正な運営を確保するため、事業者免許・登録制度を厳格に運用し、法令に基づく事業者への指導を的確に実施します。

府内宅地建物取引業者数の推移

(単位：業者)

| 年 度 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 知事免許 | 3,235 | 3,250 | 3,258 | 3,294 | 3,326 |

宅地建物取引士数の推移

(単位：人)

| 年 度 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 登録者数 | 26,806 | 27,410 | 28,122 | 28,728 | 29,312 |
| 取引士数 | 11,666 | 11,830 | 11,889 | 12,235 | 12,533 |

4 人・環境への配慮と地域特性に応じた良好なまちづくり

(1) 建築物のバリアフリー化の推進

- 「京都府福祉のまちづくり条例」の対象となる施設の工事着手前の協議等を適正に行います。
- 工事完了後の整備状況の確認を徹底します。
- 整備基準適合証の交付を推進します。

(2) 脱炭素社会の実現に向けた建築物の省エネ性能の向上

- 建築物エネルギー消費性能適合性判定及び京都府地球温暖化対策条例に基づく届出制度等の普及啓発・指導を強化します。
- 建築物エネルギー消費性能向上計画等認定による建築物の省エネ化を促進します。
- 低炭素建築物新築等計画認定による建築物の低炭素化を促進します。

(3) 建設リサイクルの推進

- 資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、コンクリート、木材等の適正な分別解体及び再資源化を促進します。

建設リサイクル法届け出等実績

(単位：件)

| 年 度 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 届 出（民間） | 2,082 | 2,001 | 1,916 | 1,958 | 1,990 |
| 通 知（公共） | 982 | 1,065 | 1,128 | 1,101 | 973 |

V事業の概要－1 成長・交流・暮らしの基盤づくり

(4) 地域コミュニティの維持等、地域の実情に応じた開発許可制度の柔軟な運用

- 地域の実情に応じた市町村のまちづくりを支援するため、市街化調整区域における立地基準等の適用に関する検討を行うとともに、開発許可制度を柔軟に運用します。
 - ・市街化区域に近・隣接し、既に相当程度の公共施設が整備された区域
 - ・人口減少等により地域コミュニティの維持が困難な既存集落の区域
 - ・都市計画が決定された時点で、既に概成していた住宅団地の区域
 - ・浸水被害や土砂災害等の発生が懸念される危険な土地の区域

5 課題への対応

(1) デジタル化の推進

- 国の動向を注視しながら、府民ニーズに即した情報の電子化を検討します。

(2) 関係機関等との連携

- 京都府内における建築行政連携体制の強化を検討します。

(3) 職員の技術力の向上

- 建築職員の技術力及び実務能力向上等を目的とした「建築職員等育成プログラム(案)」に基づき、人材育成を実施します。

9 住宅

基本方針

社会情勢の変化に対応し、京都の文化を踏まえた豊かで魅力ある住生活を実現するため、住宅・住環境の安心・安全の確保や質の向上に努め、府民1人1人の住まい力を高めます。

また、高齢者、障害者等の住宅の確保に配慮が必要な方への住宅セーフティネット構築や、地域全体で子どもや子育て世代を支える子育てにやさしいまちづくりに向けて、府営住宅の計画的な建て替えや住戸の改善等を推進するとともに、民間の空き家・空き室も含めたストックの有効活用などにより、住宅に関する社会的な課題に取り組んでいきます。

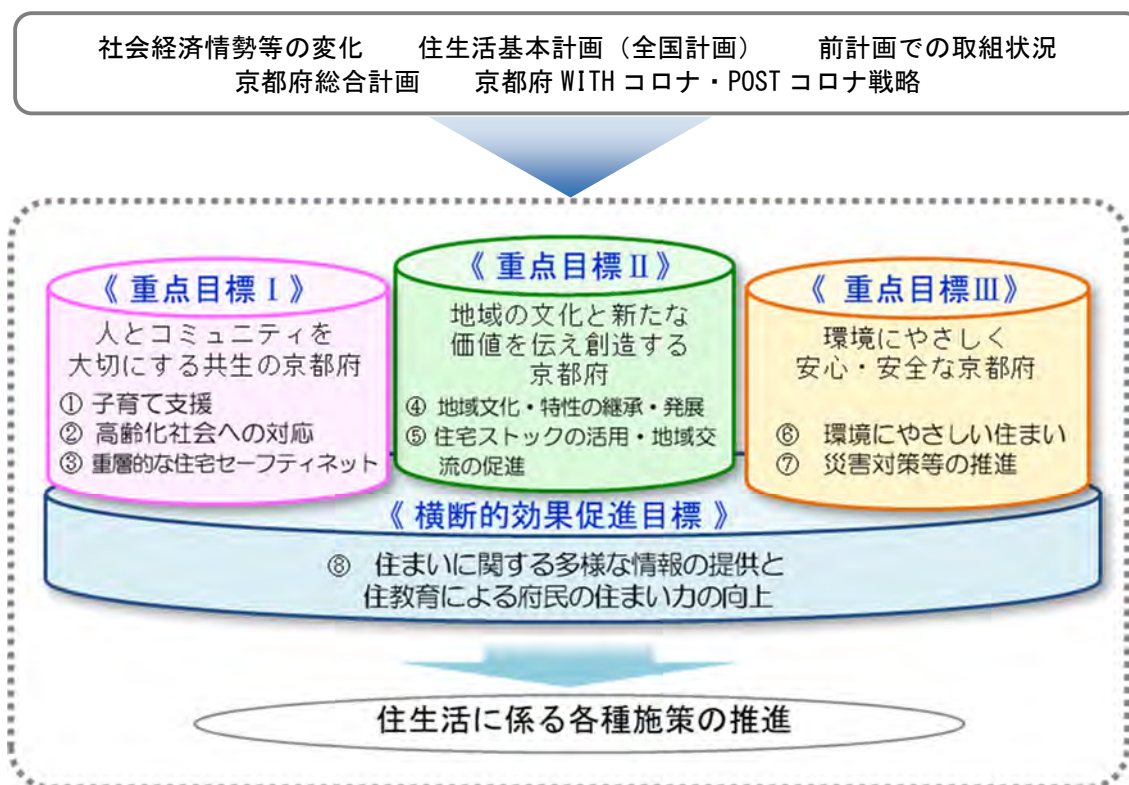
1 「京都府住生活基本計画」に基づき、住宅施策を着実に推進します。

(計画期間：令和3年度～令和12年度(中間見直しを実施し、令和8年度中に改定予定))

(1) 京都府において中長期的にめざすべき住生活の姿

- 府民のだれもが安心して暮らせること
- 良質な住宅・住環境が次世代に継承されること
- 住生活の前提となる安全が確保されること
- 府民それぞれの住まい力の向上が図られること

(2) 住宅政策の目標と基本的な施策



2 「京都府府営住宅等長寿命化計画」に基づく府営住宅施策を着実に推進します。

(計画期間：平成28年度～令和8年度)

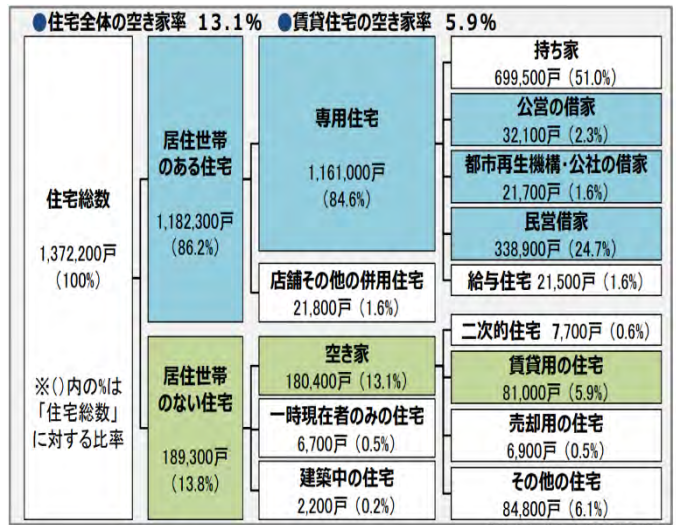
現状と課題

1 京都府の住宅事情

京都府の人口は、平成16年の265万人をピークに減少しています。世帯数についても今後は減少に転ずると見込まれていますが、一方で単独世帯は増加を続けており、特に高齢者の孤立が懸念されています。

また、地域コミュニティの希薄化や地域活力の低下なども課題となっており、令和5年時点で府全体の空き家率は13.1%でした。

住宅総数（約137万戸）のうち3.9%（約5.4万戸）が公的賃貸住宅、24.7%（約34万戸）が民間賃貸住宅、13.8%（約19万戸）が居住世帯のない住宅であり、賃貸用住宅の空き家は5.9%（8.1万戸）となっています。

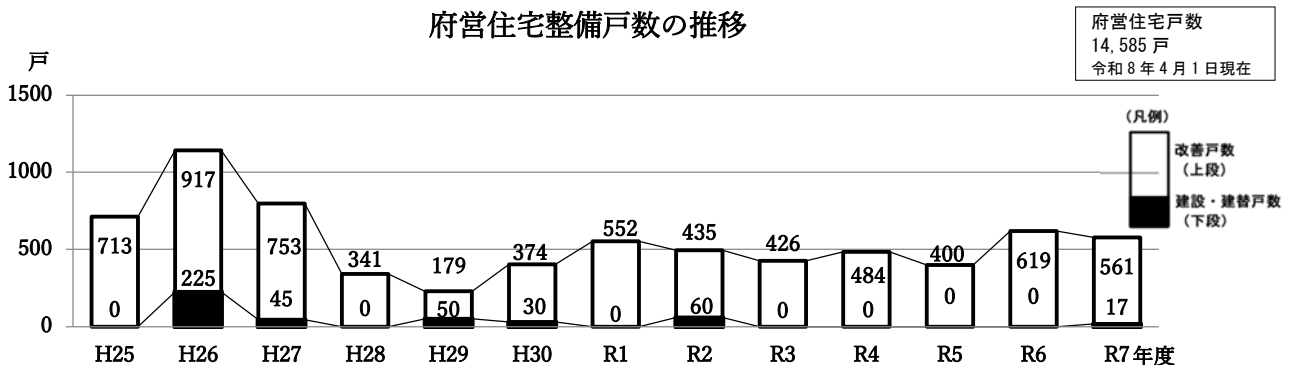


資料：令和5住宅・土地統計調査（総務省）
 (注1)「二次的住宅」別荘及び職業でなくなった時に譲渡するなど、たまたま空泊する人がいる住宅
 (注2)「一次現在のみの住宅」長期だけ使用しているなど、普段そこに居住している者が一人もいない住宅
 (注3)賃貸住宅の空き家率 = 賃貸用空き家 / (公営の借家 + UR・公社の借家 + 民間借家 + 賃貸用空き家)

2 課題

- 今後増加する高齢単身世帯の受け皿となる住宅の不足や、高齢者の社会的孤立による孤独死等の問題が懸念され、住宅団地での建て替え等におけるコミュニティスペースの整備や社会福祉施設の併設等、地域で高齢世帯が暮らしやすい環境を整備することが必要です。
- 高齢者、障害者をはじめとした住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅への入居を拒まれることがあるため、空き家等を活用した住宅確保要配慮者に対する支援「住宅セーフティネット」の構築が重要となっています。
- 子育て環境日本一の実現に向け、子育て世代を地域で支え、その不安や負担を軽減するため、子育て世代同士の交流の場創出や子育て世代が取得しやすい住まいの確保が必要です。
- 空き家の増加に伴う周辺環境への悪影響、地域活力の低下等を防止するため、空き家の発生抑制や適切な管理に加えて、地域活性化を図る観点からも利活用をさらに進める必要があります。
- 持続可能な脱炭素社会の実現を見据えるとともに、居住者の快適性や健康長寿の確保等、幅広い視点から住宅の省エネルギー化を進める必要があります。
- 昭和40年代に大量に建設した府営住宅等の更新時期を迎える中で、財政負担を縮減し、平準化させながら既存ストックを長寿命化し、最大限有効に活用していくとともに、誰もが安心して暮らせる建替整備やエレベーターの設置といったバリアフリー化など既存府営住宅等の再整備を推進する必要があります。

府営住宅整備戸数の推移



令和8年度主要事業の概要

1 府営住宅の整備と活用

(1) 既存府営住宅等の計画的な建替え・改善等の推進

■ 既存府営住宅の建替え

建築後長期間が経過して老朽化や、設備、間取りの陳腐化が進み、現在の居住面積水準を満たさない府営住宅において、「府営住宅等長寿化計画」に基づいて建替えを実施し、居住水準を向上させるとともに、コミュニティバランスを配慮し、子育て世帯を含む多様な世帯が居住し交流できる住宅・住環境の整備を推進します。

○向日台団地（R6：解体工事、建設工事等、R7：建設工事等、R8：建設工事等、解体工事）

○城南団地（R6：実施設計、解体工事等、R7：建設工事等、R8：建設工事等）



■ 既設府営住宅等の改善

既存住棟へのエレベーターやスロープの設置、住戸内に手すりを設置する等のバリアフリー化、ユニットバス化等水回り箇所の改善や電気容量アップなどにより居住性を向上させ、安心して暮らしやすい住宅を整備するとともに、外壁材の落下や屋根材の飛散を防止するための改修を行い、安全性を高めます。



■ 府内産木材の利用及びZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化の推進

「京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例」に基づき、住棟や集会所に府内産木材等の地域資源を積極的に活用することで、親しみやすさを高め、周辺環境と調和した住宅の整備を推進し、建替え時はZEH化や太陽光パネル等の再生可能エネルギー設備の設置により、温室効果ガス排出量を削減します。

■ 子育て世帯向け府営住宅リノベーション事業

子どもを産み・育てやすい居住空間を備える住戸リノベーションを実施し、優れた子育て環境の整備を図ります。

<改修イメージ>

子どもの様子を見守りながら家事を行えるよう、間取り、キッチンの変更。



(2) 空き家の活用

■ 府営住宅ストック公民連携活用事業

府営住宅空き住戸等の利活用について、民間事業者などから提案を募り、子育て支援、地域活性化、産業成長等の公益性のある利用に供することにより、収入確保をはじめ府有資産の有効活用や団地コミュニティの活性化、ひいては府民サービスの向上・施策効果の拡大を図ります。

2 府営住宅等の管理の適正化

(1) 府民のニーズに対応した府営住宅等の管理の推進

- 住宅困窮者へのニーズに明確に対応し、住宅困窮度が特に高い高齢者、障害者、母子・子育て世帯等を対象にした特定目的優先入居を実施して、多様化する住宅困窮者に対しても府営住宅等の入居基準等を適切に運用し、安心して暮らすことができる住宅を確保します。府営住宅家賃等の長期滞納者や高額所得者については、家屋明渡請求訴訟等の法的措置により退去を進め、入居希望者の入居の機会の拡大に努めるとともに、弁護士の利用による退去者滞納家賃の回収を進めています。

(2) 府営住宅等駐車場整備推進事業

- 入居者の利便性と団地環境を向上させるため、駐車場を整備します。

3 民間住宅の住宅セーフティネット

- 高齢者や障害者等、全ての住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住生活の実現のため、京都府賃貸住宅供給促進計画等に基づき、行政の住宅部局や福祉部局・福祉関係者・不動産関係者・高齢者等入居サポーターや住宅確保要配慮者居住支援法人などの関係者が連携して住宅セーフティネットの構築に取り組みます。

4 大規模自然災害に係る被災者の支援

(1) 府営住宅等を活用したセーフティネットの確保

- 自然災害等により罹災し、住宅に住めない方などを府営住宅に受け入れます。

(2) 大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業

- 大規模自然災害により住宅等の被害を受けた府民が、可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域のコミュニティの崩壊を防止し、活力を取り戻すため、市町村、金融機関と連携して、住宅再建等への助成・融資を行います。

5 民間住宅の良質ストックの形成

(1) 住宅建設資金及び住宅改良資金の融資

- 良質な住宅の建設や生活様式の変化に対応した住宅改修等を促進するため、金融機関と連携して住宅建設資金及び住宅改良資金の融資を行っています。

(2) 長期優良住宅建築等計画の認定

- 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の普及を促進することを目的として、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、「長期優良住宅建築等計画」の認定等を行っています。

6 次世代下宿「京都ソリデール」事業

- 低廉で質の高い住宅確保を求める若者と自宅の一室を提供する高齢者との交流を図る次世代下宿「京都ソリデール」事業を推進し、若者の府外への転出抑制、府外からの転入及び地方への定住を促進します。

7 住宅に関する情報提供

(1) 住宅相談事業

- 住宅に関する様々な相談や法律や建築に関する専門的な相談ができる事業を行っています。

(2) ホームページによる住情報の提供

- 府営住宅や住宅資金融資制度、分譲マンションの管理に関するガイドライン等の住宅施策に関する情報を府民が容易に得られるよう、ホームページにおいて住情報を提供します。

2 ハード・ソフト一体的な防災・減災対策

1 河川

基本方針

全ての営みの土台となる安心・安全の実現を目指し、ハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策を着実に推進し、しなやかで災害に強い地域づくりを進めます。

国や市町村と連携し、河川改修や貯留施設の整備等の流域治水の取組を進めます。

- 河川整備計画に基づく河川整備を推進し、治水安全度の向上を図ります。
- 天井川の切り下げ等の整備を進め、災害リスクの低減を図ります。
- 流域の将来計画に合わせた河川整備により、活力あるまちづくりを支援します。
- 国直轄河川の河川整備を促進しつつ、府管理区間や支川の整備を国と連携し推進します。
- ダムの事前放流等のソフト対策により、流域治水の取組を推進します。
- 良好な河川環境を保全し、多くの人に親しまれる川づくりを推進します。

■「流域治水」の取組について

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が連携・協働し、流域全体で総合的に行う「流域治水」の取組を推進します。
- 集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、
 - ① 氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、
 - ② 被害対象を減少させるための対策、
 - ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めます。
- 流域治水に取り組む主体を増やすため、水災害を自分事化するなどの取組を推進します。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定を着実に進め、ハード整備の加速化に加え、流域内のあらゆる関係者の協働による「流域治水」の取組を加速させます。



現状と課題

1 京都府の河川

京都府内の一級河川及び二級河川は、合わせて394河川、延長約2,046kmであり、このうち、知事が管理する河川は、377河川、延長約1,852km（全延長の約9割）です。府管理河川の河川整備率（＝整備済延長／要改修延長）は、令和7年度末時点で37.8%となっています。

（※整備済延長・・・時間雨量50mmに対応できる整備が完成した延長）

■ 河川数

394河川
内、大臣管理 25河川
知事管理 377河川

| 一級河川 淀川水系 | 一級河川 由良川水系 | 二級河川 |
|-----------------------|----------------------|----------|
| 180 (46%) | 125 (32%) | 89 (22%) |
| 内、大臣管理 23 知事管理 163 | 内、大臣管理 2 知事管理 125 | 知事管理 |

※同一河川で大臣管理区間と知事管理区間がある河川が8河川あるため、合計河川数は和と一致しない

■ 河川延長

2,046km
内、大臣管理 194km
知事管理 1,852km

| 一級河川 淀川水系 | 一級河川 由良川水系 | 二級河川 |
|----------------------------|---------------------------|-------------|
| 923km (45%) | 714km (35%) | 409km (20%) |
| 内、大臣管理 138km 知事管理 785km | 内、大臣管理 56km 知事管理 658km | 知事管理 |

2 近年の主な浸水被害

（単位：棟）

| | H24南部豪雨 | H25台風18号 | H26 8月豪雨 | H29台風18号 | H29台風21号 | H30 7月豪雨 |
|------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 床上浸水 | 906 | 1,482 | 1,835 | 111 | 368 | 539 |
| 床下浸水 | 2,378 | 3,326 | 2,716 | 992 | 631 | 1,734 |

気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、従来の河川整備に加えて、流域のあらゆる関係者が協働して、流域全体で行う治水対策である「流域治水」の取組を推進する必要があります。

令和8年度主要事業の概要

1 河川整備計画に基づく河川整備

(1) 鴨川かもがわ（京都市）

- 概ね30年に1回起こり得る降雨による洪水を安全に流下させるための河川整備を実施しています。令和7年度には、平成25年台風第18号により越水した京川橋下流区間の河川改修が完了し、治水安全度が向上しました。
令和8年度は、京川橋上流で護岸工を実施します。

鴨川



(2) 安祥寺川あんしょうじがわ・四宮川しのみやがわ（京都市）

- 平成25年台風第18号や令和3年8月豪雨により浸水被害が発生したことを受け、府市協調により整備を進めるべく、京都市と政策協定を締結、「安祥寺川・四宮川整備推進室」を設置し、両河川の流下能力の早期向上に取り組んでいます。
令和8年度は、安祥寺川で物件補償、地盤影響調査、四宮川で用地補償を実施します。

桂川



(3) 桂川かつらがわ（亀岡市）

- 下流の京都市域での整備状況を踏まえつつ、昭和28年台風第13号により発生した戦後最大洪水に対応した河川整備を進めています。
令和8年度は、七谷川の天井川対策を実施します。

(4) 防賀川ぼうががわ（京田辺市）

- 平成25年台風第18号をはじめ、近年の豪雨により浸水被害が発生したことから、田辺北地区土地区画整理事業と一体となり、新西浜樋門及び放水路の新設並びに河川改修など、概ね50年に1回起こり得る降雨による洪水を安全に流下させるための河川整備を実施し、まちづくりを支援します。
令和8年度は、樋門工及び堤外水路工、用地補償を実施します。

防賀川



(5) 古川ふるかわ、井川いかわ、名木川なきがわ（宇治市、城陽市、久御山町）

- 近年の豪雨により幾度も浸水被害が発生したことから、平成24年8月の京都府南部豪雨と同規模の降雨に対して人家浸水被害を解消することを目的とした河川整備を実施しています。また、支川の井川、名木川でも古川の整備進捗を踏まえた改修を実施しています。
令和8年度は、古川で用地補償、井川でサイフォン工、名木川で詳細設計を実施します。

古川



(6) 煤谷川すすたにがわ（精華町）

- 関西文化学術研究都市における開発に合わせ、概ね50年に1回起こり得る降雨による洪水を安全に流下させるための河川整備を実施し、まちづくりを支援します。
令和8年度は、護岸工、落差工、橋梁工、井堰工を実施します。

(7) 高野川たかのがわ（舞鶴市）

- 平成16年台風第23号や平成30年7月豪雨等により、甚大な浸水被害が発生したことから、舞鶴市が実施する下水道事業と連携しながら、平成16年台風第23号相当の降雨による洪水を安全に流下させるための河川整備を実施しています。
令和8年度は、護岸工を実施します。

V 事業の概要－2 ハード・ソフト一体的な防災・減災対策

(8) 弘法川、法川（福知山市）

- 平成26年8月豪雨により、支川の溢水等、甚大な浸水被害が発生したことから、国、京都府、福知山市が連携して浸水対策事業を実施し、概ね10年に1回起こり得る降雨による洪水を安全に流下させるための河川整備を実施しています。令和8年度は、弘法川で橋梁工、護岸工、用地補償を、法川で鉄道交差部工、用地補償を実施します。



(9) 竹野川、小西川（京丹後市）

- 竹野川流域は平成16年台風第21号、台風第23号、平成20年7月豪雨により、甚大な浸水被害が発生したことから、人家浸水被害を解消することを目的とした河川整備を実施しています。令和8年度は、竹野川で護岸工、掘削工、小西川で護岸工、井堰工を実施します。



2 天井川対策

七谷川（亀岡市）

- 天井川となっている一部の区間で破堤すると、近隣の人家に甚大な被害が及ぶ危険性があることから、河道掘削と河床の切り下げによる天井川の解消を合わせた河川整備を推進しています。令和8年度は、橋梁工、護岸工を実施します。

3 活力あるまちづくりの支援

(1) 鴨川

鴨川の安心・安全と魅力づくり

- 山紫水明の京都を象徴する鴨川の美しい清流や景観を守りつつ、命を守るための治水対策（ハード・ソフト）の推進と鴨川の更なる魅力の向上に向け、京都府、京都市、府民、事業者等が協働し、安心・安全な河川空間づくりと鴨川の魅力向上に取り組めます。

NPOや大学、地域との連携や協働

- 鴨川の魅力向上に取り組む大学生が行う野外映画上映会や地域の子ども・家族・高齢者がともに取り組む河川美化活動を様々な団体と連携して実施します。



野外映画上映会（カモシネマ）

(2) 防賀川（京田辺市）〈再掲〉

- 田辺北地区土地区画整理事業と一体となり、新西浜樋門の設置等を実施します。

(3) 煤谷川（精華町）〈再掲〉

- 関西文化学術研究都市における開発に対応した河川改修を実施します。

4 国直轄事業の促進

(1) 淀川水系

国により、桂川等における築堤や河道掘削等の河川改修、大戸川ダム本体着工に向けた調査・設計などが進められています。特に桂川嵐山地区については、完成した可動式止水壁に続く対策の早期着工に向け、国・府・京都市が連携して、地元や関係機関との調整を行っています。



桂川嵐山地区左岸溢水対策（可動式止水壁）

V 事業の概要－２ ハード・ソフト一体的な防災・減災対策

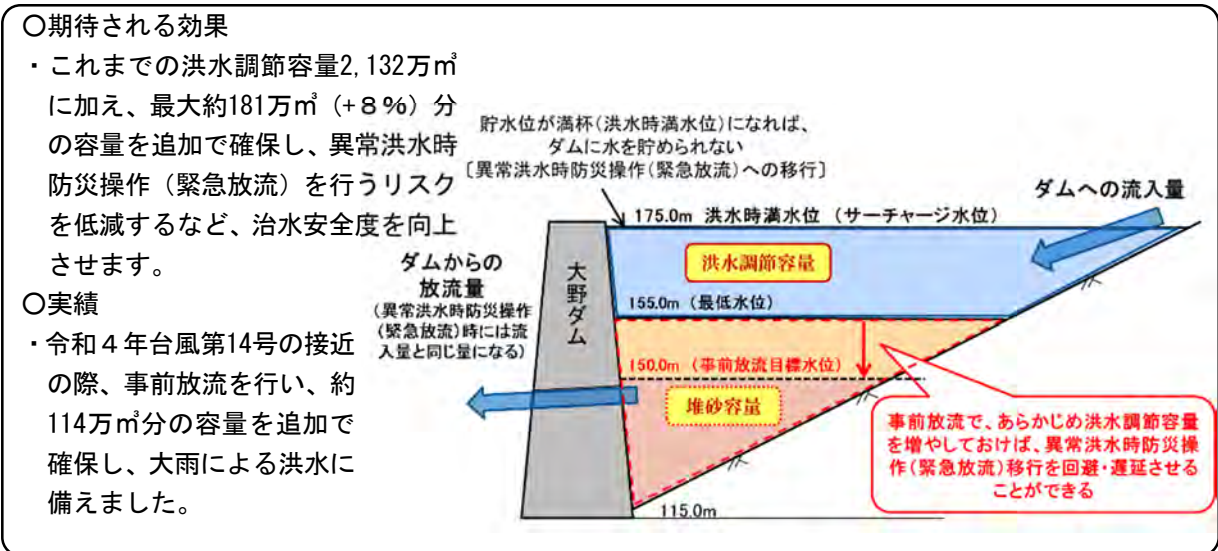
(2) 由良川水系

激甚化・頻発化する豪雨災害に対応するため、国により、築堤や河道掘削等の河川改修が進められるとともに、令和5年に変更された河川整備基本方針を踏まえた河川整備計画への変更が検討されています。引き続き河川改修が円滑に進むよう、国・府・沿川市町が連携して取り組んでいます。

5 流域治水の取組

大野ダムにおける事前放流の取組

- 令和3年6月から、大雨に備え、ダムに貯められる洪水の量を増やすため、堆砂容量を有効活用する事前放流に取り組んでいます。



6 良好な河川環境の保全と利用

(1) 鴨川

鴨川条例

- 鴨川を、安心・安全で美しく親しまれるものとして次の世代に引き継ぐため、「安心・安全の確保」「良好な河川環境の保全」「快適な利用の確保」「府民協働の推進」を目指し、河川環境に係る総合的規定を盛り込んだ京都府鴨川条例を制定しています。条例に基づき、府民等と意見交換するための『鴨川府民会議』を年4回程度開催しています。

鴨川探検・再発見！

- 鴨川の魅力を改めて発見し、治水や防災、川への理解を深め、河川愛護や自然環境保全への関心と主体的な取組の輪を広げてもらうために、小学生を対象に、自然観察会や歴史文化の学習会などを、年4回程度開催しています。



生きもの観察&水質調査



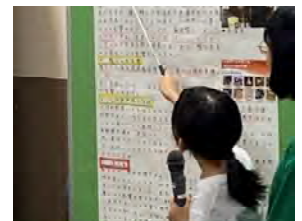
野鳥観察会

小中学校における鴨川環境学習の実施

- 府内の小中学校等において、鴨川に関する環境学習を実施し、河川美化意識の醸成に努めています。



小学校へのお出前授業



小学生による研究発表

(2) 多自然川づくり

- 地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を推進します。



魚道整備

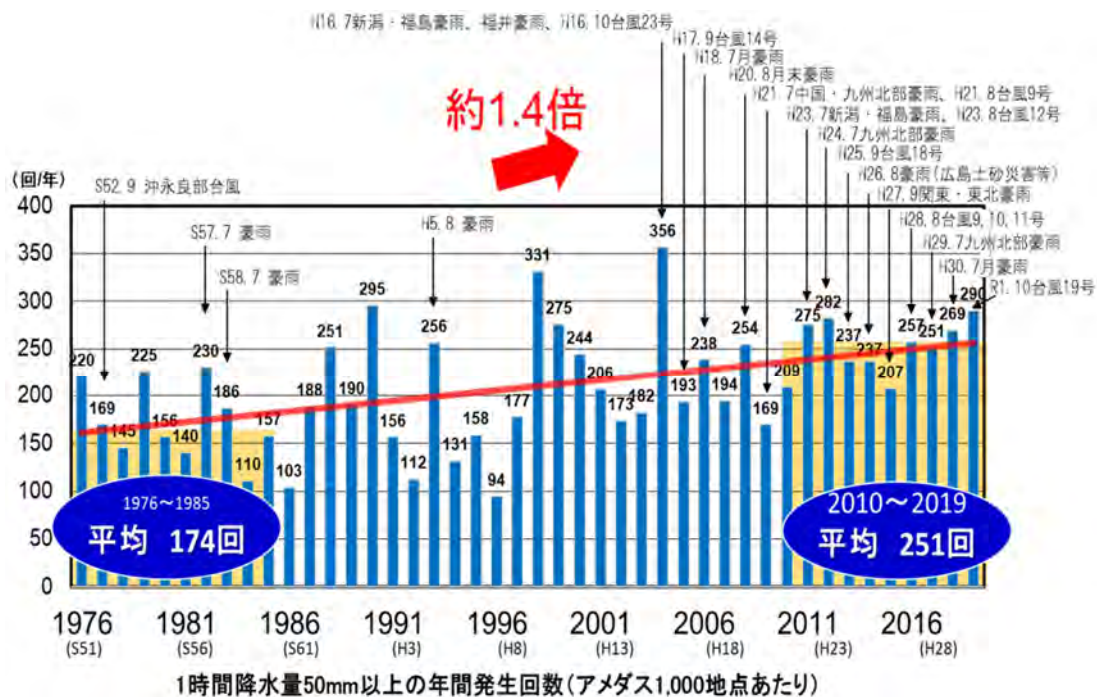


環境に配慮した護岸

2 下水道（雨水）

基本方針

近年、集中豪雨が頻発しており、内水による浸水被害から府民の生命と財産を守り、都市活動を維持するためには、都市に降った雨水を排除・貯留する下水道の整備が有効です。広域的な雨水対策として「いろは呑龍^{どなりゅう}トンネル」を整備するとともに、市町村が実施する事業への助言・指導を実施しています。



出典：気象庁資料より作成（気象庁が命名した気象現象等を追記）

降雨状況の変化（国土交通省資料）

近年の府内の内水浸水被害（単位：戸）

| 府内市町 | H24 年度 | | H25 年度 | | H26 年度 | | H29 年度 | | H30 年度 | |
|------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 床上 | 床下 | 床上 | 床下 | 床上 | 床下 | 床上 | 床下 | 床上 | 床下 |
| 福知山市 | | | 690 | 279 | 1,995 | 2,430 | 3 | 40 | 98 | 672 |
| 舞鶴市 | | | 130 | 191 | | | 270 | 659 | 212 | 704 |
| 綾部市 | | | 16 | 58 | 2 | 17 | 4 | 18 | 2 | 35 |
| 宇治市 | 600 | 1,448 | 18 | 29 | 1 | 1 | | | | |
| 亀岡市 | 20 | 98 | 101 | 178 | 1 | 32 | | | 27 | 49 |
| 城陽市 | 53 | 600 | | 20 | | | | 3 | | |
| 向日市 | | | 4 | 102 | 2 | 7 | | | | |
| 八幡市 | 28 | 280 | 30 | 856 | | | | | | |
| 南丹市 | | | 103 | 107 | | 4 | | | | |
| 大山崎町 | 9 | 16 | | | | | | | | |
| その他 | 27 | 96 | 30 | 74 | | | 54 | 679 | 26 | 395 |
| 合計 | 737 | 2,538 | 1,122 | 1,894 | 2,001 | 2,491 | 331 | 1,399 | 365 | 1,855 |

※主な災害 H24 年度：H24 年 8 月豪雨、H25 年度：台風 18 号（9 月）、
 H26 年度：H26 年 8 月豪雨、台風 11 号（8 月）
 H29 年度：台風 18 号（9 月）、台風 21 号（10 月）
 H30 年度：H30 年 7 月豪雨、台風 19、20 号（8 月）、台風 21 号（9 月）

現状と課題

1 気候変動による集中豪雨の頻発化

京都府全体の都市浸水対策達成率※1は78.8%（令和5年度末）と着実に対策が進められている状況ですが、近年、気候変動により集中豪雨が頻発し、市街地での浸水被害が増加しており、府民生活・社会経済活動に影響をきたすことが懸念されています。

※1 都市浸水対策達成率：公共下水道又は都市下水路による都市浸水対策の整備対象地域の面積のうち、概ね5年に1度の大雨に対して安全であるよう、既に整備が完了している区域の面積の割合

2 流域治水の推進

気候変動による水災害リスクの増大に対応するために、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域ととらえ、流域に関わるあらゆる関係者が、地域特性に応じて、ハード・ソフトの両面から流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」への転換について、令和2年7月に社会資本整備審議会において、答申があり、また、「流域治水」の実効性を高めるため、令和3年5月に「流域治水関連法」が整備されました。



出典：「流域治水の推進」（国土交通省 HP）より

3 流域治水関連法（水防法）の改正

内水による浸水情報と避難方法等に係る情報を、府民にわかりやすく事前に提供することが重要です。令和3年の改正により、原則、下水道事業による浸水対策を実施する全ての団体について、想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域を指定し、内水ハザードマップを公表することが義務化されました。【R6年度末時点 雨水出水浸水想定区域図作成済：京都市、綾部市、向日市、長岡京市、大山崎町】

令和8年度主要事業の概要

1 流域下水道（雨水）の整備

- 京都市（西京区、南区）、向日市、長岡京市の一部を排水区域として雨水の貯留・排水を行うため、桂川右岸流域下水道雨水対策事業により「いろは呑龍トンネル」の整備を推進します。

いろは呑龍トンネルの概要

（令和8年4月1日現在）

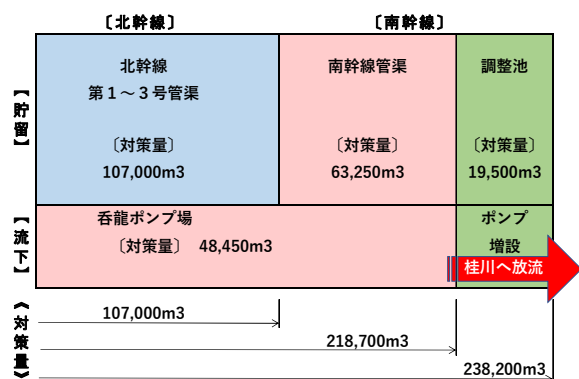
| | | 全 体 計 画 概 要 | 事 業 実 績 |
|-----------|---------------------|------------------------|------------------------|
| 関 係 市 | | 京都市（西京区、南区）、向日市、長岡京市 | |
| 排 水 面 積 | | 1,421 ha | 1,308ha |
| 対 策 量 | | 238,200 m ³ | 238,200 m ³ |
| 幹 線 管 渠 | | 8,987m | 8,987m |
| 雨 水 貯 留 場 | 名 称 | どんりゅう 呑龍ポンプ場 | おとくに 乙訓ポンプ場 |
| | 所 在 地 | 京都市 （洛西浄化センター内） | 向日市 |
| | 吐 出 量 | 10.0 m ³ /s | 0.3 m ³ /s |
| 法 手 続 | 都 市 計 画 決 定 | 当初 平成7年12月12日 | 最終変更 平成14年8月13日 |
| | 都 市 計 画 法 事 業 認 可 | 当初 平成8年1月30日 | 最終変更 令和8年3月17日 |
| | 下 水 道 法 事 業 計 画 策 定 | 当初 平成8年1月30日 | 最終変更 令和8年2月13日 |

令和3年度末までに南北幹線管渠、全11箇所のうち7箇所の公共下水道接続施設及び呑龍ポンプ場が供用を開始しており、令和5年度末に、8箇所目の公共下水道接続施設及び調整池が供用し、地上にも雨水を貯留できるようになりました。

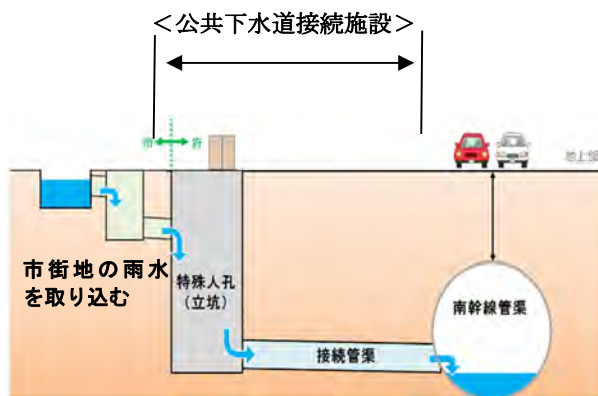
また、これまで雨水を貯めるだけであった北幹線管渠について、南幹線管渠の雨水と合わせて、呑龍ポンプ場から桂川へ排水する全線一体運用に変更することで、取り込める雨水の量が大幅に増加しました。

令和8年度は、残る3箇所の公共下水道接続施設の建設工事を進めます。

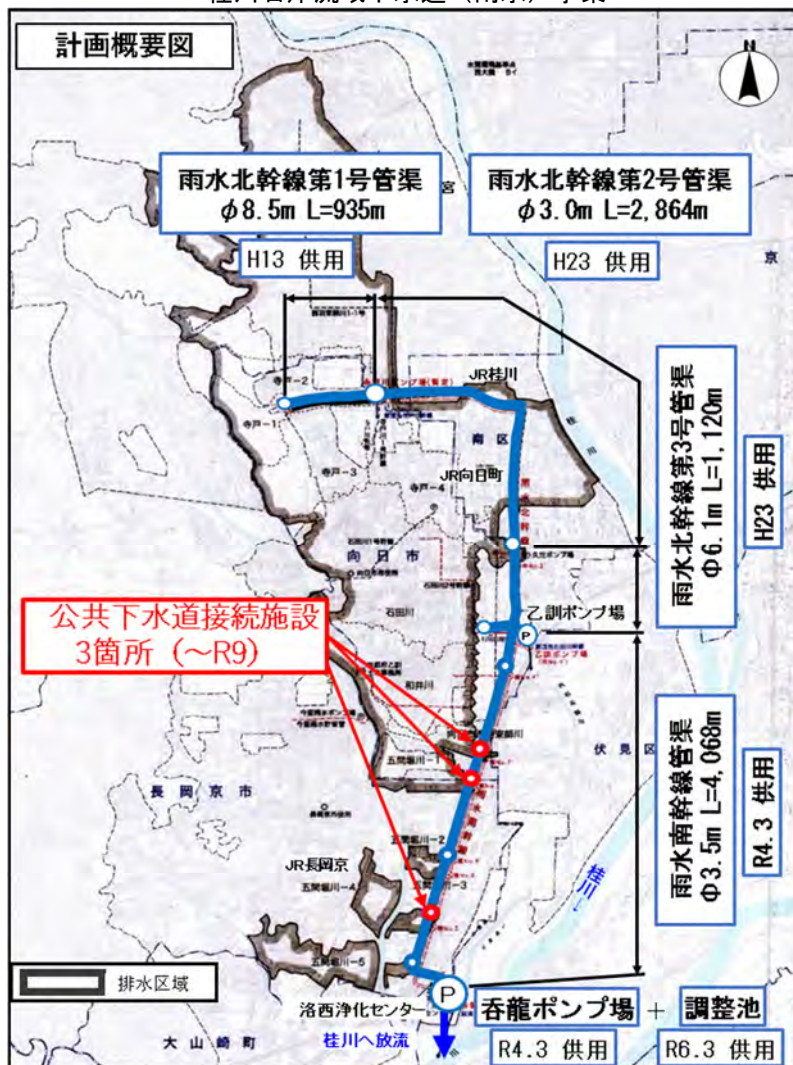
いろは呑龍トンネル 整備概要



公共下水道接続施設（イメージ図）



桂川右岸流域下水道（雨水）事業



2 雨水貯留施設（マイクロ呑龍）設置費補助

- 近年頻発する短時間豪雨に対する防災対策や雨水の利活用に役立つよう、市町村と連携して雨水貯留施設（マイクロ呑龍）の設置費用を補助することで、府民総ぐるみで雨水を「貯める」取組を進めます。【R7年度末時点 設置基数：3,499基】

設置例 1 (府庁2号館屋上)



設置例 2 (京都市上下水道局)



雨水貯留施設の仕組み



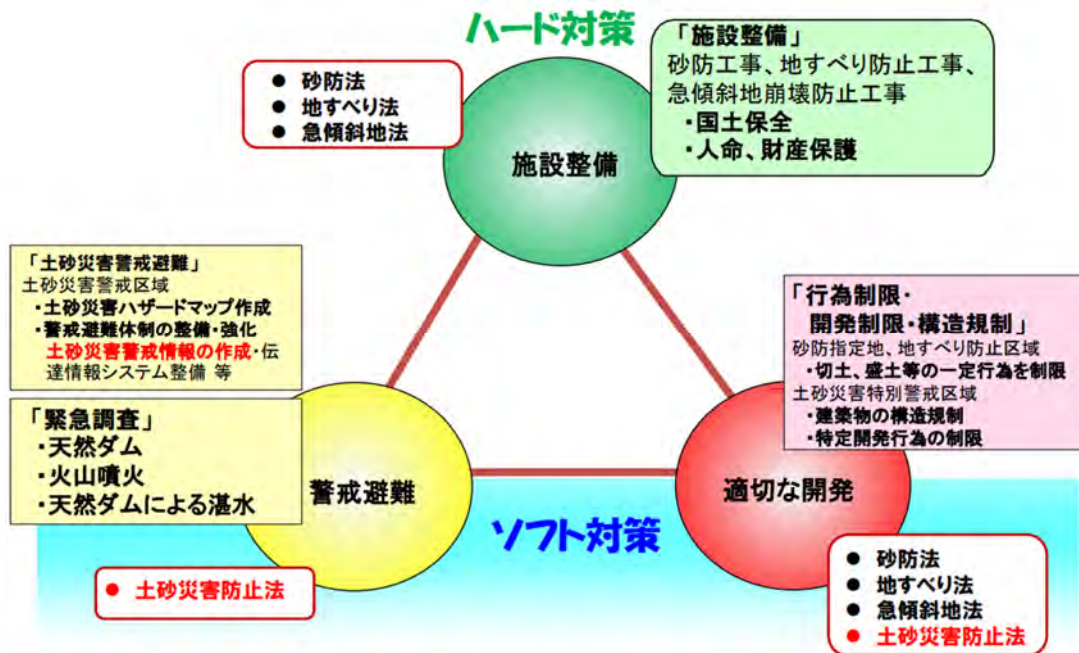
3 公共下水道事業の支援

- 「市町村上下水道経営基盤強化交付金」により、想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域の指定等、市町村の取組を支援します。

3 砂防

基本方針

京都府総合計画に掲げる「しなやかで災害に強い地域」の実現に向けて、地域の特性や保全施設などに応じた砂防えん堤などの砂防関係施設の整備を進めるとともに、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等を行うことで、土砂災害の被害を防止し、府民の生命と財産を守ります。また、既存の施設の長期的な機能保持を図るため、砂防関係施設長寿命化計画に基づく適正な維持管理を行います。



土砂災害対策の三本柱（出典：国土技術政策総合研究所）



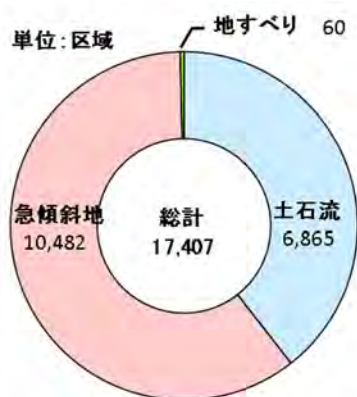
砂防関係事業の概要（出典：国土交通省 HP）

現状と課題

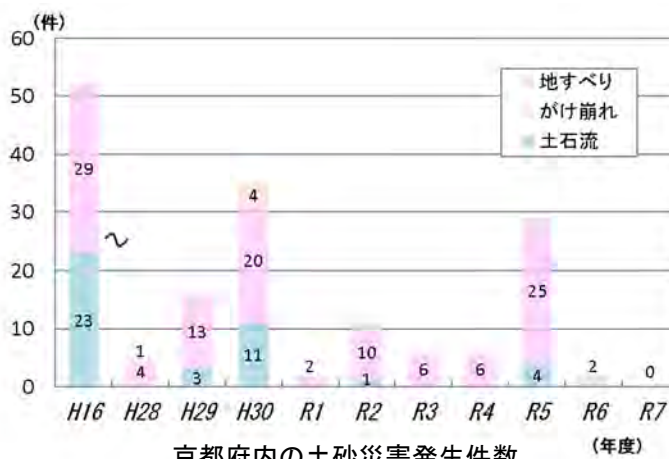
1 土砂災害警戒区域と土砂災害発生状況

京都府は、豊かな自然環境に恵まれている一方で、急峻な地形、脆弱な地質を有しています。府内では、土砂災害警戒区域が約17,000箇所指定されています。

これまで、台風や頻発する集中豪雨により、多くの洪水や土砂災害を経験してきたところであり、平成16年台風第23号では、土砂災害により宮津市滝馬地区や舞鶴市下見谷地区などで5名、平成18年7月の梅雨前線豪雨では、京丹後市丹後町間人地区で発生した地すべりにより2名の方が亡くなる被害がありました。また、平成24年～26年の3年連続の豪雨や、平成29年台風第18号・21号では、家屋の損壊や土砂流入などの被害が多数発生し、平成30年7月豪雨においては、土石流や山腹崩壊等の土砂災害により、綾部市上杉町、舞鶴市城屋などで5名（内土砂災害で4名）の方が亡くなる被害がありました。



京都府内の土砂災害警戒区域 (令和8年3月末時点)



京都府内の土砂災害発生件数 (年度)

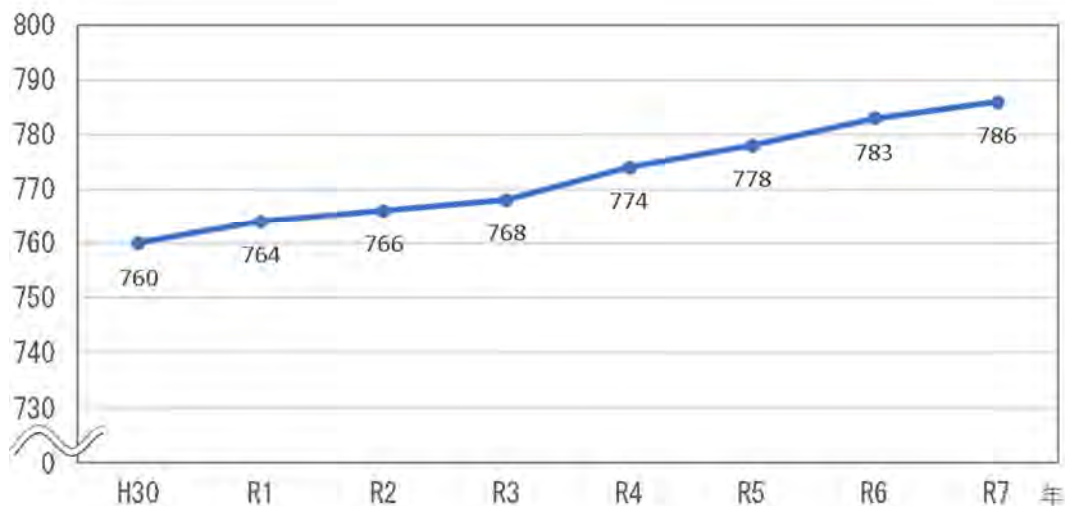
2 土砂災害対策の施設整備状況

多くの土砂災害警戒区域が存在する中、砂防えん堤等の施設整備には多くの時間と費用がかかることから、土砂災害警戒区域等のうち、

- ・過去に被災した箇所の再度災害防止対策
- ・地域防災の拠点となる避難所等の保全対策
- ・自力での避難が困難な要配慮者利用施設の保全対策
- ・人家50戸以上の大規模集落や重要交通網等の保全対策

などについて、優先的・重点的に施設整備による土砂災害対策を進めているところです。

箇所数



土砂災害警戒区域内の施設整備完了箇所数の推移 (令和8年3月末時点)

令和8年度主要事業の概要

1 砂防関係施設の整備

＜砂防事業＞

■ 流域の荒廃が著しい溪流において、土石流などの土砂流出を防止し、下流域の人家や公共施設等を保全します。

・北川（京都市）、中ノ谷川（宇治田原町）など49箇所



北川（京都市西京区）砂防えん堤



蛙ヶ谷川（京都市北区）砂防えん堤



中ノ谷川（宇治田原町）砂防えん堤



門前川（和東町）砂防えん堤



篠原西一谷川（京丹波町）砂防えん堤



谷河川（福知山市）斜面崩壊箇所の対策工事

V事業の概要－2 ハード・ソフト一体的な防災・減災対策

<急傾斜地崩壊対策事業>

- 急傾斜地の崩壊による災害から府民の生命を保護します。
 - ・大野(木津川市)、志高(舞鶴市)など18箇所



大野(木津川市) 法枠工



小坪(伊根町) 擁壁工



志高(舞鶴市) 擁壁工

2 砂防関係施設の維持管理

<砂防メンテナンス事業>

- 砂防関係施設の老朽化対策のため、更新・改築・修繕を計画的に実施し、長寿命化を図ります。
 - ・津の本谷川(南丹市)など18箇所



津の本谷川(南丹市) 砂防えん堤修繕

4 海岸

基本方針

丹後沿岸は冬季風浪などにより海岸に被害がみられ侵食対策が重要な課題となっていることから、「丹後沿岸海岸保全基本計画」に基づき、地域の特性に応じた海岸環境の保全・整備及び適正な利用にも配慮した海岸事業を推進するとともに、「防護」・「環境・景観」・「親水・利用」の調和のとれた総合的な海岸管理を目指しています。

なお、国による「海岸保全基本方針」の変更を受け、令和5年から気候変動を踏まえた「丹後沿岸海岸保全基本計画」の見直しを進めています。



現況と課題

1 京都府における海岸

京都府北部の丹後沿岸には、日本三景の一つ『天橋立』^{あまのはしだて}を中心とする天橋立海岸(宮津港)や、海水浴場で知られる由良海岸・神崎海岸など、観光や海水浴等の海洋性レクリエーションの場として親しまれている風光明媚な多くの海岸があります。

丹後沿岸の海岸の総延長は約317kmであり、内訳は国土交通省水管理・国土保全局所管海岸延長が101km、同省港湾局所管海岸延長が133km、農林水産省所管海岸延長が83kmとなっています。

■丹後沿岸総延長 317km

| | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|
| 一般海岸 (水管理・国土保全局所管) 101km (32%) | 港湾海岸 (港湾局所管) 133km (41.5%) | 漁港海岸 (水産庁所管) 82km (26%) |
|--------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|

農地保全海岸
(農村振興局所管)
1km (0.5%)

波浪による侵食被害から海岸及び背後地を防護すべき区域として海岸保全区域に指定し、護岸や離岸堤、人工リーフ等の海岸保全施設の整備を推進しています。

■海岸保全区域延長 109km

| | | |
|---|---|---|
| 一般海岸 (水管理・国土保全局所管) 17km (16%) 区域数：11 | 港湾海岸 (港湾局所管) 69km (63%) 区域数：33 | 漁港海岸 (水産庁所管) 22km (20%) 区域数：18 |
|---|---|---|

農地保全海岸
(農村振興局所管)
1km (1%) 区域数：7

令和8年度主要事業の概要

1 港湾海岸（港湾局所管）の整備

(1) 宮津港海岸〈天橋立・文珠〉（海岸環境整備）

- 天橋立地区では、海流により供給される砂が減少したことにより、名勝「天橋立」の砂浜がやせ細っており、令和8年度も引き続き、サンドバイパス・リサイクル工法により周辺海域に堆積した砂を海流上流部に投入することで、波の力を利用して砂浜を保全していきます。
- 文珠地区では、護岸の空洞化による陥没を防止するため施設の改良を推進しています。令和8年度は、昨年度から引き続き、護岸の改良工事を実施します。

・天橋立の保全

実施前（昭和50年）



実施中（平成6年）



実施中（平成19年）



サンドバイパス・リサイクル工法



・文珠の護岸改良



護岸の空洞化



2 一般海岸（水管理・国土保全局所管）の整備

神崎海岸（侵食対策）

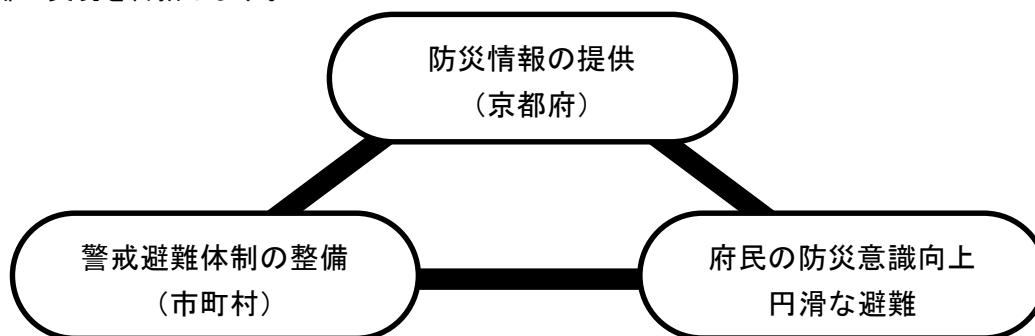
- 近年、離岸堤開口部の背後において、高潮や高波により背後地まで及ぶ侵食が発生しているため、背後民家への越波災害などを防ぐための、突堤や離岸堤の整備を推進します。令和8年度も引き続き、突堤の整備を実施します。



5 防災情報

基本方針

激甚化・頻発化する地震や豪雨、大雪などの自然災害に対応するため、河川・砂防等のハード整備に加えてソフト対策としての的確な防災情報の提供に努めています。この情報は、市町村による警戒避難体制の整備、府民の防災意識の向上や円滑な避難にも繋がるものであり、市町村・府民とも連携しながら、災害に強い京都の実現を目指します。



現状と課題

1 京都府が提供している防災情報

洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域といった、平時から警戒避難体制を整えるために役立つ「ハザード情報」と、災害発生時に道路の通行規制状況や洪水・土砂災害の危険性の高まりを伝える「リアルタイム情報」を提供しています。これらの情報をもとに、実際の避難行動に移してもらうような取組を進める必要があります。

2 防災情報に求められるもの

防災情報は、警戒避難体制構築のための基礎情報であり、かつ、避難行動のスイッチとなる重要な情報です。例えば、府民に作成を推奨している「水害等避難行動タイムライン」については、河川の水位や土砂災害の危険度などの正確な情報があることで実効性のあるものとなります。そのため、防災情報の一層の充実と高度化が求められています。

【防災情報一覧】

| | |
|----------------------------------|--|
| ハザード情報 (危険性のある区域 を知らせる情報) | ○京都府マルチハザード情報提供システム(危機管理部) http://multi-hazard-map.pref.kyoto.jp/ 「浸水想定区域」や「土砂災害警戒区域」を表示 →洪水時の浸水深や土砂災害などのリスクを確認 |
| リアルタイム情報 (危険性の高まり を知らせる情報) | ○京都府河川防災情報 http://chisuibousai.pref.kyoto.jp/ →雨量、川の水位、洪水予報、ダム情報、カメラ映像をリアルタイムで公開 ○京都府土砂災害警戒情報 http://d-keikai.pref.kyoto.jp/ →1km ² 区域毎の土砂災害の危険度や降雨状況をリアルタイムで公開 ○京都府道路情報管理・提供システム https://dobokubousai.pref.kyoto.jp/pc/ https://dobokubousai.pref.kyoto.jp/sp/ →京都府が管理する道路の他、府内の高速道路及び国土交通省が管理する道路の情報を公開。冬期には、観測している積雪量や気温の情報も公開。 |
| 各種防災情報 | ○きょうと危機管理 Web(危機管理部) https://www.bousai.pref.kyoto.lg.jp/ →避難情報や避難所の開設状況など各種防災情報を総合的に掲載 |

令和 8 年度主要事業の概要

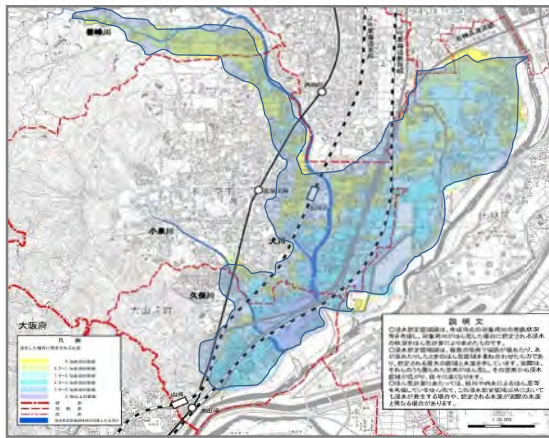
1 ハザード情報の整備、公表

(1) 洪水

- 水防法や「災害からの安全な京都づくり条例」に基づき、京都府が管理する全 377 河川について、洪水浸水想定区域図を見直し又は新規作成し、令和 4 年 10 月に公表を完了しました。さらに、令和 3 年の水防法改正に基づく洪水浸水想定区域の指定も完了したことから、引き続き、浸水想定区域の周知、活用支援等を進めます。

(2) 土砂災害

- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等を指定・公表しています。令和 7 年度末までに 17,407 箇所指定が完了しており、引き続き、調査を計画的に実施します。また、既存の指定箇所についても、5 年毎に地形変化等がないか確認し、区域の見直しに努めます。



浸水想定区域図



土砂災害警戒区域、特別警戒区域

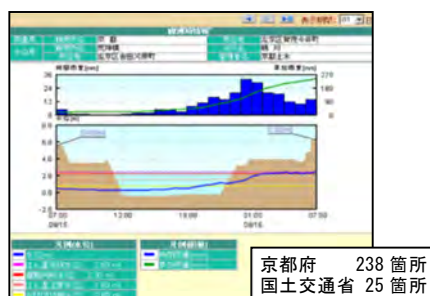
2 リアルタイム情報の提供

(1) 洪水・土砂災害

- 市町村の水防活動や避難指示等の発令、府民の自主避難の判断等に活用できるよう、雨量・水位・河川監視カメラ画像、気象台と共同発表している洪水予報、土砂災害危険度情報等をインターネット、地上デジタルデータ放送などさまざまなメディアにより、リアルタイムで提供しています。また、河川防災情報システムを障害に強く確実に防災情報を提供するために再構築しており、令和 6 年 4 月から運用を開始しています。



雨量情報



水位情報



河川監視カメラ画像



土砂災害警戒情報

京都府 109 箇所
国土交通省 20 箇所
気象庁 17 箇所

京都府 238 箇所
国土交通省 25 箇所

京都府 134 箇所

- 早期の避難情報の発令等を支援するため、雨量予測情報に基づき避難を促す氾濫危険水位等を基準に到達時間を予測する「水位・氾濫予測システム」を京都大学と共同開発しています。令和5年から、予測情報の避難情報としての活用も見据え、精度や実用性を検証するために予測情報を市町村・気象台に試行配信しています。引き続き、予測情報の活用に向けて関係機関と調整を進めます。



(2) 道路情報

- 令和4年度に「京都府道路情報管理・提供システム」をリニューアルしたことで、地図上で直感的な操作ができるようになり、見たい情報に早くたどり着けるようになりました。SNSを使った積極的な情報発信にも努めています。

3 啓発・支援活動

- 府民の防災意識向上のため、大型商業施設等において洪水・土砂災害に関するパネル展や過去の災害の振り返り等の啓発活動を毎年定期的にも実施するほか、要配慮者利用施設の避難計画策定や訓練への支援等も行っています。



商業施設での啓発活動



要配慮者利用施設での避難訓練の支援

6 耐震対策（住宅・建築物、宅地）、盛土対策

基本方針

想定を超える地震や豪雨等による災害が頻発する中、被害を軽減させるためには、住宅や宅地等の所有者である府民が自発的に予防対策を進めることが重要です。そのために、業界団体や市町村等と連携し、対策の重要性に関する普及啓発や情報提供を行うとともに、法令に基づく各種調査や手続き、補助制度等の活用による支援を推進します。

現状と課題

1 耐震対策

全国各地で大規模な地震による住宅・建築物の倒壊や宅地の崩落等の災害が多発しており、京都府内に影響を及ぼす地震として、南海トラフ地震や22断層による内陸直下型地震が発生する可能性が高まっています。

(1) 住宅・建築物

「京都府建築物耐震改修促進計画」（計画期間：令和8年度～令和17年度）に掲げている耐震化率の達成に向け、引き続き、取り組む必要があります。

目標＝住宅：令和17年度に概ね解消【現状・90%】

要緊急安全確認大規模建築物：令和17年度に100%【現状・85%】

要安全確認計画記載建築物：令和17年度までに、倒壊時、全面道路の空き幅員が4m未満となり、緊急車両が通行困難となる10棟を優先して耐震化(42%)【現状・12%】

(2) 宅地

大規模盛土造成地は、地震発生時等に滑動崩落し、宅地地盤に被害を及ぼす可能性があり、京都市を除く府内全域において、1,278箇所存在しており、第二次スクリーニング調査計画を作成しました。今後は、府内市町村との緊密な連携により、経過観察等の防災対策を実施します。

2 盛土対策

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩壊し、土石流災害が発生したことを契機とし、災害から人命・財産を守るため、全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が、令和5年5月26日に施行されました。

京都府では、府域全域を規制区域に指定し、令和7年5月1日から本格的な法運用を行っています。

令和8年度主要事業の概要

1 耐震対策（住宅・建築物、宅地）

(1) 住宅・建築物の耐震対策の推進

- 「京都府建築物耐震改修促進計画」に基づき、関係団体や市町村と連携しながら、大地震の際に倒壊のおそれの高い昭和56年以前に着工した住宅・建築物の耐震改修等を進めます。
- 今後の地震に対する備えとして、特に市町村が耐震化を促進すべきとして選定する耐震化重点エリアにおける木造住宅耐震改修等助成制度を拡充し、耐震化の促進を図ります。
 - ・ 耐震診断助成事業（木造住宅、マンション）の推進
 - ・ 木造住宅耐震改修等助成事業（本格改修、簡易改修、特定除却、耐震シェルター設置）の推進
 - ・ 大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進
 - ・ 普及、啓発（耐震フェア、出前講座等）

住宅耐震化総合支援事業実績 (戸数)

| 年 度 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|------------|-----|-----|-----|-------|-----|
| 耐震診断※ | 628 | 705 | 584 | 1,393 | 808 |
| 本格改修※ | 143 | 98 | 68 | 295 | 315 |
| 簡易改修※ | 591 | 66 | 48 | 407 | 101 |
| 耐震シェルター設置※ | 0 | 0 | 0 | 6 | 2 |

※市町村独自実施分含む

大規模建築物等耐震化緊急支援事業実績 (棟)

| 年 度 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|------|---|---|---|---|---|
| 耐震設計 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 耐震改修 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |

緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業実績 (棟)

| 年 度 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|------|---|----|---|---|---|
| 耐震診断 | 4 | 13 | 3 | 0 | 0 |
| 耐震設計 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 耐震改修 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |

(2) 宅地の耐震対策の推進

- 京都府内1,278箇所の大規模盛土造成地において、現地調査により宅地の状況を把握するとともに、安全性評価を行い、次期調査計画（第二次スクリーニング計画）の作成、簡易地盤調査及び擁壁の危険度判定評価を実施しました。
この結果をもとに、府内市町村とともに防災対策を検討します。

(3) 建築物・宅地の地震等被災応急対策

- 地震等の二次災害から府民の安心・安全を守るため、地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施できる体制の充実・強化等を図ります。
 - ・ 国、都道府県、市町村と連携して講習会・訓練等を行い、実施体制を充実・強化
 - ・ 地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を計画的に更新・養成
 - ・ 判定士の他府県への派遣について円滑な初動体制の確立に向けて検討

2 盛土対策

- 本庁と各広域振興局の関係部署で構成する「盛土対策チーム」を設置し、盛土規制法の運用を行っています。

- ・ 規制区域（令和7年5月1日に、京都市域を除く府域全域を指定）
 宅地造成等工事規制区域 2,242km²（約6割）
 特定盛土等規制区域 1,542km²（約4割）

・ 執行体制

| 業務内容 | 所管部局 | | 面積区分 | |
|----------|--|-------|-------|-----------------------|
| 許可・検査等 | 宅造区域 | 建設交通部 | 土木事務所 | 1 ha 未満 |
| | | | 本 庁 | 1 ha 以上 |
| | 特盛区域 | 農林水産部 | 振 興 局 | 農地 4 ha 以下／森林 10ha 以下 |
| | | | 本 庁 | 農地 4 ha 超 / 森林 10ha 超 |
| 監視、指導・監督 | 盛土に係る無許可案件に対する指導・監督は、初動対応含め、「盛土対策チーム」で対応 | | | |

③ 公共インフラ施設の計画的管理

インフラ長寿命化

基本方針

「京都府公共施設等管理方針」（平成28年度策定、令和3年度改定）における「安心・安全の確保」、「財政負担の軽減と平準化」、「施設の長寿命化」の3つの基本的な考え方のもと、橋りょう、トンネル、河川護岸・堤防その他インフラ施設ごとの個別施設計画を定めています。施設の役割、機能、利用状況等の重要度や予算の平準化に配慮した対策の優先順位の考え方などを明確化し、計画的な予防保全型維持管理による長寿命化を進めます。

京都府公共施設等管理方針におけるインフラ長寿命化の取組方針

<基本方針1> メンテナンス サイクルの確立

- 点検計画等の策定による体系的な点検の実施
- 防災対策と一体となった計画的なメンテナンスの実施
- データベースの構築

- 点検頻度や点検内容等を規定した点検計画、点検マニュアル等を策定し、日常点検から定期点検まで、体系的な施設点検を実施
- 個別施設計画において、施設の重要度や予算の平準化にも配慮した対策の優先順位の考え方を明確化し、点検・診断結果を踏まえた効率的・効果的なメンテナンスを実施
- 修繕等の実施と併せ、インフラの防災・耐震性能等についても向上を図る。
- 点検結果や補修履歴等を蓄積できる総合的なインフラデータベースシステムを構築

<基本方針2> 中長期的視点 に立った コスト管理

- 予防保全型維持管理等の導入
- 社会的要請の変化に対する確かな対応
- メンテナンス予算の平準化と弾力的な予算運用

- きめ細かな点検や劣化予測等により、損傷が軽微な状態で予防的措置による施設の保全を図る。
- 施設の必要性を再検討し廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進
- 府営住宅や都市公園等の施設については、利用者のニーズを把握し、更新等の機会を捉えて質的向上、機能転換、用途変更、複合化、集約化等を積極的に推進。
- 施設毎の予算配分を弾力的に運用するとともに、新設中心の予算体系から、徐々にメンテナンス中心の予算体系に移行し、安定的なメンテナンス予算の確保に努める。

<基本方針3> メンテナンス サイクル確立 のための 体制整備

- 府のメンテナンス体制強化と職員の技術力向上
- 担い手の確保・育成
- 府民協働の推進

- メンテナンス中心の組織体制に組織・人員の再配置を行うとともに、国や大学等とも連携し、教育・研修制度の充実や資格取得の推奨等、メンテナンスに従事する職員の技術力向上を図る。
- 「一般財団法人京都技術サポートセンター」の一層の充実を図り、市町村を含めた施設管理者支援の取り組みをさらに推進
- 国や大学等とも連携し、研修や資格取得の推奨による民間企業の技術力向上を図るとともに、技術者を適切に評価する制度を導入
- 地元からの情報をメンテナンスに活用するシステム検討や府民協働事業の推進を進める。

現状と課題

(令和3年3月末現在)

| 分野 | 主なインフラ | 施設数 |
|-------|------------|---------|
| 道路 | 橋りょう | 2,162橋 |
| | 舗装 | 2,142km |
| | トンネル | 63本 |
| 港湾 | 港湾 | 3港 |
| 河川 | 堤防、河川護岸等 | 1,852km |
| | 排水機場等 | 43箇所 |
| | ダム | 2基 |
| 砂防 | 砂防施設 | 2,915基 |
| | 急傾斜地崩壊防止施設 | 307区域 |
| | 地すべり防止施設 | 18区域 |
| 府営住宅 | 府営住宅 | 130団地 |
| 公園 | 公園 | 11公園 |
| 水道 | 浄水場 | 3箇所 |
| | 導送水管 | 87km |
| 工業用水道 | 浄水場 | 1箇所 |
| | 導送水管 | 29km |
| 流域下水道 | 浄化センター | 4箇所 |
| | 幹線管渠 | 108km |
| | ポンプ場 | 9箇所 |

京都府内のインフラ施設

橋りょうやトンネル等の道路施設、排水機場やダム等の河川施設をはじめ、港湾施設、砂防施設、公園施設、府営住宅、流域下水道施設など府民生活や社会経済活動の基盤となる多種多様なインフラを保有しています。

近年、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化対策が全国的な課題となっていますが、例えば、橋長2m以上の橋りょうの場合、大規模補修や更新の目安となる建設後50年以上を経過する施設数の割合が、現在の約40%から20年後には80%となるなど、全国的な傾向と同様に、インフラの高齢化が進展しています。このため、平成19年度にアセットマネジメントによる取組を始め、平成28年度に個別施設計画を作成し、計画的な点検・補修を継続して実施しています。

※京都府公共施設等管理方針(令和4年3月改定)より抜粋

取組の概要

1 取組の方向性

橋りょう、トンネル、河川護岸・堤防その他インフラ施設ごとの個別施設計画に基づき、計画的な点検に取り組むとともに、点検結果や補修履歴等をデータベースに蓄積し、効率的・効果的なメンテナンスを実施します。

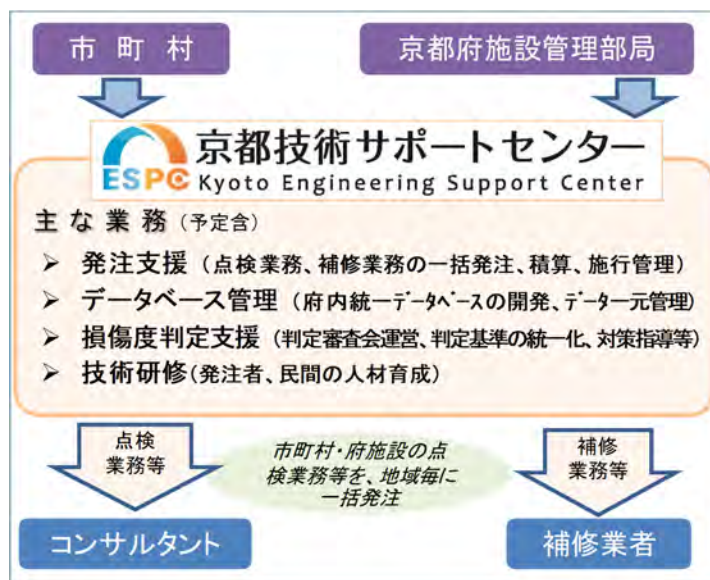
2 推進体制

府民の安心・安全に係るインフラを適切にメンテナンスしつつ、厳しい財政状況の中、メンテナンスコストを縮減するためには、適切なメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組む必要があります。

そのため、メンテナンスを着実かつ継続的に実施するために必要となる推進体制強化の一環として、平成28年度には京都技術サポートセンターを府、府市長会、府町村会で共同設立し、府・市町村が管理するインフラの点検・診断などを専門的な見地からサポートする体制を強化しました。

また、京都府、京都大学、京都技術サポートセンターの3者でアセットマネジメントの推進に関する包括協定を締結し、アセットマネジメントシステムの現場への実装を目指した共同研究の実施、施設点検時の技術的助言等の協力体制を構築しています。

令和8年度は、引き続き、こうした推進体制のもと、受発注者双方の人材を育成するとともに、国・府・市町村が連携し、府民とも協働するメンテナンス体制をさらに充実し、インフラ長寿命化の取組を推進します。



4 事業推進のための取組

1 公共事業の適正・円滑な推進

基本方針

災害時に最前線で安心・安全の確保を担う府内建設産業の持続的な発展に向けて、公共事業を計画的に執行するための安定的・継続的な予算の確保と原則府内発注に努め、雇用創出につなげるとともに、DXをはじめとする生産性向上の取組などを通じた働き方改革や、インターンシップ、ICT活用現場見学会の実施などによる魅力発信により、担い手の確保を進めます。

取組の概要

1 インフラ分野におけるDXの推進

人口減少下での構造的な課題への対応を見据え、調査・設計、工事から維持管理に至る建設生産システムの全てのプロセスにデータとデジタル技術を活用するデジタルトランスフォーメーションを推進し、社会資本整備における効率化や省力化を図り、生産性の抜本的な向上を目指すとともに、非接触・リモート型への転換を進めています。

令和8年度は、建設企業の実産性向上の取組に加え、多様な人材の確保に繋がる取組を支援します。また、建設DX推進プラットフォームを活用し、先進的な取組に係る情報共有や、普及促進あるいはその課題についての検討を行うとともに、ICT技術を取得するための研修等を開催し、ICT活用工事の普及拡大を図ります。

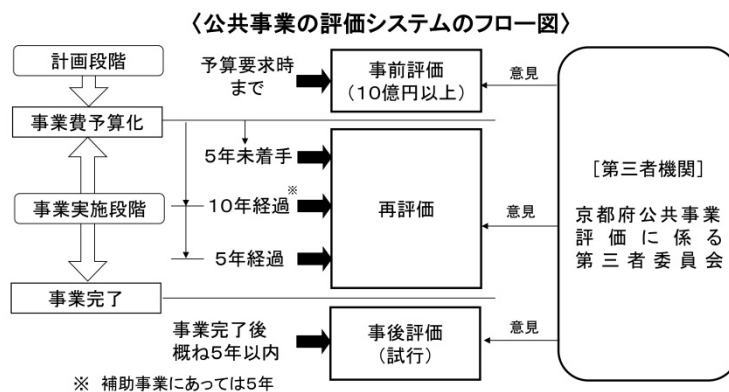
2 公共事業執行システムの整備と充実

公共事業を効率よく適正に執行し、府民の負託にこたえるため、公共事業評価制度の充実や、計画段階から維持管理段階に至る建設生産プロセス全体における生産性の向上など様々な取組を進めています。

(1) 公共事業評価制度

公共事業の効率性と透明性の一層の向上を目的として、平成10年度から公共事業の「再評価」を実施しており、平成14年度からは、事業着手前に評価を行う「事前評価」、事業完了後に事業効果を検証する「事後評価」も導入し、公共事業評価システムの体系的な整備を行っています。

それぞれの事業の対応方針の決定に当たっては、第三者機関である「京都府公共事業評価に係る第三者委員会」を設置し、公開による評価を行うとともに、その資料及び結果をホームページ等において広く公表しています。



(2) 建設生産性向上の推進

技術と経営に優れ、地域に貢献する優良な企業が活躍できる環境を整備するため、建設生産システム全般における取組を進めています。

・ 工事目的物の適切な仕様と品質確保

公共工事の品質確保のため、「土木工事共通仕様書（案）」により適切な仕様を定めるとともに、「土木工事施工管理基準」等に基づき、監督・検査体制を充実させています。また、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新まで、建設生産プロセス全体における生産性を一層向上させるため、情報通信技術の活用などの取組を推進します。

・受発注者間の業務の円滑化・効率化

○工事関係書類の簡素化等

工事実施段階や完成時に必要となる、受発注者間の協議記録などの各種書類を簡素化し、受発注者相互の負担を軽減するとともに、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」に基づき、設計変更手続きの円滑化に努めています。

また、受発注者間の工事書類を外部民間事業者のサーバを介して情報共有する「工事情報共有システム」を活用することにより、受注者の移動経費、工事書類の整理に係る手間などを軽減し、効率的に工事を進めています。

○建設現場の遠隔臨場

ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」「立会」等を行うことで、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指した業務の効率化に取り組んでいます。

○ワンデイ・レスポンスの一層の推進

工事実施段階において、受発注者が協力し、施工に係る質疑・応答を迅速に行うワンデイ・レスポンスを進め、現場の工期短縮、早期供用による投資効果の最大化を図ります。

○ウィークリースタンス

1週間の仕事の取組を目標として定め、計画的・効率的に工事及び業務を履行することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進と担い手の確保、育成に取り組んでいます。

3 入札・契約制度の更なる改善

平成13年4月の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行以降、透明性・競争性の確保を目的として入札・契約制度の改善に努めています。平成15年6月に「京都府入札監視委員会」を設置し、府が発注する建設工事等について、学識経験者等から意見を聴取しているほか、平成19年3月には「京都府公共調達改善の骨子（中間報告）」を策定し、1,000万円以上の全ての工事を一般競争入札にするなど、透明性・競争性を高めるべく制度を見直しました。

また、社会情勢の変化に柔軟に適応していくため、府が行う公共調達に係る入札制度改革を検証・評価し、公正な競争、工事の品質確保及び建設産業の健全な発展等との均衡を考慮した、効果的な公共調達及び入札制度のあり方について意見を伺うため、平成23年10月に「京都府入札制度等検討委員会」を設置し、学識経験者等の知見を得ながら、継続的に入札・契約制度の改善に取り組んでいます。

(1) 「公契約大綱」に基づく入札・契約制度の改善

検討委員会の提言を踏まえ、積極的に制度改正などを実施しています。

平成24年度には、公正な競争、地域経済への配慮、安心・安全の確保のバランスがとれた入札・契約制度を構築するため、公契約の基本理念や発注者として取り組む具体的内容などを示す「公契約大綱」が策定されたところであり、府内企業への発注の徹底、重層的な下請構造の改善、元請下請関係の適正化、低入札価格調査制度の検証・見直し、徹底的なコンプライアンス対策の取組のもと、予定価格の事後公表の試行等様々な改善を行いました。

平成25年度以降、社会保険未加入対策、公共工事設計労務単価等の改定、インフレスライドの適用、主任技術者等の要件緩和、フレックス工期の適用工事拡大、予定価格の事後公表の拡大、前払金の上限撤廃、測量等業務委託における最低制限価格制度の導入、暴力団排除の徹底、親子会社等の同一入札への参加制限等の改善を行いました。

(2) 「公契約大綱」の見直し

令和7年12月に「第三次・担い手3法」が全面施行されたことを受け、3法に掲げられた「担い手確保」、「生産性向上」、「地域における対応力強化」等を目的とし、公契約における受発注者関係の更なる適正化等につなげるため、府として取組の拡充を行うものについて、大綱を見直しました。

V事業の概要－4 事業推進のための取組

(3) 電子入札や電子納品等公共事業IT化の取組

受発注者双方の業務改善につながるよう進めていくことを基本方針としており、受発注者で構成する「京都府公共事業IT化推進協議会」を平成16年9月に設立し、情報提供及び意見交換を行い、円滑なIT化を推進しています。

・電子入札

平成17年2月に運用を開始し、順次対象を拡大して、平成19年度からは全面实施しています。平成22年度からは京都府が開発した電子入札システムを府内市町村においても使用できるようにし、令和7年度末時点で、20市町村が府電子入札システムを利用しています。

・電子納品

平成17年度に試行を開始し、令和4年度土木工事からは全件での実施（実施できなければ不履行と判断）へと対象を拡大しています。なお、業務委託の成果品は平成18年度から全件を実施しています。

4 公共工事の品質確保に向けた取組

(1) 京都府地域づくり優良工事施工者表彰制度

良質な社会資本整備を促進するとともに、建設企業の公共工事の品質確保に対する意欲を醸成することにより、「府民の生活の安心・安全」と「地域力向上」を図ることを目的として、平成21年度に「京都府地域づくり優良工事施工者表彰制度」を導入し、優良な工事を施工された企業を表彰しています。

| | | | |
|-------------|-----------|---------|---------|
| 《令和5年度表彰実績》 | 令和4年度完成工事 | 優秀賞：14者 | 奨励賞：35者 |
| 《令和6年度表彰実績》 | 令和5年度完成工事 | 優秀賞：15者 | 奨励賞：34者 |
| 《令和7年度表彰実績》 | 令和6年度完成工事 | 優秀賞：12者 | 奨励賞：48者 |

(2) 工事の監督・検査

■ 工事の監督

土木工事共通仕様書（案）（令和6年4月改定）に基づき、施工プロセスチェックなどを行い、施工状況を確認・評価します。

■ 工事の検査

工事費が3,000万円以上の土木工事及び5,000万円以上の建築・設備工事（プラント設備工事を含む）の完成検査は本庁の検査員が、それ以外の工事は、本庁又は公所等の検査員が行います。

■ 低入札工事への対応

低入札価格調査を経て契約した工事については、工事の施工段階での段階確認の厳格な実施や複数検査員による随時検査、完成検査により、工事の品質を確保します。併せて、下請負人へのしわ寄せを防止するため下請契約の履行状況についても確認します。

(3) 適正な施工体制の確保

公共工事の工事現場等における適正な施工体制を確保するため、「施工体制の把握のための要領（平成13年9月）」を策定し、日頃の監督業務に加え、工事現場における施工体制の一斉点検を定期的を実施します。

(4) 元請・下請関係の適正化

京都府が発注する建設工事における元請・下請関係を適正化し、労働環境を確保するため、指針を制定し、下請・建設労働者からの相談窓口の開設や関係機関との連携強化、さらに重層的な下請構造の改善を進めます。

(5) 技術力の向上

■ 技術管理基準等の公表

京都府のホームページに「建設交通部の技術管理関連情報」として、監督・検査及び設計・積算の諸規程や仕様書等を公表し、受注者が技術管理情報をいつでも入手できるようにしています。

■ 職員の技術力・コンプライアンススキルの維持・向上

技術職員の技術と知識の向上を目的として、工事報告会や実務担当者等の研修、更に幅広い知識や専門的な知識を習得するための国土交通大学校、全国建設研修センター等で開催される研修等を体系的に整理し、専門技術やコンプライアンス知識を取り入れた「実務研修プログラム(案)」により、職員の総合的な能力の維持・向上に取り組みます。

■ 市町村の支援

市町村における公共工事の品質確保を推進するため、京都府の積算システムを貸与するとともに、府が実施する検査への市町村職員の臨場や検査基準の統一等による発注者支援に取り組みます。また、市町村が行う総合評価方式の入札に当たり、地方自治法施行令で必要となる学識経験者として、該当土木事務所長等が審査を行っています。

5 建設業の健全な発展に向けた取組

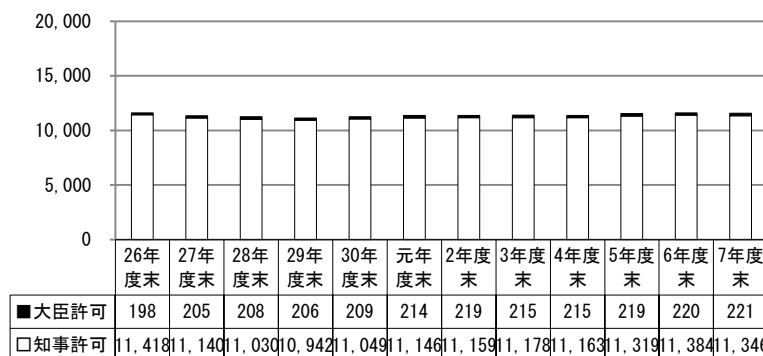
建設投資は、ピーク時の平成4年度以降、平成22年度まで減少傾向が続きましたが、近年は、経済対策等により、増加傾向にあります。

京都府内の建設企業数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和7年度末における許可業者数は、12,000社程度となっています。企業規模としては、個人及び小資本の企業が大半を占めています。

建設業許可業者数の推移

(1) 建設業許可

建設業許可審査事務は、平成16年度から土木事務所に権限委任しています。また、不良・不適格業者の排除や保険未加入対策を推進するため、厳格な資格審査や営業所検査の実施等、建設業法の適正な運用を行います。



(2) 経営事項審査

経営事項審査等の受付においては、技術者重複チェックシステムの採用と厳正な書類確認により、不良・不適格業者を排除するための審査体制の充実を図ります。

(3) 建設業の確保・育成

■ 建設業構造改善推進事業

国土交通省が平成14年に策定した「建設業の再生に向けた基本方針」に則し、建設業者を対象に建設業の構造改善を推進する事業を実施しています。令和8年度は京都府内2箇所で開催し、建設企業の経営の安定・強化に向けた取組を進めます。

■ 建設産業の担い手の確保・育成

国家資格取得講習会等を開催し、建設業を担う人材の確保・育成を支援していくとともに、建設業団体、教育機関、行政で構成する「京都府建設業魅力向上プロジェクト推進プラットフォーム」において、建設業のイメージアップやICTの活用等による生産性向上の取組を進め、建設業の担い手の確保・育成を図ります。

■ 建設工事従事者の安全及び健康の確保

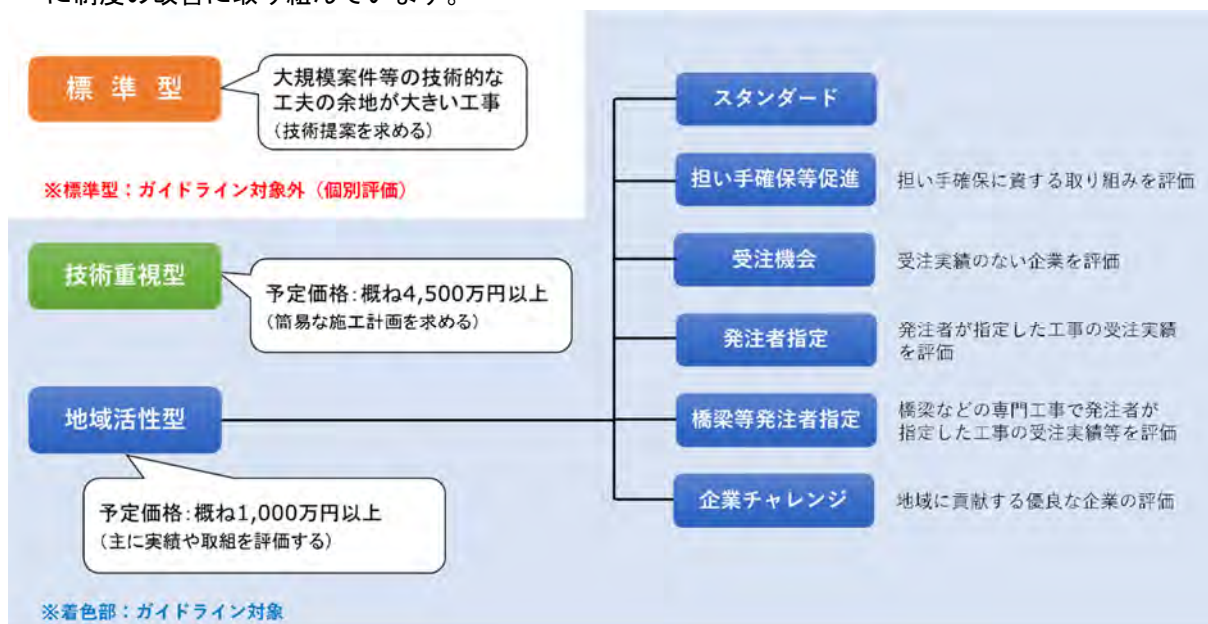
建設業の健全な発展に資するため、令和元年度に策定した「京都府建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」に基づいた取組を進めます。

(4) 建設工事紛争審査会

建設工事の請負契約をめぐるトラブルを解決するための準司法機関であり、事件の内容に応じて「あっせん」、「調停」、「仲裁」のいずれかの手続きにより、弁護士・学識経験者などの専門家が委員となり、迅速な解決を図ります。

6 総合評価競争入札の試行

平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされたことから、平成18年度に価格と品質を総合的に評価して落札者を決定する「総合評価競争入札」の試行を開始し、「京都府建設工事総合評価競争入札委員会」において学識経験者等の知見を得ながら、PDCAサイクルにより継続的に制度の改善に取り組んでいます。



図：総合評価制度の概要

7 府民が親しみ、府民が参加する公共事業の創造に向けて

情報公開、情報提供を積極的に進め、府政への透明性を高めるとともに、府が実施する事業について、計画・実施・管理の各過程に府民が参加・協働する機会を設定し、府民参画による生活基盤整備等を推進しています。

(1) 出前語らい・出前講座

京都府の計画や取組など、府民から要請のあったテーマについて、府職員が説明に伺います。

- ・京都府の公共事業の現状と展望について
- ・わたしたちの鴨川
- ・交通環境学習
- ・やってみよう！耐震診断
- ・家庭で地域で取り組める雨水対策 など



出前講座「わたしたちの鴨川」

(2) 学習会・現場見学会

「京都の顔」として多くの人々に親しまれている鴨川の観察会や、工事見学などを通じ、土木への関心を深めていただくための取組を実施しています。

- ・鴨川探検！再発見！
- ・木津川運動公園親子自然観察・体験教室
- ・砂防工事見学会 など



鴨川探検！再発見！



木津川運動公園
親子自然観察・体験

V事業の概要－4 事業推進のための取組

(3) 計画策定・公共施設の維持管理

地域の方々とともに構想・計画を策定し、さらに、維持管理も行っています。

- ・上林川河川公園計画ワークショップ
- ・公誠地域資源活用プロジェクト
- ・地域公共交通活性化協議会
- ・駅再生プロジェクト
- ・保津川かわまちづくり推進協議会
- ・さわやかボランティア・ロード
- ・木津川運動公園再生の森づくり
- ・山城うるおい水辺パートナーシップ事業
- ・天橋立公園内清掃活動 など



天橋立公園内清掃活動

(4) 府民協働型の公共事業

- ・府民協働型インフラ保全事業 [平成30年度～]

新たな府民公募型の公共事業として、従来の「安心・安全の確保」に「インフラ長寿命化」につながる提案を加えた、「府民協働型インフラ保全事業」を平成30年度に創設しました。

年1回の募集を2回へ拡充し、ホームページで進ちょく状況を公表するなど、府民目線による改善もあわせて実施し、府民の皆さんの身近な「気づき」を、地域の安心・安全の確保やインフラの長寿命化に活かします。

| | 平成 29年度 以前※ | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 合 計 |
|-----|-------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 提案数 | 11,068 | 1,253 | 1,342 | 1,366 | 1,361 | 1,495 | 1,559 | 1,548 | 1,443 | 22,435 |
| 採択数 | 7,922 | 750 | 959 | 939 | 912 | 954 | 1,066 | 1,079 | 977 | 15,558 |

※平成29年度以前は、府民公募型整備事業



着手前



完成（側溝蓋の設置）

2 用地取得・土地対策

基本方針

「人・物・情報・日々の生活の基盤づくり」や、災害に強い京都を目指す防災・減災対策を進めるため、公共用地の円滑な取得、地籍調査の推進に努めています。併せて、地価の安定や適正で合理的な土地利用を目指した土地対策も進めています。

1 公共用地の取得

公共事業を適正かつ円滑に施行するための用地サイクル（調査・測量、取得等）を確立し、計画的な用地取得を進めます。また、各土木事務所等による用地取得のほか、府事業及び国等の行う大規模事業等を推進するため、京都府土地開発公社を積極的に活用し、用地の先行取得を行っています。

なお、土地収用法に基づき市町村等から申請のあった事業の認定については、法令の規定に従い、迅速・適正な審査を行います。

2 土地対策事務

総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした国土利用計画法に基づき、地価の安定や適正で合理的な土地利用の確保等の土地対策を推進するため、「京都府国土利用計画・土地利用基本計画」に基づく調整、土地取引届出制度を活用した適正な土地利用の確保、一般の土地取引価格の指標となる地価調査（毎年1回）等を行います。

また、所有者不明土地については、市町村への制度周知等、問題解決に向けた取組を進めます。

3 地籍調査

災害からの早期復旧や公共事業の円滑化に資する箇所地籍調査を優先的に実施することにより、激甚化・頻発化する自然災害への対応力を高め、災害に強い京都を目指します。

現状と課題

1 用地取得

京都府内における大型プロジェクト事業や、道路・河川等の公共事業の計画的な推進のためには、用地の円滑な取得とストックの確保が重要になりますが、近年、公共事業に対する住民意識の変化や生活環境を重視する傾向の高まり等により、年々その困難性が増しています。

また、一部の用地取得が長期にわたり難航し、道路の供用開始等の支障となっており、早期解決が求められています。

2 土地対策

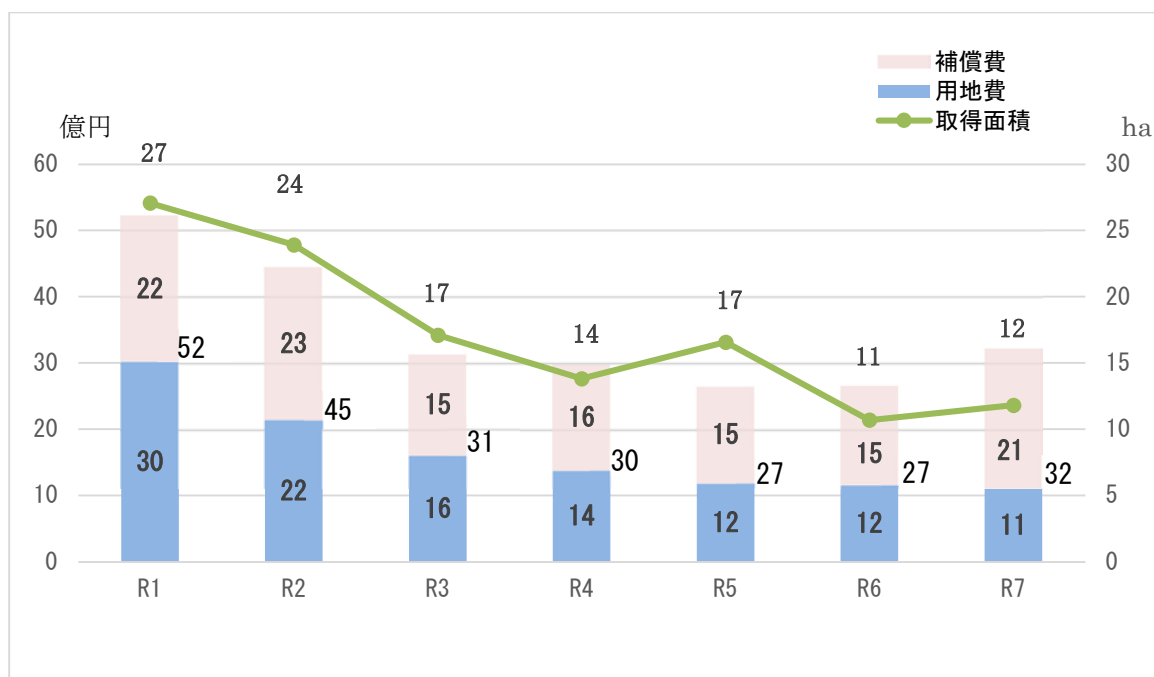
京都府の地価について、令和7年地価調査では、住宅地の対前年平均変動率は1.2%で3年連続、商業地は5.7%で4年連続、工業地は8.0%で11年連続の上昇となりました。

地価の変動は、地域経済や土地利用に与える影響が大きいため、引き続き、地価動向の把握が必要です。

3 地籍調査

地籍調査は、災害からの早期復旧や公共事業の円滑化、森林管理の適正化等のために不可欠ですが、事業の必要性について十分な理解が進んでおりません。また、都市部においては土地の権利関係が複雑化し、調査完了までに長い期間と費用がかかり、山村部においては土地所有者の高齢化等の進行に加え、事業主体である市町村の人材やノウハウが不足しているため、地籍調査が進んでいない状況です。

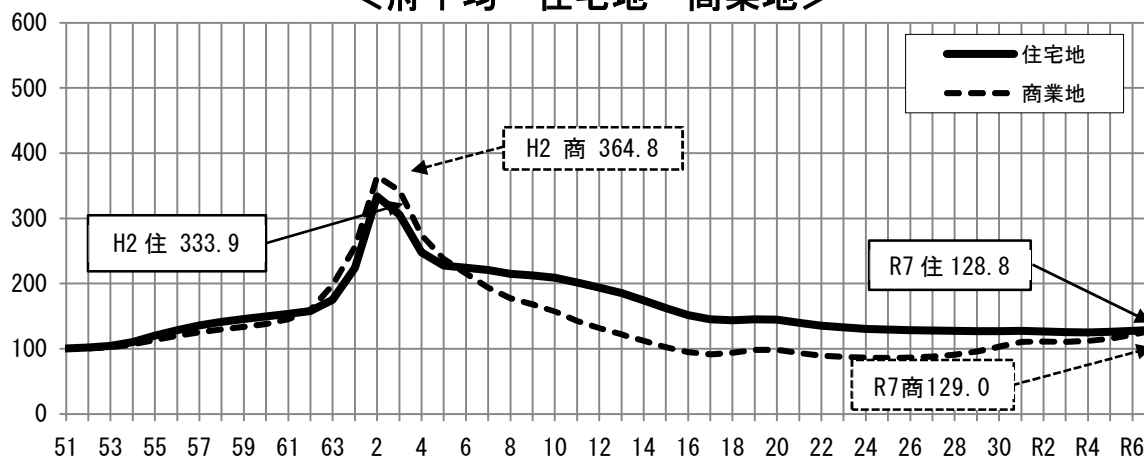
用地・補償費の推移



地価の推移

昭和50年の地価を100とした指数による推移状況

<府平均 住宅地・商業地>



令和8年度主要事業の概要

- 1 公共事業用地の円滑な取得
 - 公共事業を円滑に進めるため、用地交渉が難航する困難案件に対しては、内容に応じた的確な対応を行います。また、各土木事務所による用地取得のほか、京都府土地開発公社を積極的に活用し、用地ストックの確保を推進します。
- 2 地価調査事業の実施
 - 地価の動向の適切な把握や、一般の土地取引の指標となる公的土地評価の一環として、7月1日現在の京都府の地価（400地点）について調査を実施し、公表します。
- 3 地籍調査
 - 地籍調査の重要性を踏まえ、防災対策や社会資本整備実施箇所等における調査を重点化し、リモートセンシング技術も活用しながら推進を図ります。

3 営繕

基本方針

公共建築物が、豊かで安心できる暮らしを支える府民共有の資産となるよう、長期的な視点に立ち、安全で使いやすく、時代や利用者のニーズを捉えた、良質な施設づくりを進めています。また、近年、公共建築物のストックが増加し、老朽化も進行していることから、効率的な維持管理のできる改修計画や、世界的な課題である地球環境保全のため、環境負荷の低減対策も推進しています。

① 安心・安全な施設づくり

災害に強く、安心して利用できる公共建築物の整備を推進します。

② 環境に配慮した施設づくり

京都議定書発足の地として、地球環境保全に公共建築物の分野から貢献します。

③ すべての人が使いやすい施設づくり

全ての人々が円滑で快適に利用できる施設づくりを推進します。

④ 地域社会に寄与する施設づくり

地域の特色や創意工夫を生かした整備を行います。

⑤ 良質な建築物づくりと生産性の向上
公共建築物の品質確保を図るとともに、ICT技術の活用等を推進します。

⑥ 計画的・効率的な維持保全

安心安全、環境負荷低減の観点からも公共建築物の適切な維持保全を進めます。

令和8年度主要事業の概要

1 重点支援事業

(1) 宇治警察署建替工事

- 老朽化や狭隘が著しい庁舎を、地域の安全・安心の中核拠点に相応しく、機能を充実させたものにするため、現地建替えによる施設整備を行います。

(2) プレミアム中食オープンイノベーションラボ

- 府内産農産物を活用した中食向け機能性食品など新たな付加価値を持つ加工食品の研究・商品開発拠点として、既存の市場の改修による施設整備を行います。



宇治警察署建替工事 完成予想図

V事業の概要－4事業推進のための取組

2 営繕事業の取組

(1) 安心・安全な施設づくり

- 災害時に防災拠点となる施設等を中心に、耐震性の確保を図るとともに、非常時における防災機能を確保します。
 - ・耐震対策の推進
 - ・BCP対策を踏まえた施設整備
 - ・老朽化した部材・設備の更新



(1) 京都テルサ(特定天井改修)

(2) 環境に配慮した施設づくり

- 省エネルギー・省資源、温室効果ガスの排出量削減、脱炭素化、長寿命化、エコマテリアルの使用等、地球環境に優しい施設づくりを推進します。
 - ・省エネルギー機器使用の推進
 - ・環境配慮型資材への転換



(2) 伏見港公園体育館
(照明LED化改修)

(3) すべての人が使いやすい施設づくり

- ユニバーサルデザインを指向した施設整備を推進します。
 - ・誰もが利用しやすいトイレの設置
府民が利用する施設には、車椅子の方や子どもたちも利用しやすいトイレを設置しています。
 - 都市公園内、浄化センター内トイレ 他

※施設の用途等に合わせた、乳児用いす、おむつ換え台、車いす使用者便器(大人用、小児用)、小児用小便器、オストメイト対応トイレ設備など



(3) 山城総合運動公園トイレ

(4) 地域社会に寄与する施設づくり

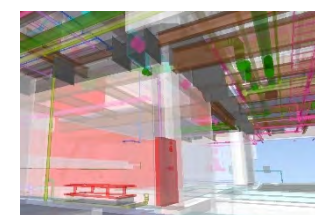
- 地域の特色を生かした施設づくりを推進します。
 - ・地域の特色や景観に配慮した設計
 - ・地域産木材の積極的活用



(4) 洛南浄化センタートイレ
(地域産木材活用)

(5) 良質な建築物づくりと生産性の向上

- 適正な設計、工事監理、検査を行い、公共建築物の品質確保を図るとともに ICT 技術の活用等により生産性を向上させます。
 - ・ASP(工事情報共有システム)の活用を推進
 - ・工事現場における電子小黑板、WEB会議、及び遠隔臨場の活用
 - ・原則、新築3,000㎡以上の案件を対象とし、BIM施行要領を策定



(5) 宇治署 BIM活用

(6) 計画的・効率的な維持保全

- ストックの長期的な耐用性を確保するため、維持保全のマネジメントサイクルを考慮した設計を行うとともに、将来を見据えた改修を進めます。
 - ・LCC(建築物の生涯コスト)を考慮した設計、維持保全
 - ・予防保全の視点に立った改修・設備更新



(6) けいはんなプラザ
(防水改修)

令和8年6月

京都府警察の事務概要

京都府警察本部

京都府警察スローガン

千年を守る 未来を創る

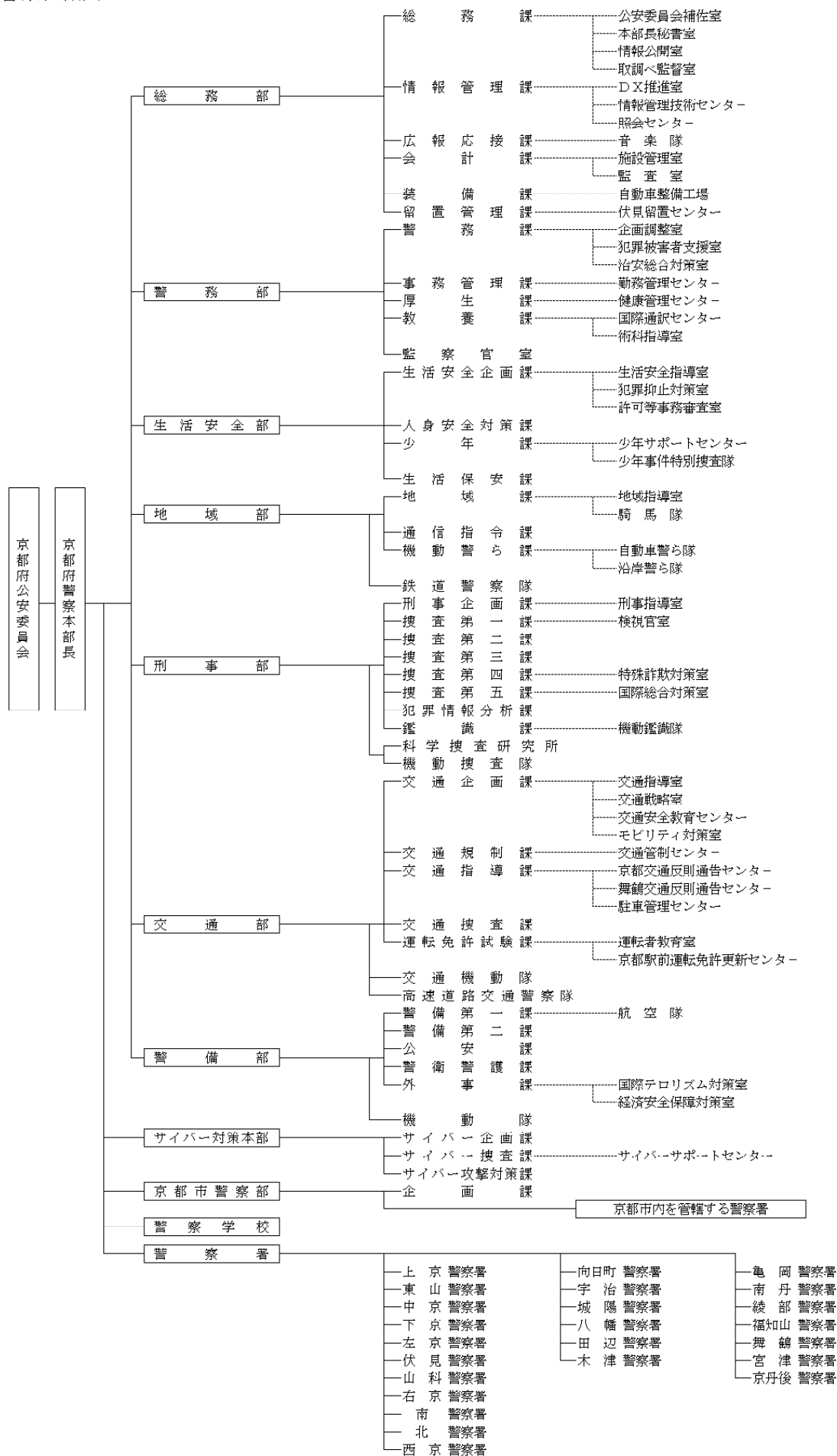
目次

| | | |
|----|------------------------|-----|
| 1 | 組織 | 1 |
| 2 | 定員 | 2 |
| 3 | 所掌事務 | 2～3 |
| 4 | 令和8年度警察費予算一覧表 | 4 |
| 5 | 刑法犯の認知・検挙状況 | |
| | (1) 全刑法犯 | 4 |
| | (2) 重要犯罪 | 5 |
| | (3) 重要窃盗犯 | 5 |
| | (4) 街頭犯罪 | 6 |
| 6 | 組織犯罪の検挙状況等 | |
| | (1) 暴力団犯罪 | 6 |
| | (2) 特殊詐欺 | 7 |
| | (3) 来日外国人による犯罪 | 7 |
| | (4) 拳銃等の押収状況 | 8 |
| | (5) 薬物事犯の検挙状況 | 8 |
| 7 | 風俗事犯等の検挙状況 | |
| | (1) 風俗事犯等 | 9 |
| | (2) 生活経済事犯・環境事犯 | 10 |
| 8 | 少年非行の概況 | 11 |
| 9 | 交番、警ら用無線自動車、航空機等の現況 | |
| | (1) 交番・駐在所等 | 12 |
| | (2) 交番相談員 | 12 |
| | (3) 警ら用無線自動車 | 12 |
| | (4) 航空機及び船舶 | 12 |
| 10 | 110番受理状況 | 12 |
| 11 | 雑踏警備実施状況 | 12 |
| 12 | 交通事故の概要 | |
| | (1) 交通事故の発生状況 | 13 |
| | (2) 交通死亡事故の特徴 | 13 |
| | (3) 高齢者の交通死亡事故の主な特徴 | 13 |
| 13 | 交通安全施設の設置状況 | 14 |
| 14 | 災害被害発生状況 | 14 |
| 15 | サイバー犯罪の検挙状況等 | |
| | (1) サイバー犯罪の検挙状況 | 15 |
| | (2) サイバー犯罪等に関する相談の受理件数 | 15 |

1 組織

京都府警察は、次の組織図のとおり警察本部（7部）、サイバー対策本部、京都市警察部、警察学校及び警察署24署から成っている。

京都府警察組織図



2 定員

府条例で定められている定員は、次のとおりである。

| | | |
|----------|---------|-------|
| 警 察 官 | 警 視 | 179 |
| | 警 部 | 398 |
| | 警 部 補 | 1,930 |
| | 巡 査 部 長 | 1,996 |
| | 巡 査 | 2,057 |
| | 計 | 6,560 |
| 警察官以外の職員 | 657 | |
| 合 計 | 7,217 | |

3 所掌事務

(1) 警察本部

ア 総務部

- 公安委員会の庶務に関する事。
- 機密に関する事。
- 公印の管守に関する事。
- 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 事務能率の増進に関する事。
- 警察統計（犯罪統計を除く。）に関する事。
- 広報に関する事。
- 情報の公開に関する事。
- 個人情報の保護に関する事。
- 予算、決算及び会計に関する事。
- 財産及び物品の管理及び処分に関する事。
- 会計の監査に関する事。
- 警察装備に関する事。
- 留置施設に関する事。
- 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事。
- 前記に掲げるもののほか、他の部又は機関の所掌に属しない事務に関する事。

イ 警務部

- 人事、定員及び給与に関する事。
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する事。
- 犯罪被害者等給付金に関する事。
- オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関する事。
- 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。
- 福利厚生に関する事。
- 警察教養に関する事。
- 監察に関する事。

ウ 生活安全部

- 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事。
- 犯罪の予防に関する事。
- 少年非行の防止に関する事。
- 保安警察に関する事。

エ 地域部

- 地域警察に関すること。
- 前記に掲げるもののほか、警らに関すること。

オ 刑事部

- 刑事警察に関すること。
- 国際捜査共助に関すること。
- 犯罪鑑識に関すること。
- 犯罪統計に関すること。
- 暴力団対策に関すること。
- 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。
- 犯罪による収益の移転防止に関すること。

カ 交通部

- 交通警察に関すること。

キ 警備部

- 警備警察に関すること。
- 警備実施に関すること。
- 機動隊に関すること。
- 災害警備に関すること。
- 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- 警衛に関すること。
- 警護に関すること。

(2) サイバー対策本部

- サイバー対策に関すること。
- 犯罪の取締りのための情報技術に係る解析の支援に関すること。

(3) 京都市警察部

- 京都市及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 京都市の区域内に係る事務につき、警察本部長が別に定めるもの。

(4) 警察学校

- 基本課程の教養に関すること。
- 専門課程の教養に関すること。
- 一般職員課程の教養に関すること。
- 学校施設の維持管理に関すること。

4 令和8年度警察費予算一覧表

(単位：千円)

| 科 目 | 予 算 額 | 説 明 |
|---------------|------------|---------------------------------|
| 第9款 警察費 | 84,989,654 | |
| 第1項 警察管理費 | 82,873,361 | |
| 第1目 公安委員会費 | 17,641 | 公安委員会の運営に要する経費 |
| 第2目 警察本部費 | 77,790,506 | 警察官及び職員の給与並びに警察の一般運営に要する経費 |
| 第3目 装 備 費 | 737,300 | 警察車両、ヘリコプター等の維持管理に要する経費 |
| 第4目 警察施設費 | 4,291,672 | 交通安全施設の整備並びに警察施設の建替及び維持管理に要する経費 |
| 第5目 恩給及び退職年金費 | 36,242 | 元警察職員の恩給及び扶助料に要する経費 |
| 第2項 警察活動費 | 2,116,293 | |
| 第1目 警察活動費 | 2,116,293 | 警察活動に要する経費 |

5 刑法犯の認知・検挙状況

(1) 全刑法犯

| 区 分 | 令 和 6 年 | | 令 和 7 年 | | 増 減 | |
|-----|---------|-------|---------|-------|------|------|
| | 認知件数 | 検挙件数 | 認知件数 | 検挙件数 | 認知件数 | 検挙件数 |
| 凶悪犯 | 133 | 118 | 111 | 104 | -22 | -14 |
| 粗暴犯 | 926 | 809 | 953 | 788 | 27 | -21 |
| 窃盗犯 | 8,267 | 3,316 | 8,355 | 3,493 | 88 | 177 |
| 知能犯 | 719 | 404 | 837 | 351 | 118 | -53 |
| 風俗犯 | 439 | 394 | 490 | 466 | 51 | 72 |
| その他 | 1,575 | 773 | 1,652 | 769 | 77 | -4 |
| 合 計 | 12,059 | 5,814 | 12,398 | 5,971 | 339 | 157 |

(2) 重要犯罪

| 区 分 | 令 和 6 年 | | 令 和 7 年 | | 増 減 | |
|---------|---------|------|---------|------|------|------|
| | 認知件数 | 検挙件数 | 認知件数 | 検挙件数 | 認知件数 | 検挙件数 |
| 殺 人 | 9 | 7 | 7 | 9 | -2 | 2 |
| 強 盗 | 21 | 21 | 24 | 20 | 3 | -1 |
| 放 火 | 17 | 16 | 10 | 10 | -7 | -6 |
| 不同意性交等 | 86 | 74 | 70 | 65 | -16 | -9 |
| 不同意わいせつ | 132 | 112 | 137 | 114 | 5 | 2 |
| 略取・誘拐 | 8 | 7 | 16 | 16 | 8 | 9 |
| 合 計 | 273 | 237 | 264 | 234 | -9 | -3 |

(3) 重要窃盗犯

| 区 分 | 令 和 6 年 | | 令 和 7 年 | | 増 減 | |
|---------|---------|------|---------|------|------|------|
| | 認知件数 | 検挙件数 | 認知件数 | 検挙件数 | 認知件数 | 検挙件数 |
| 侵 入 盗 | 384 | 306 | 421 | 447 | 37 | 141 |
| 住宅対象 | 148 | 105 | 155 | 171 | 7 | 66 |
| そ の 他 | 236 | 201 | 266 | 276 | 30 | 75 |
| 自 動 車 盗 | 50 | 15 | 61 | 18 | 11 | 3 |
| ひったくり | 10 | 12 | 8 | 7 | -2 | -5 |
| す り | 16 | 17 | 23 | 5 | 7 | -12 |
| 合 計 | 460 | 350 | 513 | 477 | 53 | 127 |

(注) 侵入盗の「住宅対象」とは、空き巣、忍込み、居空きをいう。

(4) 街頭犯罪

| 区 分 | 令 和 6 年 | | 令 和 7 年 | | 増 減 | |
|---------|---------|------|---------|------|------|------|
| | 認知件数 | 検挙件数 | 認知件数 | 検挙件数 | 認知件数 | 検挙件数 |
| 強 盗 | 10 | 11 | 10 | 11 | ±0 | ±0 |
| 恐 喝 | 13 | 10 | 15 | 15 | 2 | 5 |
| 不同意わいせつ | 32 | 30 | 41 | 29 | 9 | -1 |
| ひったくり | 10 | 12 | 8 | 7 | -2 | -5 |
| 車上ねらい | 420 | 218 | 365 | 95 | -55 | -123 |
| 自販機ねらい | 40 | 33 | 38 | 3 | -2 | -30 |
| 自動車盗 | 50 | 15 | 61 | 18 | 11 | 3 |
| オートバイ盗 | 330 | 102 | 285 | 71 | -45 | -31 |
| 自転車盗 | 2,997 | 276 | 2,958 | 187 | -39 | -89 |
| 部品ねらい | 187 | 14 | 230 | 38 | 43 | 24 |
| 器物損壊等 | 272 | 84 | 298 | 68 | 26 | -16 |
| 合 計 | 4,361 | 805 | 4,309 | 542 | -52 | -263 |

(注)「強盗」「恐喝」「不同意わいせつ」「器物損壊等」については、屋外で発生したものを計上している。

6 組織犯罪の検挙状況等

(1) 暴力団犯罪

| 区 分 | | 令 和 6 年 | | 令 和 7 年 | | 増 減 | |
|------------------|--------|---------|------|---------|------|------|------|
| | | 検挙件数 | 検挙人員 | 検挙件数 | 検挙人員 | 検挙件数 | 検挙人員 |
| 刑 法 犯 | 殺 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | ±0 | ±0 |
| | 強 盗 | 2 | 10 | 2 | 2 | ±0 | -8 |
| | 不同意性交等 | 0 | 0 | 0 | 0 | ±0 | ±0 |
| | 傷 害 | 21 | 27 | 8 | 10 | -13 | -17 |
| | 恐 喝 | 7 | 11 | 8 | 9 | 1 | -2 |
| | 窃 盗 | 58 | 20 | 32 | 11 | -26 | -9 |
| | 詐 欺 | 40 | 29 | 21 | 19 | -19 | -10 |
| | その他 | 64 | 43 | 26 | 29 | -38 | -14 |
| | 小 計 | 192 | 140 | 97 | 80 | -95 | -60 |
| 特 別 法 犯 | 銃刀法 | 1 | 0 | 1 | 0 | ±0 | ±0 |
| | 覚醒剤取締法 | 89 | 54 | 74 | 34 | -15 | -20 |
| | その他 | 83 | 49 | 41 | 20 | -42 | -29 |
| | 小 計 | 173 | 103 | 116 | 54 | -57 | -49 |
| 合 計 | 365 | 243 | 213 | 134 | -152 | -109 | |

(2) 特殊詐欺

| 手口別 | 令和6年 | | 令和7年 | | 増減 | |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|
| | 認知件数 | 検挙人員 | 認知件数 | 検挙人員 | 認知件数 | 検挙人員 |
| オレオレ詐欺 | 62 | 10 | 160 | 8 | 98 | -2 |
| 預貯金詐欺 | 18 | 2 | 39 | 6 | 21 | 4 |
| 架空料金請求詐欺 | 26 | 4 | 24 | 3 | -2 | -1 |
| 還付金詐欺 | 14 | 2 | 10 | 1 | -4 | -1 |
| キャッシュカード 詐欺盗 | 75 | 15 | 49 | 13 | -26 | -2 |
| その他 | 6 | 1 | 10 | 1 | 4 | ±0 |
| 合計 | 201 | 34 | 292 | 32 | 91 | -2 |

(注)その他は、融資保証金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺及びその他の特殊詐欺を含む。

(3) 来日外国人による犯罪

| 区分 | | 令和6年 | | 令和7年 | | 増減 | |
|------------------|--------|------|------|------|------|------|------|
| | | 検挙件数 | 検挙人員 | 検挙件数 | 検挙人員 | 検挙件数 | 検挙人員 |
| 刑 法 犯 | 凶悪犯 | 3 | 7 | 5 | 5 | 2 | -2 |
| | 粗暴犯 | 13 | 13 | 21 | 19 | 8 | 6 |
| | 窃盗犯 | 124 | 50 | 220 | 60 | 96 | 10 |
| | 知能犯 | 4 | 5 | 21 | 6 | 17 | 1 |
| | 風俗犯 | 4 | 4 | 11 | 10 | 7 | 6 |
| | その他 | 30 | 29 | 46 | 31 | 16 | 2 |
| | 小計 | 178 | 108 | 324 | 131 | 146 | 23 |
| 特 別 法 犯 | 入管法 | 32 | 19 | 36 | 29 | 4 | 10 |
| | 覚醒剤取締法 | 0 | 0 | 3 | 2 | 3 | 2 |
| | その他 | 33 | 37 | 24 | 25 | -9 | -12 |
| | 小計 | 65 | 56 | 63 | 56 | -2 | ±0 |
| 合計 | | 243 | 164 | 387 | 187 | 144 | 23 |

(4) 拳銃等の押収状況

| 区 分 | 押収丁数 | | 増 減 | |
|------|------|-------|------------|-------|
| | | 暴力団以外 | | 暴力団以外 |
| 令和6年 | 8 | 8 | 前年対比 -5 | |
| 令和7年 | 3 | 3 | | -5 |

(5) 薬物事犯の検挙状況

| 区 分 | 令 和 6 年 | | 令 和 7 年 | | 増 減 | |
|--------|---------|------|---------|------|------|------|
| | 検挙件数 | 検挙人員 | 検挙件数 | 検挙人員 | 検挙件数 | 検挙人員 |
| 覚醒剤 | 215 | 136 | 227 | 131 | 12 | -5 |
| 譲渡受 | 7 | 4 | 7 | 5 | ±0 | 1 |
| 所持 | 75 | 42 | 83 | 50 | 8 | 8 |
| 使用 | 132 | 89 | 133 | 74 | 1 | -15 |
| 密輸入 | 0 | 0 | 0 | 0 | ±0 | ±0 |
| その他 | 1 | 1 | 4 | 2 | 3 | 1 |
| 麻薬・あへん | 46 | 20 | 37 | 13 | -9 | -7 |
| 大 麻 | 279 | 221 | 297 | 220 | 18 | -1 |
| 合 計 | 540 | 377 | 561 | 364 | 21 | -13 |

(注)その他は、麻薬特例法違反での検挙で覚醒剤事犯に関するものを含む

7 風俗事犯等の検挙状況

(1) 風俗事犯等

| 区 分 | | 令和6年 | | 令和7年 | | 増 減 | |
|------------------|-------------|------|----|------|----|-----|----|
| | | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 |
| 風 俗 事 犯 | 風営適正化法事犯 | 14 | 17 | 14 | 21 | ±0 | 4 |
| | 売春防止法事犯 | 8 | 9 | 5 | 5 | -3 | -4 |
| | わいせつ事犯 | 4 | 3 | 5 | 4 | 1 | 1 |
| | そ の 他 | 13 | 16 | 7 | 23 | -6 | 7 |
| | 小 計 | 39 | 45 | 31 | 53 | -8 | 8 |
| 雇 用 事 犯 | 出入国・難民認定法事犯 | 6 | 2 | 5 | 7 | -1 | 5 |
| | 労基法・職安法事犯 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 小 計 | 6 | 2 | 6 | 8 | ±0 | 6 |
| 合 計 | | 45 | 47 | 37 | 61 | -8 | 14 |

(2) 生活経済事犯・環境事犯

| 区 分 | | 令 和 6 年 | | 令 和 7 年 | | 増 減 | |
|--------------------|---------------|---------|-----|---------|-----|-----|-----|
| | | 件 数 | 人 員 | 件 数 | 人 員 | 件 数 | 人 員 |
| 生活 経済 事 犯 | 悪 質 商 法 事 犯 | 11 | 12 | 20 | 18 | 9 | 6 |
| | 保 健 衛 生 事 犯 | 14 | 15 | 8 | 3 | -6 | -12 |
| | 金 融 事 犯 | 9 | 7 | 25 | 8 | 16 | 1 |
| | 知的財産権侵害事犯 | 12 | 18 | 25 | 12 | 13 | -6 |
| | そ の 他 経 済 事 犯 | 8 | 9 | 17 | 11 | 9 | 2 |
| | 小 計 | 54 | 61 | 95 | 52 | 41 | -9 |
| 環 境 事 犯 | 環 境 事 犯 | 193 | 212 | 172 | 188 | -21 | -24 |
| | そ の 他 主 管 法 令 | 7 | 8 | 4 | 5 | -3 | -3 |
| | 小 計 | 200 | 220 | 176 | 193 | -24 | -27 |
| 合 計 | | 254 | 281 | 271 | 245 | 17 | -36 |

8 少年非行の概況

| 区 分 | | 令和6年(人) | 令和7年(人) | 増 減 |
|---------|--------------------|---------|---------|-----|
| 非 行 | 犯 罪 少 年 | 450 | 449 | -1 |
| | 刑 法 犯 触 法 少 年 | 196 | 285 | 89 |
| | 小 計 | 646 | 734 | 88 |
| 少 年 | 犯 罪 少 年 | 129 | 146 | 17 |
| | 特 別 法 犯 触 法 少 年 | 20 | 37 | 17 |
| | 小 計 | 149 | 183 | 34 |
| ぐ 犯 少 年 | | 3 | 3 | ±0 |
| 合 計 | | 798 | 920 | 122 |

| 区 分 | | 令和6年(人) | 令和7年(人) | 増 減 |
|-------------------|---------------------|----------------|----------------|---------------|
| 刑法犯総検挙人員(成人を含む。) | | 4,022 | 4,096 | 74 |
| | うち犯罪少年の検挙人員 (割合) | 450 (11.2%) | 449 (11.0%) | -1 (-0.2P) |
| 窃盗犯総検挙人員(成人を含む。) | | 1,957 | 2,039 | 82 |
| | うち犯罪少年の検挙人員 (割合) | 237 (12.1%) | 270 (13.2%) | 33 (1.1P) |
| 街頭犯罪総検挙人員(成人を含む。) | | 552 | 537 | -15 |
| | うち犯罪少年の検挙人員 (割合) | 125 (22.6%) | 146 (27.2%) | 21 (4.6P) |

| 区 分 | | 令和6年(人) | 令和7年(人) | 増 減 |
|-------------|--|---------|---------|------|
| 不 良 行 為 少 年 | | 33,528 | 32,553 | -975 |
| 薬 物 乱 用 少 年 | | 56 | 45 | -11 |

9 交番、警ら用無線自動車、航空機等の現況（令和8年4月末現在）

(1) 交番・駐在所等

| 交 番 等 | 交 番 | 駐 在 所 | 警備派出所 | 合 計 |
|-------|-----|-------|-------|-----|
| 箇 所 | 192 | 98 | 5 | 295 |

(2) 交番相談員

| 配 置 先 等 | 配置警察署 | 配置交番 | 交番相談員数 |
|---------|-------|------|--------|
| 配 置 数 | 24 | 158 | 158 |

(3) 警ら用無線自動車

| 配 置 先 | 機 動 警 ら 課 | 各 警 察 署 | 合 計 |
|-------|-----------|---------|-----|
| 台 数 | 23 | 77 | 100 |

(4) 航空機及び船舶

| 種 別 | ヘリコプター | 船 舶 | | |
|-------|-----------|-------|-------|---|
| | 警 備 第 一 課 | 舞 鶴 署 | 宮 津 署 | 計 |
| 機（隻）数 | 2 | 1 | 1 | 2 |

10 110番受理状況

| 区 分 | 令和6年 | | 令和7年 | | 増 減 | |
|--------|---------|------|---------|------|---------|------|
| | 件 数 | 1日平均 | 件 数 | 1日平均 | 件 数 | 1日平均 |
| 総受理件数 | 279,427 | 763 | 296,613 | 813 | +17,186 | +50 |
| 有効受理件数 | 227,512 | 622 | 242,777 | 665 | +15,265 | +43 |

11 雑踏警備実施状況（令和7年中）

| 種 別 | 祭 礼 等 | 公 営 競 技 | 合 計 |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 人 出 数 | 5,096,505 | 1,962,920 | 7,059,425 |
| 従事警察官数 | 12,299 | 1,172 | 13,471 |

(注) 数値は延べ概数である。

12 交通事故の概要

(1) 交通事故の発生状況

| 区 分 | | 令和6年 | 令和7年 | 増 減 | |
|-------------|---------|-------|-------|------|-------|
| | | | | 増減数 | 率 (%) |
| 発生 (件) | | 3,745 | 3,586 | -159 | -4.2 |
| 死者 (人) | | 52 | 49 | -3 | -5.8 |
| 負 傷 者 | 重傷者 (人) | 806 | 836 | 30 | +3.7 |
| | 軽傷者 (人) | 3,427 | 3,222 | -205 | -6.0 |
| | 計 | 4,233 | 4,058 | -175 | -4.1 |

(2) 交通死亡事故の特徴

| 区 分 | | 令和6年 | | 令和7年 | | 増 減 | |
|------------|--------------|------|---------|------|---------|-----|-------|
| | | | 構成比 (%) | | 構成比 (%) | 増減数 | 率 (%) |
| 年齢別 (人) | 子供 (15歳以下) | 0 | | 0 | | ±0 | |
| | 若年者 (16~24歳) | 5 | 9.6 | 5 | 10.2 | ±0 | |
| | 高齢者 (65歳以上) | 29 | 55.8 | 24 | 49.0 | -5 | -17.2 |
| 状態別 (人) | 歩 行 中 等 | 20 | 38.5 | 14 | 28.6 | -6 | -30.0 |
| | 自動車乗車中 | 11 | 21.2 | 9 | 18.4 | -2 | -18.2 |
| | 二輪車乗車中 | 15 | 28.8 | 14 | 28.6 | -1 | -6.7 |
| | 一般原付乗車中 | 3 | 5.8 | 6 | 12.2 | 3 | 100.0 |
| | 自転車乗車中 | 3 | 5.8 | 6 | 12.2 | 3 | 100.0 |
| 地域別 (人) | 京 都 市 域 | 21 | 40.4 | 24 | 49.0 | 3 | 14.3 |
| | 京 都 市 域 外 | 31 | 59.6 | 25 | 51.0 | -6 | -19.4 |
| 時間別 (人) | 昼 間 | 27 | 51.9 | 30 | 61.2 | 3 | 11.1 |
| | 夜 間 | 25 | 48.1 | 19 | 38.8 | -6 | -24.0 |
| 路線別 (人) | 高 速 道 路 等 | 3 | 5.8 | 4 | 8.2 | 1 | 33.3 |
| | 国 道 | 16 | 30.8 | 12 | 24.5 | -4 | -25.0 |
| | 府道・市町村道等 | 33 | 63.5 | 33 | 67.3 | ±0 | |

(3) 高齢者の交通死亡事故の主な特徴 (令和7年中)

| 区 分 | 件数・死者数 | 内 訳 | | |
|------------------------------|--------------|---------|--------|-----------|
| 高齢運転者が 第1当事者 となる事故 (件) | 9 (前年比-6) | 年 齢 層 別 | 65~74歳 | 6 (66.7%) |
| | | | 75歳以上 | 3 (33.3%) |
| 歩 行 中 等 (人) | 9 (前年比-6) | 昼 夜 別 | 昼 間 | 4 (44.4%) |
| | | | 夜 間 | 5 (55.6%) |
| | | 自宅との距離 | 1 km以内 | 4 (44.4%) |
| | | | 1 km 超 | 5 (55.6%) |

13 交通安全施設の設置状況（令和8年3月末現在）

| 区 分 | | | | 備 考 |
|---------------------------------|----------------|---|---------|---|
| 交通 管 制 機 器 | 電光式交通情報板 | 基 | 42 | |
| | 小型文字情報板 | 基 | 105 | |
| | 光ビークン | 基 | 1,221 | |
| | 交通監視用テレビ | 台 | 97 | |
| 信 号 機 | 定周期式 | 基 | 2,478 | ※ 全信号機 3,361 基中 集中・系統式 1,960 基 ※ 視覚障害者用付加装置 577 基 ※ 歩車分離式信号（一部歩車 分離を含む） 133 基 |
| | 感応式 | 基 | 272 | |
| | 押ボタン式 | 基 | 563 | |
| | 特殊（列車感知・タブレット） | 基 | 22 | |
| | 一灯点滅式 | 基 | 26 | |
| 道 路 標 識 ・ 標 示 | 可変式 | 面 | 267 | ※ 自発光式標識 480 枚 ※ 実線標示 1,272.7 Km （うち高輝度標示） 309.3 Km ※ 図示標示 93,610 個 |
| | 固定式 | 枚 | 4,137 | |
| | 路側式 | 枚 | 174,107 | |
| | 横断歩道 | 本 | 19,548 | |
| | 自転車横断帯 | 本 | 2,283 | |

14 災害被害発生状況（令和7年中）

| 区 分 | | 台風 | 大雨 | 強風 | 高潮 | 地震 | 津波 | 雪害 | 合 計 |
|---------|-------|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 人 的 被 害 | 死 者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 負 傷 者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 建 物 被 害 | 棟 | 0 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 |

（注）件数については、京都府集計による。

15 サイバー犯罪の検挙状況等

(1) サイバー犯罪の検挙状況

| 区 分 | 令 和 6 年 | | 令 和 7 年 | | 増 減 | |
|----------------|---------|-----|---------|-----|-----|-----|
| | 件 数 | 人 員 | 件 数 | 人 員 | 件 数 | 人 員 |
| 不正アクセス禁止法 | 8 | 2 | 6 | 6 | -2 | 4 |
| 不正指令電磁的記録に関する罪 | 0 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 |
| 電磁的記録対象犯罪 | 23 | 6 | 17 | 4 | -6 | -2 |
| ネットワーク利用犯罪 | 170 | 113 | 228 | 149 | 58 | 36 |
| 合 計 | 201 | 121 | 253 | 160 | 52 | 39 |

(2) サイバー犯罪等に関する相談の受理件数

| 区 分 | 令和6年 | 令和7年 | 増 減 |
|-------------------------|-------|-------|------|
| 詐欺・悪質商法等による被害に関するもの | 3,347 | 3,218 | -129 |
| 名誉毀損・誹謗中傷、脅迫による被害に関するもの | 540 | 608 | 68 |
| 不正アクセスによる被害等 | 769 | 1,207 | 438 |
| 不正プログラムによる被害に関するもの | 26 | 8 | -18 |
| 個人情報情報の窃取等 | 1,239 | 1,180 | -59 |
| 不審メール等による被害に関するもの | 421 | 454 | 33 |
| 違法情報・有害情報の通報等 | 142 | 107 | -35 |
| その他（サイバー関係） | 484 | 233 | -251 |
| 合 計 | 6,968 | 7,015 | 47 |